

第 8 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 19 年 6 月 8 日 開 会
平成 19 年 6 月 14 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 8 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月8日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	5
○ 提出議案提案理由説明	5
○ 陳情第 2 号、陳情第 3 号の上程、委員会付託	9
○ 散会の宣告	9

第 2 号（6月11日）

○ 議事日程	1 1
○ 本日の会議に付した事件	1 1
○ 出席議員	1 1
○ 欠席議員	1 2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 3
○ 開議の宣告	1 4
○ 一般質問	1 4
山 口 博 个 君	1 4

長 根 和 夫 君	3 0
内 村 貞 子 君	4 6
工 藤 幸 子 君	5 0
○散会の宣告	5 8

第 3 号 (6 月 1 2 日)

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 2
○欠席議員	6 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
○職務のため出席した者の職氏名	6 3
○開議の宣告	6 4
○一般質問	6 4
立 花 寛 子 君	6 4
川守田 稔 君	7 6
河 端 幸 蔵 君	8 8
伊 達 一 夫 君	9 5
○散会の宣告	1 0 2

第 4 号 (6 月 1 4 日)

○議事日程	1 0 3
○本日の会議に付した事件	1 0 4
○出席議員	1 0 4
○欠席議員	1 0 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 6
○開議の宣告	1 0 7

○ 報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○ 報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○ 報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○ 報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
○ 報告第 5 号から報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
○ 報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○ 報告第 9 号から報告第 1 3 号の上程、説明、質疑	1 2 4
○ 報告第 1 4 号の上程、説明、質疑	1 3 3
○ 議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○ 議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○ 議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○ 議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○ 議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○ 議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○ 陳情第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 5 7
○ 陳情第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 5 8
○ 日程の追加	1 6 0
○ 発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○ 閉会中の継続審査の件	1 6 2
○ 常任委員会報告	1 6 2
○ 閉会中の継続調査の件	1 6 3
○ 議員派遣の件	1 6 3
○ 閉会の宣告	1 6 3
○ 署名議員	1 6 7

第 8 回南部町議会定例会

議事日程（第 1 号）

平成19年 6 月 8 日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情第 2 号 看護師の増員を求める陳情書
- 第 5 陳情第 3 号 テニスコート新設に関する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立 花 寛 子 君	22番	大久保 俊 和 君
24番	滝 田 米 作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金 嘉 君	27番	工 藤 久 夫 君
30番	河 端 幸 蔵 君	31番	相 田 耕 作 君
32番	山 口 博 个 君	33番	沼 畑 繁 君
34番	小笠原 義 弘 君	35番	佐々木 元 作 君

36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

欠席議員（１名）

28番 坂 本 正 紀 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は36人でございます。定足数に達しておりますので、これより第8回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月1日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第8回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が6件と報告14件、その他の案件といたしましては、陳情2件、ほか委員会報告等3件でございます。陳情書につきましては、所管の教育民生常任委員会に審査を付託することにいたしました。一般質問は8名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、今定例会の会期は本日6月8日から14日までの7日間といたしました。なお、6月9日、10日は休日のため、13日は議案熟考のため、休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上、議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

山口博个君 着席

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、代表監査委員であります。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において15番工藤和夫君、17番佐々木幹夫君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月8日から6月14日までにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、6月8日から6月14日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、6月9日、10日は休日のため、13日は議案熟考のため、休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで本定例会に上程されました町長提出議案6件、報告14件について町長から提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成19年第8回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席を賜り、開会できますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて、当町は、新町発足以来、役場本庁と名川、南部の二つの分庁舎により事務の運用をスタートいたしました。合併当初は、分庁舎方式による決裁、文書の停滞、会議等の不効率などが懸念されましたが、各庁舎間の光ケーブル専用回線の運用により、全職員への即時通達など、情報運用が効率化され、職員間の打ち合わせ会議等も極力少なくしているところであります。

また、今年度は、2人の副町長が、週2回、各分庁舎において勤務し、決裁、事務調整のスピード化を図るなど、新体制での事務も軌道に乗りつつあります。合併して、1年半が経過し、継続事業を重点に事業を進めてまいりましたが、新規事業も取り込むなど、今後とも住民サービスの低下を招かないよう、事務事業の見直しは随時取り組むと同時に、町職員の資質向上にも努めてまいりたいと考えております。

政府の地方分権改革推進委員会は、先般、第2期改革の議論を方向づける基本的な考え方をまとめ、基礎自治体である市町村の将来像として、行政面だけでなく、財政、立法面でも分権を進めた完全自治体を確立することを目的とし、今月の政府の骨太の方針にも盛り込まれるとされております。三位一体改革に始まった国と地方の税財政改革や少子高齢化の進展、地域間格差の拡大といった変化は、これまでの行政システムを根底から変革しようとしております。この変革は、

地方分権であり、基礎自治体である市町村が、みずから政策を立案し、迅速に実行していくことが要請されております。

国においては、魅力ある地方に生まれ変われるよう、独自のプロジェクトをみずから考え、展開する自治体を支援する頑張る地方応援プログラムのように、前向きにやる気のある自治体には積極的に支援措置を講ずる姿勢を強く打ち出しております。

当町は、この頑張る地方応援プログラムの第1次募集に申請をいたしますが、各課にプロジェクトの提案を求めたところ、13件のプロジェクトの提案がありました。精査の上、今回の第1次募集には、7件のプロジェクトを申請することとしております。

町職員におきましては、今後とも今回の応援プログラムのみならず、すべての事業、日常の事務において、意識改革を図り、前例主義にとらわれず、企画立案していくことが強く求められております。また、このようなプロジェクトは、単に行政内部の取り組み、または、成果目標にとどまることのないよう、住民の参画などにより、広く地域の知恵と工夫を凝らすことが成功のかぎであると思っております。

魅力ある南部町づくりのため、住民の皆様のご協力と議員各位のさらなるご理解、ご支援を切にお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分報告及び繰越計算書の報告、財団法人南部町健康増進公社の経営状況などの報告案件が14件、平成19年度一般会計補正予算案、その他の条例の一部改正、規約の変更等の案件6件、合わせて20件であります。順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号、専決処分報告、平成18年度南部町一般会計補正予算（第8号）についてであります。地方譲与税や国・県支出金及び特別交付税等の確定に伴い、各特別会計に対する繰出金、基金積立金などを補正したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,198万2,000円を追加し、予算の総額を102億3,229万6,000円とするものであります。

次に、報告第2号、専決処分報告、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入の財政調整交付金などの国庫支出金や療養給付費負担金などが確定したことに伴い、保険給付費等の財源内訳や共同事業拠出金などを減額したもので、歳入歳出それぞれ2,308万9,000円を減額し、予算の総額を27億2,949万1,000円とするものであります。

次に、報告第3号、専決処分報告、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてであります。支払基金交付金及び医療費等が確定したことにより、歳入歳出それぞれ3,797万8,000円を減額し、予算の総額を23億9,796万3,000円とするものであります。

次に、報告第4号、専決処分報告、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。町債の確定に伴い、施設建設費を400万円減額し、予算の総額を10億7,274万4,000円とするものであります。

次に、報告第5号から報告第8号までの4件につきましては、国の法律等が改正されたことに伴い、関連する条項を改正する必要が生じ、専決処分したものであります。

まず、報告第5号、専決処分報告、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人町民税、法人町民税、固定資産税、たばこ税関係などについて、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正したものであります。

次に、報告第6号、専決処分報告、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。関西文化学術研究都市建設促進法の地方公共団体等を定める省令が改正され、この中で、過疎地域自立促進特別措置法の地方税課税免除等の省令が改正されたことに伴い、過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したものであります。

次に、報告第7号、専決処分報告、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人町民税の特例税率適用期間の延長、住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請の申告期限などについて、地方税法施行令・施行規則の一部を改正する政令・省令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正したものであります。

次に、報告第8号、専決処分報告、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特殊勤務手当を支給している保育園、幼稚園、児童館職員について、給与構造の改革により、職名の見直しを行うこととなったため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したものであります。

次に、報告第9号、平成18年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書から、報告第13号、南部町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書の5件についてであります。翌年度に繰り越した事業の金額について法令に基づき報告するものであります。

次に、報告第14号、専決処分報告、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。地方自治法に基づき、事業報告と決算報告を行うものであります。

次に、議案第54号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険税の適正税率を平成20年度にかけて平準化を図り、段階的に改正するもので、平成19年度の国民健康保険税について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号、南部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。租税特別措置法の一部改正に伴い、優良住宅新築認定申請手数料について、引用条項にずれが生じたため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第56号及び議案第57号についてであります。青森県市町村総合事務組合並びに青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数に増減があり、また、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、それぞれの組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号、青森県交通災害共済規約の変更についてであります。執行機関の組織等において、「助役」「収入役」を「副管理者」「会計管理者」にそれぞれ改めるなどとしたもので、共済組合規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第59号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,667万4,000円を追加し、予算の総額を98億6,667万4,000円とするものであります。

この主な内容は、職員の人事異動による人件費の調整のほか、総務費財産管理費に、公用車運転臨時職員賃金に513万3,000円、総合サービス費に同じく臨時職員賃金として174万1,000円、衛生費母子保健費に妊婦健診の回数を2回から5回にふやすこととしたため、185万4,000円を追加。農林水産業費果樹振興費のリンゴ貯蔵センター屋内消火施設の整備費に183万5,000円、リンゴ経営安定対策事業負担金に176万円、達者村PRのためにTシャツなどの購入助成金として200万円、土木費土木総務費に洪水情報システム用備品購入費に100万円、道路橋梁維持費の道路台帳統合業務費に4,500万円、町道維持補修費に1,702万5,000円、町営団地内に防火水槽2基を整備する工事費に1,275万8,000円、教育費小学校管理費に、土壌浄化業務委託費、コンピュータの更新などに4,570万円、ふくちアイスアリーナ電光掲示板の改修などを行う保健体育施設費に1,152万4,000円、縁故債の繰上償還を行う公債費に1億1,487万5,000円をそれぞれ追加計上したものであります。

これに充当する財源として主なものは、公営住宅整備事業国庫補助金1,275万8,000円、県補助金として道路台帳整備や小学校情報化推進に充当する合併支援交付金6,850万円、障害者自立支援事業補助金157万5,000円、一般財源充当分として財政調整基金からの繰入金5,786万円、減債基金の繰入金1億1,487万5,000円となっております。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げましたが、議事の進行に

伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、開会のあいさつといたします。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

陳情第2号、陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） 日程第4、陳情第2号、看護師の増員を求める陳情書及び日程第5、陳情第3号、テニスコート新設に関する陳情書を議題といたします。本件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の教育民生常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、常任委員会は、本日本会議終了後に開催いたします。

.....

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月9日、10日は休日のため休会とし、6月11日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時22分）

第8回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成19年6月11日（月）午前10時開議

第1 一般質問

32番 山口 博 介

- 1．教育行政について
- 2．商工振興策について
- 3．少子化対策について
- 4．役場と職員の活性化について

11番 長 根 和 夫

- 1．財政運営計画について
- 2．若者の定住基盤を図る施策について

14番 内 村 貞 子

- 1．馬淵川流域の護岸工事について
- 2．街灯及び防犯灯について

12番 工 藤 幸 子

- 1．公共下水道の整備について
- 2．公民館建設について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君

11番 長 根 和 夫 君
 13番 四 戸 清 君
 15番 工 藤 和 夫 君
 18番 馬 場 又 彦 君
 20番 立 花 寛 子 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

12番 工 藤 幸 子 君
 14番 内 村 貞 子 君
 17番 佐々木 幹 夫 君
 19番 日向端 猛 君
 22番 大久保 俊 和 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 30番 河 端 幸 蔵 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総 務 課 総 務 推 進 監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君

学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。議員定足数に達しておりますので、これより第8回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

通告順に順次発言を許します。

32番、山口博个君の質問を許します。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） まず、皆さん、おはようございます。

それでは、早速でありますけれども、質問に移らせていただきます。

まず、初めに、教育行政についてであります。

1番、人材育成への取り組みを具体的に示せ。

私は、平成元年だったと思いますけれども、議員を志した原点、それは少しでも町民のために貢献できないかなと、そんな思いがありました。議員の現在の任期は在任特例残すところ3カ月ぐらいになりました。私は今、今回の一般質問に当たりまして、19年の自分の議員生活を振り返っております。さまざまな面から振り返りました。回顧もし、想起もしてみました。結論から言

って、自分の議員生活は一体何だったのかなと。大変むなしい思い、そういう思いがいっぱいあります。それはどういうことかと言いますと、まず、ほとんど名川町時代から、議員になって1回目から私は一般質問をしてきました。質問の回数が多ければいいと、決してそういうものではありません。問題は、議会は行政のチェック機関です。その中心に、頂点にあるのは住民です。そういう議会、議員本人の与えられた職責の中で考えたときに、自分は一体どういうことをしたのかなと、そういうことを想起しておるわけであります。言うことは結構言いました。しかし、結果的には有言無為と言えればいいのかな、余り答えを出せない、そういう形で終わった心境であります。

しかしながら、今、あと3カ月を残して、残された期間をできる限りの議員行動をする。そういう思いでいっぱいであります。過ちて改まりにはばかりなことなかれ、決して恥ずかしいことではない。そんな思いを込めてここに立っております。

人材育成につきましては、ご答弁をいただきたい。

次に、続いて、全国学力テストに対する本町内学校の実態を示せについてであります。

私は、学校教育のことにつきましてはほとんどわかりません。しかし、公教育と言えいいでしょうか、国の教育のあり方、文科省が最近余りに右往左往している。そんな姿が目につきます。私は、よくわかりませんが、国の教育の基本は恒常的に普遍的なものだと。それほどぶれるものではない。そうばかり思ってまいりました。時代の変化や趨勢に流されることは決してない。そう思っております。

そこで、ちょっと資料を読んでもみましたけれども、12月議会でこの全国学力テストの問題について長根議員も質問をなさっております。私は、この全国学力テストがそれぞれの自治体の教育委員会の姿勢において、そして実施されたのではないかと。決して強要されるものではないと、そういうふうに理解しています。したがって、我が町の教育委員会ではどんな対応をしたのかと、これを聞きたかったんですよ。ご答弁お願いいたします。

次、親、お父さん、お母さん、親教育の推進、その町の宣言をしてはどうか、こういうことであります。

一般質問というよりも提言ということになるんでしょうか、なぜなのか、ややもすると、子供たちには勉強なさい。しっかり教育を身につけなさいと、こう言っている親そのものに問題があるのではないのかなと。最近の中教審や教育の関係の会議の資料を見ますと、親教育、あるいは徳育、そういった精神的な教育、その指導をするのが親だ。子供ばかりの学力ではないということをやっております。私もそう思います。例えば、自分の子供のことで大変恥ずかしい話で

すけれども、中学校から高校へ行くときは、進学をしたいということで普通高校を目指しました。高校を終わって、大学を受験するときに、自分が進みたい、やりたいというのはそれはわかりますけれども、社会の背景がほとんど高校終わってもわかりません。好きな道を進む。好きな方向へだけ行っていいのか。そんなことを考えますと、やっぱり親が子供と一緒に学ぶ。親がしっかりしなければならぬ。そういう思いがこの親教育と、こういう形で質問しているわけでありまして。ご答弁願います。

次、商工振興策についてであります。

農業立町政策による商工業への経済的、お金ですよ、所得です。波及効果を数値で示せ。これは大変難しい質問ではないかなと、自分でも思っています。なかなか金額で出せないだろうと、そう思っています。でも、事業と名がつく限り、どのような商売、どのような職業、あるいは家庭でも、きっと1年に1回ぐらいは総括、決算をしているはずですよ。そうすると、大体のお金は出るはずだと、こう思っています。それが、町内の商工業者に対して、どのように経済的に影響しているのか、年々横並びなのか、前進しているのか、後退しているのか、それはやっぱり数値で示すしかない。そんな思いでこれも質問をしました。旧3町村時代から、新南部町に至るまで、歴代町長は農業立町を標榜して、お金をかけ、政策的に事業をしてきたはずですよ。これは毎回議会で質問しています。ただ、現在も合併して、新しい町になって、やっぱり農業立町ですよ。

そこで、この農業立町の我が町の農業政策を見たときに、私は、農業のことはよくわからないんですけども、我が町の町長が進める農業政策というのは、詳しく言えば大変細やかなことで、観光農業から始まりまして、売る面、生産の面、それから観光を含めた面、PRの面、さまざまな面で大分青森県はおろか、全国的にも南部町は、あるいは工藤町長は評価をされています。つまり、方針は間違っていない。そういうふうに私は見えています。

ただ、一つだけ疑問を挙げると、合併になりまして、今新しい南部町の総合振興計画の審議をしているわけですけども、この答申を進めるためにアンケートをとりました。随分アンケートを私も読んでみました。これによると、この今申し上げております経済的な数値が出ていない。余り明確に出ない。どうしても出てこない。ですから、1回この質問をしてみたかったです。何とか、どこでしょうか、企画でしょうか、総務でしょうか、たしかつかんでいるはずだと、こう思うんですよ、これをお聞かせ願いたい。

その次、2番、商店街活性化に関する計画の進捗状況を示せ、について伺います。

これは、ご答弁ください。町長なり、あるいは商工観光課長からご答弁をいただきたい。現在のどの程度、平成19年度の事業の中でもたしかあったはずですよ。ただ、現在まだ新しい年度は3カ

月にも達していません。だから、緒についたばかりではないかなと思いますが、具体的な計画がありましたらお知らせ願いたい。

次、3番、少子化対策であります。

若者の定住及び雇用拡大のため具体的計画を示していただきたい。少子化と我が町ばかりではなく、これは青森県や全国的に言えることだと思いますけれども、雇用の問題は恒常的自治体の課題であります。若者の定住化と少子化は、当然関係も深い。人口の減少に歯どめをかける。

そこで、次の質問に関連しますけれども、子育て家庭への支援、ただ、町長はこの19年度に入りまして、今議会でも提案しているようですけれども、子育て支援に対していよいよ事業化というか、予算化というかな、そういう方向に動いたかなと、私はそう見ています。この辺のところを町長からご答弁いただきたい。

次、2番、子育て家庭に対する経済的支援の推進について伺います。

私は、12月議会のときに質問をした資料を読みました。私は、「人口の少子化に対する子育て支援の選択肢の一つとして、子育て天国、今森越の団地を売ると。そのときにここを何とか子育て天国の団地にしてはどうか」という提案をしました。まだ、詳しく検討はいただきませんでしたけれども、老若男女を問わずこの資料とか、アンケートを読みますと、圧倒的に定住と少子化の問題、人口流出の問題、これが3点セットになっています。

そこで、この経済的支援と、こういうのが何かお金を子育ての家庭にあげるということは、どうもちょっとなあ、こう私も感じました。しかし、皆さんもお調べになっていると思いますけれども、よその自治体では少なくとも、この経済的支援は既に始まっています。それだけ少子化に対する取り組みが一生懸命だと。ですから、これを訴えたんですよ。ここのところを町長さんからご答弁お願いをしたい。

次、町なかに子供の笑顔が見られる環境づくりを目指してはどうかと。

私の家の前を通学する子供たちは、昔の話ですよ。子供の笑い声、あるいは大きい声で友達を呼び合う、あるいはとにかく道路に目を移すと、子供たちが学校へ通学していく姿が恒常的に、普段から見えたものです。その声が聞こえなくなって久しい。今も多少はあります。ありますけれども、なかなかこう、私の家は道路からそうですね、どのくらい離れているんでしょう、50メートルか何ぼ離れていると思うんですが、子供の声は聞こえるんですよ。それがほとんど聞こえなくなりました。何か小さい子供さんとか、赤ちゃんとか、見る機会が少なくなったものだから寂しいなと。これも一つの人口流出、赤ちゃんの問題ではないか、子育ての問題ではないかなと、こう感じるわけです。

かつて、私の家の前の銀行の支店長さんでしたけれども、この方が「朝9時から銀行が開くんだけれども、7時半だか8時、時間を子供たちの通学に合わせて私も出勤している」と、そういうことを言ったことがあります。「それはなぜか」と、こう言いましたら「いや、子供たちの元気な赤いほっぺたで笑い声と話し声をしながら、あの澄んだ黒い瞳の輝く目、そういうのと会うのが元気づけられる」そういうことを私に言いました。今しみじみとそれを思い出しております。この問題は、民間の問題でしょうか。私はそう思わない。今は民間ではどうすることもできない。人口の流出をとめる。とまったらふやす政策に2段階で進めるのは行政しかないのではないかと、こう思うわけです。

そこで町長さんのご答弁をいただきたい。

4番、役場と職員の活性化について伺います。

1番、成果主義の功罪についてであります。

私は、今議会の一般質問に当たりまして、この三位一体改革を受けた地方分権一括法案、そして行財政改革、これは言葉を変えると行政財政改革のことだと、そうばかり理解してきました。しかし、今議会に当たって、アンケートとか資料をちょっと勉強してみました。大変お恥ずかしい話ですけれども、住民が一番望んでいることは、議員の定数を減らせなんですよ。これには驚きました、まさか、そこまで住民から不信を抱かれているとは思っていませんでした。議員の定数削減が1番です。その次は議員、特別職の報酬の適正化、これが2番目です。3番目は、職員の能力向上と適正配置40.3%、町職員の削減、これ4番目で37%。私は職員にばかり目を向けていました。ところが、逆に自分たちが一番地域住民から目を向けられている。我々の行動に目を向けられているということを感じました。一般質問の通告をしてから勉強したものですから、これはやらなければよかったなと、こう思いました。しかし、そう思ったけれども、現実から目を避けるわけにはいかない。これはやっぱり直視しなければならないと、こう思いまして、恥をのんで、みずからのことですが、あえて私は言っております。まさに目からうろこ言ったらこのことでしょうか。皆さんは恒常的にそう思っていたかも知れません。でも、私は資料を見て、本当にそう感じました。お恥ずかしい限りであります。

しかし、議員の定数削減とか、その問題もさることながら、職員の問題については、過般、総務課長とお話する機会があったんですよ。このときに、私は議員ではなく、職員のことばかり質問しました。「これはどうですか、これはああですか、こうですか」、大変微に入り細にわたり、現在実行されている職員に対する指導、あるいは住民に対する奉仕者としての基本的な考え方、それが現在実行されている。そういうことを何項目かにわたって伺いました。これは質問す

ることはないかと、こう思いましたけれども、通告をしていますから、あえて再び質問していただきますけれども、総務課長からでもご答弁いただければいいかと。

この次の年功序列給与体系の悪弊はないか。

それから、3番目は、仕事を余計やったものが評価をされる。役場の職員のことですよ、評価をされる。そういう人事をやったらどうか。こういうことを今、地方自治の公務員のあり方としてさまざまな本がいっぱい出ています。その中に一番先に出てくるのはこれです。これは今さら本を見なくても、どこの自治体でももうやっていると思いますけれども、あえて2番、3番のご答弁をお願いしたい。

この抜本的人事、どこでも今やっている。今議会の冒頭の町長のあいさつが大変気にかかりました。というのは、町長は町始まって以来でしょう、青森県でも初めてだかどうだか知りませんが、時の総理大臣にお会いした。そのときに、二言、三言、あるいは2回、3回お話したのが、広報に載っていました。また、議会でも簡単に説明いただきましたから大体わかっていました。安倍さん、つまり今の総理は「やる気がある自治体には応援しますよ」と、こういうことを言っている。それを総理とお会いしたその場で言われたと、こういうことを伺いました。そして、先般、町長等のお話を聞く機会がございましたけれども、頑張る地方応援何とかかんとかプログラムとか何とかと、こういうものだと思いますけれども、これで一番先に役場の中で職員の皆さんとお話をして、一番先に手を挙げたと。その新しいと言えいいのか、提案プロジェクトが13もあったんだと。その中から七つ選んでやったんだと、こういうことを聞きました。やっぱり若い町長は違うんだと、行動も早い。あわせて、それを受けた職員の皆さんもこたえるという、大事なところはここですけれども、そういう姿勢が見られ、私はうれしかった。

ですから、もしよかったですら、町長からも内容を説明してほしい。我々議会としても職員たちが住民のために、地域のためにやろうというのは、これは応援せざるを得ないと。バックアップしたい。失敗結構、やる事業がすべて成功は、これは喜ばしいことですけれども、事業と名のつくものは、特に新しい事業はどちらかです。必ず成功とは限らない。失敗とも限らない。ですから、その行動を評価したい。悪いのはもう1回、さっきの話ではないが、反省をする。総括をする。そしてやり直す。そういう行動をとっていただきたい。そういう思いを込めまして、これを書きました。

最後ですけれども、教育長からもお尋ねしたいことがある。

この教育再生会議2次報告の中で、頑張る教師に対する支援、こういうのがうたわれています。我が教育委員会ではこういう問題に対してはどういう対応をしているのか、最後にそのご答弁を

いただきたい。

○議長（工藤久夫君） それでは、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山口議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、大きく分けて4点、細部に分けて十一、二点になろうかと思います。残り時間もあれです。要約しながら答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初の教育行政につきましては、この後、教育長の方から答弁をさせたいと思います。

私の方からはまず、商工振興策について、このことについて申し上げたいと思いますが、まず、農業立町政策にかかわる商工業への経済波及等々でございますけれども、合併しても商工業もある。農業地帯でもある。そういう中でやはり農家人口が南部町の人口に大きな人口を占めているわけでございまして、まずそういう中から見ても農業政策に力を入れていかなければならないというのをまず基本として私自身は思っております。その成果が必ず今度は地元の商工業に発展していくものだと、そういう考えで取り組んでいるわけでございますが、ちなみに、農業関係に関する経済効果、いわゆる修学旅行の受け入れ等々もやっているわけでございます。平成18年度三戸地区農業観光振興協議会、これは三戸町、田子町、南部町で組織しているわけでございますが、11校、1,727名を受け入れしてございます。基本的に2泊3日のパターンでございまして、1校が来ると、1人1万2,000円、1農家大体4人から5人泊めておりますので、5万円から6万円という数字になります。また、そのほかに引率者宿泊料、お土産等々も加味しますと、あくまでもこれは推計になってしまうわけですが、全体で2,500万円余りという見方をしてございます。

次に、通年農業観光の数値から見た場合でございますが、入り込み数約7万3,000人余り、経済効果としては収穫体験でお土産、食事料等々も含め農業観光全体で8,500万円余りと。ここの部分は農園のお土産等というのは、はっきりわからない部分があるわけでございますが、これは3月の定例議会、西塚議員さんのご質問にもお答えをしている数字でございまして、そのほかには、町内に4産地直売施設がございます。この4施設におきましては、4億4,000万円余りの販売金額になってございます。数値がはっきり出ない部分があるわけでございますが、あえて何かを基準とするとすれば、県が実施しております消費購買動向による商圈調査報告書というものがございます。これによりますと、地元で購買される割合は、食料品、最寄り品などで約25.6%というふうに言われております。また、生活用品、これについては14.4%という数字が出ておりますの

で、単純に掛け算できないと思いますが、南部町の農業生産額は約90億円ちょっとです。その6割が大体果樹60数億円、稲作、穀類が約15億円、野菜等10億円というふうに記憶しておりますが、単純にそれを25%、それが南部町地元購買というのがすべて南部町としての数字になっているのかというのはわかりませんが、単純に計算すると90億円の25%、23億円。また、生活用品14%となると、13億円、こういう数字が出てくるわけでございます。これにプラス商業に限らず工業の受注額というのも含めてくるわけでございますが、はっきりした数字はなくとも、そういう近い数字は動いているというふうに考えております。

次に、商店街活性化に関する計画、具体的にということでございますが、新町建設計画の中に購買力の流出が続き厳しい状況にある当町の商業については、住民及び事業者との協働のもと、商店街の環境、景観整備に努め、にぎわいあふれる商業拠点の再生、整備を進めるとともに、農業や観光との連携など、魅力的な商業活動を促進するという新町計画に盛り込まれてございます。

そこで、現在、担当課におきましては、南部藩発祥の地、このイメージをつくり上げたい。ということで、むつ小川原開発事業団の事業費を何とか活用しながら、駅前の活性化を今つくっていききたい。そのために、今年度は地域住民、まさに駅前の商店の方々も含めてどういうイメージをしてつくればいいのか、これをことし検討しまして、来年度の実施に向けて取り組みをいたしたい。この予算につきましては、それぞれ合併前の地区ごとにむつ小川原開発事業団の予算が配分されております。南部地区の予算の分をまだ実施しておりませんので、その予算をあげて、今取り組みたいと、このように考えております。

それから、先ほど出ました頑張る地方応援プログラム、この事業に向けて先般全課に指示を出しまして、それぞれの課において取り組まなければならないもの、取り組んだらいいのではないかという、こういう提案を出させました。たしか13プログラムぐらい来ましたが、交付税に算入される場合は1年間に3,000万円という限度額があるわけでございまして、その中からやはり優先度、そういうものをつけて選ばなければなりませんし、そしてまた、すべて新規事業にそこを充てると当然一般単独の事業費、持ち出しをしなければなりません。ということは、今までであるのに、プラスまた借金をしてやらなければならないというので、ここもやはり抑制をしながら、現在取り組んでいるものをその事業に振り込むことによって、交付税に参入されて、町の財政がその分よくなると。ここも考えて選ばなければならないという中から選んでおります。ここは担当課の方からこの後説明させたいと思います。

そういう部分で駅舎、駅前の活性化等も図っていくつもりでございますし、達者村3年目にな

りました。達者村のブランド商品の開発、これに向けて現在商工会、衣料部会の方々が製作をし、その販売に向けて、今回議会に町の方も500万円の予算計上させていただいております。団体、そういう部分につきまして1回限りでございますが、500円の助成金を出しましょうと。そして、南部町のPR、これはもう達者村というのは旧名川という考えは毛頭ありません。南部町イコール達者村、そういう意味合いから、町外にもPRしていきたいなど。特に、きのうは郡総合体育大会がありました。そういう中で、総合2位、もう少しで優勝というところまで行きましたが、県大会にも相当出るでしょう。そういう団体が南部町に限らず、県外等にも行ってきてもらう。そういうことがまた達者村のPRにもなりますし、また、地域住民の一体感、そういう醸成にもなっていくものと判断をして計上して、そういうのも取り組みをしております。

また、南部町商工会さんでは、スタンプ会、共通商品券を販売しております。昨年までは、合併前の3地区で三つの商品券があり、その地区でしか使用できない。これを今年度は南部町共通券として、一つの商品券の販売をしております。ここにつきましても、町もいわゆる謝礼、報酬、いろいろな部分で現金でお支払いしていた部分をできるものについては、そういう商品券を町が購入して、商品券でそういうものを支払うということも考えております。ただ、すべてはいかないと。例えば各種団体においては、その謝礼金を積み立てをして、そして自分たちみずからの勉強会をつくって視察に行くと、こういう団体もありますから、そういう団体には無理やりということではできないでしょうが、我々もできる限り、地元還元になるような施策を今進めているところでございます。

次に、少子化対策についてでございますが、大変取り組んでもなかなかすぐ成果が出ないというのも現状でございまして、これはどこの町村も今頭を悩ませているものだと、こう思っておりますが、その中でやはり子育ての支援事業というのも一つの大きな対策でしょうし、また、雇用の拡大、これまた大変重要なことでございます。また、住環境の整備、ここにつきましては、すべてがかかわる、その事業が子育て支援になっていくものだと、総合的に考えていかなければならないと思っているわけでございますが、住宅等につきましては、町営住宅の建設、または宅地造成分譲、農業集落、下水道の住環境の整備、あわせて行っているわけでございます。今後、町営住宅の建設につきましては、南部町住生活基本計画、この計画に基づきながら一つ一つ着実に実行、実現をしてまいりたいと、こう思っておりますし、その中で子育て世帯向けの町営住宅、また、子育てに適した住宅の啓蒙、普及と、こういうものにも努めてまいりたいと考えております。

少子化については、それぞれの課の立場からの施策もあるわけでございまして、雇用の場の確

保、南部町の中で企業誘致していきたいと、今も取り組んでおりますが、非常に現実的には厳しい状況である。この後、長根議員さんからもご質問をいただいておりますが、長根議員さんのご質問の方は、また当町に限らず通勤圏である八戸、こういうところに雇用を確保する。そしてそこに通うというのも一つのやり方ではないかというご質問をいただいておりますが、まさにそういう部分も考えていかなければならない。どこの工業団地、まだまだ20数%という稼働の中で、南部町として福地工業団地、ここをいかにして取り組めばいいのか、間違いなく来るということであれば、再度また整備していくことも私は大事だと、こう思っておりますが、再度、予算を計上して来ないということになると、二重投資にもなっていく、そういう部分も考えながら、広域的な部分の八戸地域と連携をとりながら企業誘致をしていく。そこに近隣の若い人たちも雇用してもらおう。こういうこともこれは大事なことであるなというふうに考えております。

ちなみに、雇用拡大の中で大規模な部分は難しいものがございますが、ただ、昨年10月に南部地区には衣料店のしまむらさん、また今年3月には福地地区にホームセンターコメリさんが出店をして雇用の場の確保にもなっております。今後、町としても雇用の確保にはやはり努めていかなければならないと思いますし、そしてまた一方で、広域的な部分での確保ということも視野に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、これまた少子化の中の子育て家庭に対する経済的支援ということでございますが、現在、子育て家庭の中で、大きく乳幼児ひとり親家庭保育料軽減、児童手当、そういう部分を助成しております。これは国、県と一緒に助成しているわけですが、これが国、県の補助がなくなると、これを同じに町単独でやるということは、非常に厳しい。今、南部町ここ二、三年、三、四年が一番借金の返済のピークになっている状況でございますので、財政の安定化を図っていくことによって、やがてそういうサービスというのもできるようにしていくためにまず安定化をしていかなければならないと、こう思っております。

そのほかには、それでも今新聞にも妊婦健診が出ておりましたけれども、当町においては、今年度、従来課税世帯で2回でありました。非課税で4回の公費負担がありましたが、これを今議会に追加予算をさせていただいて、公費負担額を3回ふやしまして5回、そしてまた、非課税については4回を7回に回数をふやす予定でございますので、我々もできることについてはやっていますし、ただ、すべてにおいてという部分になると非常にそれも難しいという部分もご理解をいただきながら、乳児、一般健診等についても異常等があれば常に精密検査に対する費用、そういう助成も行っておりますので、ご理解を賜りたいと、こう思います。

残り時間も気にしながらになりますからお許しをいただきながら、私の方から最後になります

が、役場と職員の活性化、いわゆる成果主義、年功序列給与体系、評価される人事、加点主義人事、正直どれをとってもすべて一長一短がございます。そういう中で判断をしていかなければならない。

1点目の成果主義につきましては、総務課長の方からお聞きになっていたかも知れませんが、非常に若い職員等の能力を引き出す。こういう部分においては効果が出てくるものと、こう思っております。一方においては、目標が短期、または矮小化、小さくなってしまふ。個人主義に陥りやすい。そういうことも逆に指摘もされているわけでございます。本町においては、南部町職員勤務評定実施要綱をつくりまして、評価式を行っております。ただ査定する側もされる側も非常に大変なわけでございますし、また、1回の評価で、本当に評価できるのかなという部分もございます。職員については課長たちが身近におりますので評価しておりますが、いろいろ個人差もあるでしょうし、それが同じ人だけでやった評価で間違っていないのかどうか、そういうことも私どもは考えていかなければなりません。

また、年功序列体系、これにおいても非常にいい部分と、また難しい部分、こういうものもあります。人の判断、好き嫌いで判断できない。そういう部分、そしてまた各課によっては季節によって特に忙しくなってしまう。その季節だけを見てはいけない。総合的に見ていかなければならないという部分も加味しながら取り組んでいきたいと、こう思っております。

また、加点主義に対してもう1点は減点主義というのがあるわけですが、とにかく私も役場職員でございました。職員時代に感じたのは、役場はまさに減点主義であったんじゃないのかなと。ですから、減点されないように逆に言えば、新しい事業をみずから手を挙げてやる人がなくなってしまう。そういう傾向があったように感じております。そうならないようにしてまいりたいと、こう思いますが、先ほども申し上げました評価する者、される側、いろいろな部分で慎重に取り組んでいき、そういう中でだれが見てもああそうかという、そういう評価体制をつくっていかなければならないと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 山口議員。

○32番（山口博介君） 担当課の課長さん方からも答弁を聞きたいんですけども、時間がない。だから、私がもう1回お尋ねしたいことがあります。

それは、1回ずつしか答弁できないと思いますので、ひとつ私の今から言うことに対して、赤石副町長、これは何を言いたいのかというと、この人材育成と親学とか、教育を知らないくせに覚

えたふりしているのは、やっぱりレベルの高い技術を身につける。もう一つはノウハウを身につける。あるいはそのハイテクにしましても、企業が進出しようとしたときに、そういう土壌がこの町にできているのかどうか、そういう関連の事業所があるのかどうか、ここが問題だと私は思っているんですよ。自分も東京の業者さんを相手に仕事をいただきましたから、一番先にそれを聞きます。私は35年前からやったんですけれども、昔は土地があるかないか、労働力があるかないか、町が協力するか、こうだったんですよ。今はそうではありません。関連の企業があるのか、人材がいるか、これです。ここのところを赤石副町長からお尋ねしたい。

それから、二つ目、学力のテスト、これは愛知県の犬山市で、教育長とこの間ちょっとお話しただけけれども、参加しませんでした。市長さんと教育長が大変対立した。しかもそれが選挙の争点になったと。結局参加をしませんでした。国はぜひ参加をなさいと言っているのではありません。でも大多数の、ほとんど99%の自治体では参加させたと思います。

そこで、わが町の教育委員会のそういう教育に対する定義と言えはいいのかな、基本的な考え方を知りたいと、こう言っているんですよ。これは教育長お願いします。

あと10分しかありません。3番目は、町長がただいま申し上げました私の農業立町による経済的な数値の波及効果を言いました。町長の答弁を聞いて、想像以上にやっぱり農家の人たちも頑張っているなど、こう思いました。思いましたが、私の思いとしてはやっぱり町が標榜するからには、農工商立町の町にしてほしい。あるいは、並進にしてほしい。そういう願いがこもっているわけです。ここのところ。

そしてもう一つ、チェリーセンターを初め、けやぐとか、我が町の農家の奥さん方の活動が素晴らしい。これはチェリーだけではありません。福地も南部もよく頑張っているなど、こう思っています。あわせまして、町でも、国でもやっぱり町民を対象の構造改善とか、あるいは補助、措置事業をしようとしたときに、満遍なく商工にも必ずあるはずです。ですから、商工の振興事業とか、あるいは中小の促進事業とか、必ずあるはずです。ですから、あわせて南部町の商売をやっているご婦人の方のためのチェリーセンター、そういうのが考えられないのかなと。ここのところも赤石副町長さんからご答弁お願いをいたします。

最後、もう一つ済みません。

もう一つは、やっぱりあくまでも子供天国です。赤ちゃん天国です。これに取り組んでほしい。以上。

○議長（工藤久夫君） 山口議員に先に質問します。

先ほどの教育長の方の答弁が終っていないものですから、先に教育長から答弁いただいた後で今の質問の答弁をまたいただくという形でいいですか。

○32番（山口博介君） あわせて結構ですから。

○議長（工藤久夫君） じゃあ先に教育長の答弁からお願いします。教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） 時間がないようですが、はしょって申し上げればよろしいんですが、できるだけはしょって申し上げるようにはいたします。

まず、山口議員の第1点目のご質問であります。人材育成の取り組みを具体的に示せということですが、人材育成というのは、個性や創造性を生かし、倫理観と責任のある人間、一人一人が持つ能力を最大限に発揮し、質の高い優れた人材として社会の活力の維持と向上に貢献する人間の育成であろうと、こう考えております。簡単に言えば、まず、一番大事なものは、みずからの生活基盤をしっかりとした上で、社会貢献をしていくこと、こういう人材であろうというふうに私は考えております。このようなことから、社会のより一層の発展、向上を考えたときに、さまざまな人材育成の対策を講ずることが私たちに課せられた課題であると思います。

そこで、町で実施されている事業名だけを申し上げます。

まず、学校においては、特色ある学校経営事業への援助、二つ目には国内交流事業、海外研修事業であります。社会教育においては、家庭教育事業、二つ目には青少年教育事業、三つ目には青年教育、四つ目には女性教育、五つ目には成人教育、六つ目には地域教育と。それから、海洋センターにおいては、水に賢い子供を育む年間型活動、二つ目にはマリンスポーツ体験学習、三つ目には海洋体験セミナーであります。四つ目にはグリーンフェスティバルと。もし、再質問があれば、担当課の課長からお答え申し上げます。等々であります。まだまだ不十分であることは当然私たちも考えておるところであります。今後さらに検討策を考えていきたいと思っております。特に、昨今の家庭、学校、地域社会における課題は山積しております。課題を解決し、健全な子供に育てることとともに、各年代での人材育成を充実し、明るい未来の社会づくりに貢献できることを願っていると同時に私はオピニオンリーダーが育ってくれることを期待しております。また、人材育成は、学校、家庭、地域との連携が絶対必要であります。これから特に、協力体制の充実を図ってまいりたいと、こう思っております。

次に、第2点目の全国学力テストに対する本町内学校の実態を示せであります。まず、簡単に目的を確認したいと思います。全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより普及及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることを目的としていると、こういうことであります。

そこで実態についてであります。実態については、7月から9月にかけて発表すると、こういうふうになっております。私の推測であります。全国的な規模で実施されておりますので、採点とか、集計とか、そういう面で時間がかかるものと推測しております。いずれにしても、これからの教育委員会と学校の課題は、いかに実態を把握して、本町の学校経営に生かすか、そしてそのことにより、子供たちの健全育成を図り、学力向上に連動させていくかが大変重要であると、こう考えております。

三つ目の親、家庭教育の町宣言をしては、についてであります。昨今、教育基本法が制定されたことは皆さんご承知のとおりであります。その中で、特に新たに加えられたことは、家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民等の連携、協力について新たに規定されております。先ほど、議員さんの質問にありましたように、親の姿勢の重要性を示しているものだと、こう考えているところであります。家庭、あるいは親教育推進の町の宣言については、重要性を考えたときには非常に重要なものであるとは考えますが、さまざまな具体策を講じていく必要があると思いますので、今後教育委員会において、さまざまな方面から検討を加えてまいりたいと、こう思っております。

もう一つは、頑張る地方の教師のことについてでありましたが、国では、教師の表彰制度というのが設置されました。18年では、青森県から4名表彰されましたが、本町からも1名推薦してやりましたところ、表彰になりました。

そこで、今青森県では、教師の評価というものが試行されております。その中で、評価です。もちろん頑張った人というのは出てきますので、そのことを参考にしながら、最大限褒めたえてやりたいと、こう思っております。しかし、それだけはちょっとだれが考えても不十分であると思いますので、ひとつこれを機会に真剣に賞賛の方策を考えてまいりたいと、こう思っているところであります。

人材育成、あるいは学力の問題、あるいはまた親、家庭教育推進の町と、こういうことについては大変重要な課題でございます。すばらしい提言をいただきました。これから教育委員会職員

ともども、教育委員の皆さんと相談しながら、しっかりした対策を考えるように勉強してまいりたいと思いますので、よろしくご指導をお願い申し上げまして、非常にはしょって、わかりにくい点がございましたでしょうが、お許しをいただいて私の答弁といたします。終わります。

○議長（工藤久夫君）　ここで暫時休憩いたします。

（午前11時01分）

○議長（工藤久夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

○議長（工藤久夫君）　答弁を求めます。簡潔にお願いします。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、先ほどの関連事業所等でございますが、正直南部町において関連事業として事業所があるというのは少ないなと思っております。非常に愛知県が伸びてきているのがやはり一つの企業が進出したことによって、関連企業がふえていると。これは、先般八戸で誘致企業の方々との懇談のときに、やはり同じような意見が出ておりました。できるだけそういうふうな形にしたいという思いは強く思っておりますが、現状的にはそういう状況かなと思っております。

それから、農業立町でございますが、私は農業が発展していくことによって、商工業の方々にもその波及効果が必ず出てくると。やはり農家の方々も収入がふえることによって、購買力がつくわけでございますので、そういう中で私自身としては一体的に考えているつもりでございますし、地元でできるものについては、地元が発注という、毎回私は言っているわけでございますが、そういうスタイルで今後もいきたいと思ひますし、そういう中で地元も競争力をしっかり持って、そして地元の発展につながってもらえればなと、こう思っております。

それから、商店のチェリーセンター方式といいますか、これは以前、名川のときにもそういう動きがあったように記憶しております。県の事業の方との関係と、それとまたたしか何人かの方がその前に新しい店舗を個人的に建てかえをした方々もたしかあって、2カ所に入れないという記憶がございます。そういう部分で、地元の商店の方々が本当にそういうのをつくっていかうという考えがどういう状況なのか、これもまた把握をしながら、恐らくひとつ商業の場合、補助事

業の該当というのがなかなかないのが実状でございまして、そういう部分も検討しながら意見はしっかり聞いていきたいと、こう思っております。

子供王国等につきましては、住宅の整備の中で、全部をそうとらえられるのか、その住宅の中の一部を集中してそういう形にできるものか、今後広場団地等の整備も進んでいきますので、そういう部分をご意見を参考にしながら取り組みをしていきたいと、このように思っております。

○議長（工藤久夫君） 赤石副町長の方のご答弁はないですか。赤石副町長。

○副町長（赤石武城君） 人材育成の場、それから親学のあるのかどうかと、そういうようなご質問だと承りましたが、人材というふうな言葉は社会的には会社、さまざまなそれなりの働く場の材だというふうな考え方だとすれば、先ほど町長も話されましたように、それなりの職場はあると思いますけれども、お互いに切磋琢磨して同じものを同じ方向で学び合うというふうなことの環境はないのかなと、そう思っています。

しかしながら、人材の育成の基本的なものはやっぱり教育だと、まずそう思います。そういうような意味で教育現場で子供たちのそれなりの個性を伸ばすという、そのものが一番先だろうと、そう思っていますので、それは学校教育、社会教育も含めて、学校教育の番だとそう思っています。

それから、親学につきましては、やはり私どもの今までのさまざまな生活単位が変わってきた。親と子の関係、そういうふうなもの、それから教師と子供たちの関係、いろいろな人との交流の中で、親であるべきこと、親だからこそやらなければならないさまざまな問題があると、そう思います。そういうようなものをやはり子供を通したPTA活動、そういうふうなものからお互いに親としての責任といいましょうか、そういうようなものをお互いに身につけていくような活動が必要になるのかと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 以上で山口博个君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。時間厳守でお願いいたします。

（午前11時07分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長(工藤久夫君) 日程第1、一般質問を続けます。

11番、長根和夫君の質問を許します。長根和夫君。

(11番 長根和夫君 登壇)

○11番(長根和夫君) 私は、財政運営計画について、それから、若者の定住基盤を図る施策についてを質問いたします。

町長は、3月の定例会における平成19年度一般会計予算等の提案理由の説明の中で、平成17年度決算において経常収支比率が94%となり、18年度中に財政運営計画を作成し、県に提出して承認を得ることとしている。さらに経常収支比率の悪化の主な要因である公債費の償還額に関連して、公債費負担適正化計画の策定対象団体となっており、今後とも地方債発行を極力抑制するとともに、繰上償還を行い、町債残高を減らしていくことにより改善を図ると説明されました。合併のための新町建設計画の財政計画では、平成18年度一般会計予算を107億円、19年度は106億円の歳入歳出が見込まれておりましたが、実際にはそれぞれ97億円、96億円と、10億円も少なくなっております。このような予算編成の中で、投資的経費が削減され、義務的経費が増加し、特に公債費、借金の返済が経常収支比率を悪化させている要因であり、今後さらに財政の硬直化が進行するのではないかと心配されます。

町長は、地方債発行を抑制し、繰上償還を行い、町債残高を減らすと言われましたが、繰上償還する財源は自主財源ですから、その部分で財政を圧迫することになります。公債費負担適正化計画の策定対象団体となったということですが、これは新しく取り入れられた方法で、今まで普通会計だけだったのが一部事務組合についても、将来の債務を保証するということから、団体が抱える債務の一切をカウントすることになり、一部事務組合の負担部分も含めるため比率が高くなったようではありますが、新しいまちづくりの根幹をなす総合振興計画の策定も大詰めを迎えているところだろうと思います。それを具現化するためにも、今後大きな財源が伴うことになります。

また、合併特例債、地域振興基金についても、利息が逆ざやの状態にあるはずです。どのような財政計画を策定し、県の承認を得たのか。また、公債費負担適正化計画についてもどのような改善策を立てたのか具体的な数値を示して説明をいただきたい。

次に、若者の定住基盤を図る施策についてであります。青森県の人口に近い将来、3分の2

まで減少するというショッキングな記事が新聞で報道されました。まさに、経済活動の中央集中が極端な形となり、地域間格差がますます拡大することを予測した結果だろうと思われます。本町においても、合併して１年で260人ほど減少しております。特に、少子高齢化が進行し、ことし３月１日現在、20歳未満が17.9%、20歳から30歳まで、いわゆる子供を産み育ててくれる年代が19.2%、熟年階層と言われる40歳から64歳までは35.3%、65歳以上の高齢者は27.6%となっており、小学校に入学児童が前年度194人、今年度は155人、来年度は幾らか回復するようですが、現在の子供の数から見て、５年後ごろには120人台ということになるようであり、教育環境にも影響を及ぼしかねません。若者の定住を図るためには、雇用環境の整備と快適な生活環境の整備が必要不可欠であります。人口動態を見ると、郡部の特徴として、３月、４月は社会的減少が見られます。これは、高校を卒業して、就職や進学のためふるさとを離れる若者が多くなるため、ごく自然的なことではありますが、少子化社会の進行に伴い、高学歴志向が高まり、進学率も年々高まっております。最高学府で高度な知識や技術を習得しても、地元に戻ろうとしても受け入れる企業が少なく、帰ってこなくなり、振興住宅団地においても年老いた親が残されるといった現象が続いています。

今、定年を迎え、職場を離れる団塊の世代の行方が注目されています。その方々に移り住んでいただくことも結構なことでありますが、隣近所からにぎやかな子供の泣き声や笑い声が聞こえてくることが活力ある町と言えることであります。子供を産み育てるための直接的な支援も大事ではありますが、肝心の産んでくださる年代の方たちが進んで定住していただける環境整備がまず大事なことであります。高度な知識や技術を持つ若者が魅力を感じる先端技術産業等の企業誘致は町独自では容易ではありません。八戸市との広域市町村合併は不調に終わりましたが、広域行政はきちんと進められております。広域行政区域が一体となって、将来のある若者を受け入れる企業誘致を展開する必要があると思われます。町としてアクションを起こすべきだと考えますが、町長の見解をお伺いします。

一定の地域的見地から若い力を受け入れる企業誘致に取り組み、雇用環境の整備を進め、本町を生活の場として隣接市町村への通勤の利便性を高めるため、道路整備や公共交通機関の整備を進め、さらにはやすらぎと潤いを感じる居住空間を創出することによって、若者が住み続けたい、移り住んでみたいという魅力あふれるまちづくりが望まれるところであります。幸いにして、我が町は地理的にも、自然的環境にも恵まれ、また、多種多彩な農産物も生産されております。若者が定住して子供が生まれてくれば、地産地消の促進にもつながります。地域農業の活性化も期待をできます。町の公営住宅の入居条件として所得制限があり、若い共稼ぎ夫婦では入居が難し

い状況にあります。最近、家賃を少し高く設定し、ある程度の所得があっても入居できる公営住宅も建設しているようですが、本町の場合、どのようになっているのか。

また、剣吉地区に雇用促進住宅がありますが、その入居条件や利用状況はどのようになっているのでしょうか。

既存の住宅団地においては、まだ空地が多く残っております。管理が不十分で、荒れ放題の土地も多く、火災等が心配されます。環境上問題となっておりますが、私有地でありますけれども、行政として打つ手はないでしょうか。

いずれにいたしましても、経済活動の中央集中が進み、さらに地域間格差が予想される中で、雇用環境の整備と言っても、大変厳しいものがあります。若者の定住化ということは、至難なことではありますが、町の将来を考えると、何らかの手を打たなければなりません。町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、長根議員のご質問にお答えを申し上げます。

大きく分けて２点、細部にして４点と思います。

まず、財政運営計画についての具体的な内容を示せということでございますが、まず、計画策定の趣旨でございますが、財政状況の変化、推移を分析し、健全な財政運営を可能とする方策を検討することにより、計画的効率的な財政運営を行うとともに、将来の社会経済情勢の変化に対応し得る弾力的な財政構造を確立することをまず目的としてございます。

南部町が計画を策定するに至った経緯でございますが、先ほど長根議員からもございました平成17年度決算、いわゆる合併前の３町村の決算の結果でございますが、第１点目としまして、経常収支比率が計画策定の目安となります90%を超え、94%であったこと。そして次に、単年度の起債制限比率の目安が14%でございますが、ここが15.5%。３点目に、実質公債費比率の目安が18%と、こう言われている中で19.2%となっております。これらの算定など、財政構造が悪化していることから、青森県市町村財政運営計画策定要綱第２項の規定により、策定対象市町村となったわけでございます。３点が該当しているということでございまして、その要因であります。歳入面ではやはり地方交付税の減額が大きく影響し、交付税が一番多かった平成12年度の約

57億5,000万円に比較しますと、およそ9億円、率にして15.7%大きく減少していることがまず第1の要因として挙げられます。歳出面でございますが、大規模建設事業の実施により、公債費負担の増が挙げられます。公債費につきましては、今後さらに増加し、20年度、21年度がピークを迎えるものと想定してございます。20年度は約21億円ですから、きょうは傍聴の方々もおみえになっておりますが、南部町が100億円予算を計上したときに、その100億円の中から21億円が借金で返していかなければならない、ですから、実施的には79億円という、そういう数字であるというふうにご理解をしていただきたいと思います。歳出の総額20.7%をまず占めるまでになるものと今試算をしております。

本計画の期間でございますが、平成18年度から22年度までの5カ年計画としております。財政状況の現状と見通しに対する認識では、多額の収支不均衡を基金の取り崩しにより対応してきたことを改め、集中改革プランを柱とする行財政改革を積極的に進め、健全な財政運営を確立することをあげております。

また、財政健全化の具体的な目標として、数項目を掲げておりますが、特に公債費の負担増が財政構造悪化の一番の要因と考えられることから、町債発行を必要最小限にとどめ、町債残高を減少していくことが重要であると考えております。

財政健全化に向けた基本方針としましては、集中改革プランに掲げた行財政改善計画を整合したものとございます。

重点項目としまして、1点目は人件費でございます。退職者の不補充による職員数の削減を掲げてございます。現在、普通会計に属する248人の職員を平成23年4月までに214人まで削減することとしており、長期臨時職員の削減等をあわせ、5年間で5億3,000万円の効果額を見込んでおります。次に、内部管理経費の見直しでございますが、各種委員費用弁償の廃止など、5項目で1億8,500万円の効果額を見込んでおります。次に、その他の事業等の整理、合理化を図り、年間でトータル7億3,500万円の効果額を見込んでございます。効果額の記載をしていない項目等として、繰出金の抑制や公債費負担を抑制するための起債充当を伴う普通建設事業の凍結を考えております。

以上が財政健全化に向けての具体的な措置でございます。

次に、先ほど説明申し上げました財政健全化に向けての具体的な措置をとらなかった場合でございます。どういう状況になっていくかと申しますと、平成20年度、いわゆる来年度までは、何とか財政調整基金、または減債基金でもって取り崩すことによって辛うじて黒字を保つことができると思っておりますが、21年度には今の状態で行くと、赤字団体になっていく可能性があるかと。

18年度も約5億、6億円の基金を取り崩して何とか予算を組んでおります。今年度も5億円、去年よりは1億円少ないんですが、その基金を取り崩して何とか予算を組んでいる状況でございます。この財政調整基金、減債基金、ここを確保していけないと本当に事業自体ができなくなる、そういう予測ということをしてしながら取り組んでいかなければなりません。合併してさらにいろいろ要望が出ております。ここをいかに優先順位をつけながら取り組んでいくか、我慢してもらうことも当然これから出てまいります。しかし、やらなければならない事業というのも、これはやっていたいかなければなりませんし、財政的には非常に厳しい状況で、ここ三、四年進んでいくということをもまずご理解を賜りたいと、こう思っております。

そのほかの特定目的基金、10億円ほどありますが、これにつきましては、合併振興基金、いわゆる合併したときに基金としてこれは10年間積立をなささいということで、10年間は使用できない、いわゆる眠っているような基金になるわけでございますが、将来そこがきちんとしていくと、その基金を活用できるときには少しはよくなるのかなと。ただ、現段階では合併してもその合併支援基金というのは、ただ積み立てをする条件になってございます。そのほかに下水道事業償還等々、目的基金でございますから、一般財源として活用できないというものでございます。

一番大事なのは、総合振興計画、行財政改革プラン、これをしっかりと今年度につくって、そしてまた、つくったものを毎年毎年計画どおり進んでいるのか、どういう進捗状況でいるのか、この私はチェックが一番大事だろうと、こう思っております。そして、計画に沿って順次取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、公債費負担適正化計画の具体的な内容等でございますけれども、平成18年度から地方債許可制度が改正され、協議制に移行されました。そのために、従来の公債費比率、先ほども議員さんもお話をしておりました。起債制限比率にかわり、実質公債費比率という新しい比率で地方債発行に対する制限等を行うこととされました。地方財政法施行令の改正及び起債許可方針にかわる地方債同意等基準で示すという形で行われるようになったわけでございます。今まで一般財源の中でのいわゆる地方債、公債費、そういう部分で率を出していたわけですが、一部事務組合、そういう組合等にも負担している部分も足しなさいということでございますので、分母に対して分子がふえるわけでございますから、当然比率が高くなります。5分の2だったものがプラスされますから、単純にわかりやすく説明すれば、5分の2であれば、0.4ということが5分の4になって、分母が同じで分子がふえていきますと、0.8と、こう比率が上がっていく。そういうふうになって計算をされるので、今までよりもこの比率の度合いが厳しく判断されるということでございます。

この実質公債費比率が18%を超えると地方債許可団体に移行することとされております。また、25%を超えると、単独事業が認められなくなります。さらに、35%を超えると基本的に災害復旧債についてのみ許可されるという状況になります。18%を超えた許可団体は、公債費負担適正化計画を自主的に策定し、財政状況や実質公債費を的確に把握した上で地方債の発行許可を求めることとなっております。南部町の場合17年度決算により実質公債費比率が19.2%と、18%を超えたことにより計画を策定し、県に提出。平成19年3月16日付で確認をいただいております。

対象となりました公営企業会計は、病院、公共下水道、集落排水事業、市場、老人保健施設となっており、さらに、加入しております一部事務組合につきましては、八戸広域、三戸環境組合、三戸塵芥処理組合等が該当となっております。

比率悪化の主な要因でございますが、単独事業に充当してきた地域総合整備事業債、農業施設整備事業に充当した一般公共債及び道路新設改良事業に充当してきた一般単独債によるもの及び先ほども申し上げました分母の標準財政規模に反映されます地方交付税の減少ということでございます。交付税が減ると分母が減る。その中で逆に分子がふえていくということなわけでございます。

今後、地域総合整備事業債等の償還が終期に近づいておりますが、それぞれ小中学校の整備、借り入れしたときの義務教育債の元金がこれから発生してくることもありますので、21年ピークになっても若干改善されても逆に今度また償還が出てくるということで、いずれにしても、財政面からすると余り楽観視されない中でそれでもまちづくりはしていかなければならないと、こう思っております。

改善計画としましては、平成18年度から21年度にかけまして、銀行等からの借り入れとなっております繰上償還のいわゆる繰上償還を実施することや、投資的経費の建設事業の繰り延べ、先に延ばさざるを得ない、そういう措置も講じながら、地方債の借入額を減少させることとしております。このためにはまず繰上償還、財源の確保のための内部経費をさらに節減していかなければならないと思っておりますし、これらの改善計画によりまして、平成25年度には16.6%と想定しての計画を策定しております。今後、計画を確実に遂行し、町財政の健全化を進めながら、まちづくりというものをしていかなければなりません。いろいろな要望がそれぞれの議員の皆さんからも出ておりますし、また、いろいろな町民の方々、または団体の方々からも毎回必ず要望が出るわけでございます。我々もその要望にすべてこたえてまいりたいと、こういう思いもあるわけでございますが、今、申し上げました財政状況というのは非常に厳しい状況の中でまず取り組みをしなければならない。要望にこたえたいと、こたえることによって財政悪化を招いていくとい

うことにも当然つながっていきますので、ここはしっかり優先度、そういう部分をチェックしながら取り組まなければならないと、このように思っております。

次に、若者定住基盤の施策等について、少子高齢化に対するご質問でございますが、その中で最初に雇用環境の整備でございます。

高度な知識や技術を持つ若者が魅力を感じる先端産業等の企業誘致を八戸市中心とした広域行政の中での企業誘致を展開をしていったらよろしいのではないかと考えてございます。

先ほど山口議員のご質問にもお答えをしました。地元の中での工業団地に誘致したいと、この思いはまさしく強い思いを持っております。ただ、前にも答弁したことがありますが、企業関係者の方々とお話をしたときに、今や光ケーブルじゃないところになかなか来るところはないですよと、こういうご指摘もいただきましたし、私も長根議員がおっしゃったように、一つは地元の誘致というものに努めながら、広域的なやはり通勤圏である八戸市を含め、そういう部分に大きな力で誘致していく、このことも非常に大事だなと、議員のご質問をいただいて、改めて感じさせていただきました。そういう中で、特に八戸市、非常に近い距離でございます。南部町、通勤して可能な地域でございますから、そういう中でも企業に来ていただいて、雇用の確保の増につながっていくことができるのであれば、そういう政策というのも大事だなと、こう思っておりますので、今後関連関係団体等々の会議もございますし、そういう中でそういうお話もさせていただきたいと思っております。

次に、いわゆる公共機関の整備を含めながら道路、住宅等について答弁をいたしたいと思っております。

交通機関につきましては、当町には公共機関は東西に横断する青い森鉄道が運行されております。町内に四つの駅がございます。なかなか1町に四つの駅というのは県内でもまずないだろうと、こう思っております。そしてまた、八戸駅、盛岡駅に連結をされているわけでございますが、利便性からいくと、そんなに悪くない地域だと感じております。国道にしても、国道一桁4号、また、104号を中心として南部バスによります定期路線バスも運行されておりますし、八戸市、三戸町などにもアクセスを確保しているところでございます。そのほかに、町内におきましても、南部バスの定期路線バスのほか、名川里バス、福祉バス、町内各小中学校へのスクールバス等の運行も行っておりますし、来年度春に向けて、南部町を循環できるバスの拡大というのも進めております。そういう中で、アクセス面においては、決して他の町村にもそんなにおくれないと、こう思っておりますので、そういう利便性もPRしながら、雇用も含めながら、南部町に住んでいただけるような施策を講じていかなければならないと、こう思っております。

道路等の関係でございますが、南部町においては道路、国道2路線、県道が14路線、町道が1,335路線ございます。今、県道につきましては、平成19年度に南部田子線、小向工区の道路改良も進めていく予定になっておりますし、ただ、名久井橋の撤去、こういうのも県の方で予定しております。また、剣吉踏切工区、ここの用地測量、構造物の詳細な設計に入るといふふうにお伺いしておりますので、そのほかにも八戸市分になりますけれども、中野北高岩線工区の用地買収物件補助等も19年度に県の方で入っていくといふふうに聞いております。いろいろまだまだこれから要望していかなければならないもの赤石バイパスもそうでございますし、今大変気になっていたのが福田森越間の部分、拡幅改良工事で入ったとそういうふうに認識しておりましたが、そうじゃない現状の中での工事をしているということで、今後県の方にこれは強く訴えなければならぬと。あの現状を本当に頭に入っているのかなどうかなと思うぐらい私は今回憤りを感じながらあそこが拡幅改良されない限りはせっかく福田までの道路、名久井のこの道路、意味がないわけございまして、そういう部分を県の方に即要望してまいりたいと。また、県民局の方には既にお話をしておりますし、そのためにまたいろいろな方々からお力添えもいただきながら要望してまいりたいと、こう思っております。

住宅等につきましてですが、公営住宅について、町が管理している町営住宅は、14団地ございまして、363戸となっております。現在第2 苫米地駅前団地を整備中でありまして、引き続き実施してまいりたいと思っております。

また、今後の整備に当たっては、平成18年度に策定した南部町住生活基本計画に基づき、広場台団地の整備や老朽化している団地の建てかえについても実施をしてまいりたいと、このように思っております。

最後に、分譲住宅地でございますが、分譲住宅地については、民間の分譲地に比較し安価で、かつ生活環境の整った土地を提供することによって、町外からの受け入れ、また、町内からの流出防止の観点から整備しているものでございまして、現在、森越地区、小沢田地区、法師岡地区の3地区を販売しておりますし、しっかりとPRもして取り組まなければならないと、こう思っております。いずれの地区も完売には至っておりませんが、引き続き広報活動を積極的に活用をしながら、またインターネットを活用しながら、取り組みをしてまいりたいと、このように思っております。

空地等々、危険な箇所もあるということで、周知等について、どこまで行政がその分をやるべきものなのかどうか、非常に苦慮するところでございますが、所有者の方々にもそういう箇所があるのであれば、いろいろお話をしながら、すべて行政でそれを行うということも、また、無理

な部分もあると思いますので、行政としてやっていかなければならないもの、また、所有者としてぜひやってもらわなければならないこと、そういうこともあるうかと、こう思いますので、ただ、行政としてだから何も手立てをしないと、そういうことでは決してなくて、すべて何でも行政行政ということもいろいろな部分において、これまた後々大変なことになるということもご理解をいただき、答弁とさせていただきたいと思います。詳しい答弁については、担当課の方からまた答弁させたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 最初に、別な資料を渡しております財政運営計画表と、公債費負担適正化計画についての資料について具体的な数字でご説明申し上げたいと思います。

まず1点目の、財政運営計画表でありますけれども、1番目のところに、平成18年9月7日策定となっております。これをもって県と協議しまして年度内に受理されておるところの計画書でございます。その下のところの囲みの中に、財政健全化の具体的な目標、あるいは右の方での財政健全化に向けての基本方針及び重点事項が書いてありますけれども、ここは後でお読みになってくださるようお願いいたします。

それでは、具体的な数値について、2枚目の数値についてご説明申し上げたいと思います。

まず、右の方での囲みのところで、財政構造の悪化等の主な要因とあります。先ほど、町長の答弁にありました普通交付税の減、9億幾らが減となっているということ、標準財政規模、分母が大きなダメージを受けたということ。それから、公債費につきましては、大規模な建設事業の実施による公債費負担の増の中で、メニュー的には六つぐらい挙げております。いわゆる大型箱物事業が平成10年度から12年度まで、旧町村においての建設がなされてきましたと。その他にはついておりませんが、平成15年、16年度には、名川町においての名川統合中学校の大型建設事業などの起債の償還が公債費の負担増とつながっているよと、こういう分析でございます。右の下の方、財政健全化に向けての具体的な措置、どういうふうにしていきますかというメニューでございますが、歳入におきましては、書いてあるのが財産の収入、利用されていない財産を売り払いするんだと。よって、これで財源を確保するということを書いております。そのほかに、当然に行わなければいけないことは、税収の確保でございます。それから、もう一つは、受益者負担と申しますか、そういう中での使用料、手数料の見直しなども検討していかなければなりません。

もう一つここで説明を要したいことは、人口が基礎になって収入される、歳入される項目が大

きなもので二つございます。一番目はやっぱり大きいのが地方交付税、普通交付税、18年度決算43億8,900万円、これが国勢調査人口によつての基礎として収入される交付税、もう一つが地方消費税交付金、18年度決算1億8,400万円、これも人口を基礎として配分される歳入でございます。ということは、交付税の確保、あるいはこれらの交付金の確保につきましては、当町では、人口増は到底望めないけれども、減少幅を幾らでも小さくして、この歳入、交付税、交付金を確保したいということを念頭に置きますと、いろいろな人口の定住、あるいは減少を最小限に抑えるという施策の工夫が毎年度これが必要なと、このように思っております。

それから、右の方の下のところ、歳出の削減策でございます。いわゆる人件費、先ほども町長の答弁にありました退職者については採用しないということを項目として書いております。物件費の削減につきましては、内部管理経費を徹底的に見直しするんだと。我々職員の事務経費、あるいは内部経費等々、町民の負担じゃなくて、内部の経費をとことん絞り込んでいくんだということを掲げております。

それから、3点目の大きなものとしては、繰出金の抑制であります。いわゆる特別会計の繰出金、当町におきましては、特殊事情であります市場の特別会計、あるいは介護老人保健施設などの繰出金の抑制、いわゆる特別会計の中での改善策を講じていただきまして、一般会計からの繰出金を抑制していかなければなりませんというような考え方でございます。

この中で、市場の繰出金がございますが、市場特会へ繰り出しますと、特別交付税算入という項目がございますが、老健につきましてはそういう財源補てんはございません。

それから、最後に、投資的経費の抑制であります。単純に公債負担を抑制するためには、起債を充当する普通建設事業の凍結、もしくは繰り延べ、あるいは年度変更などを健全化策として掲げております。この財政健全化策を具体的な措置をとらなかった場合、町長の答弁にございました左の上の方の欄でございます。現状の行財政運営を継続していった場合、将来どうなるかという見通しでございます。実質収支のところをごらんになっていただきたいと思います。21年度におきまして、歳入歳出差引残額が4,700万円ほどの三角となり、赤字決算でございます。22年度にいしましては、相当膨らみまして、6億5,300万円ほどの赤字額が生じるよという想定でございます。基金のところを見ていただきたいと思います。財政調整基金、あるいは減債基金が21年度にはゼロ、底をつくという試算でございます。

これをどうするかということでございますが、健全策を講じた場合、ローリングをと書いてありますが、下のところで、こういう手法をとってまいりますと、22年度までの計画策定期間中は赤字団体にはなりませんよと。財政調整基金も減債基金も確保できますという想定でござ

います。

この中で、経常収支比率が問題なわけですが、やはり分母の歳入環境が悪化しておるのに対して、歳出の一般財源が充当する項目がございますので、どうしても経常収支比率の90%を切る年度はございません。ようようにして、22年度、92.9%という比率を想定してございます。この経常収支比率の改善策でございますが、先ほども申しましたとおり、歳入環境が悪化したのに対して分子がふえていくと、こういうことでございますけれども、人件費、あるいは物件費、あるいは公債費につきましては、いろいろと工夫しますと、これは悪化しない方向に抑制が可能だということでございます。

一方、扶助費、保健医療、福祉施策を重視してまいりますと、ここにかかわる一般財源が相当投入されますので、扶助費につきましては、やはり経常収支比率の好転はなかなか見込めないのかなと、こう思っております。

それからもう一つ、一部事務組合の負担金、先ほども申しました八戸広域、あるいは三戸環境、三戸塵芥などへの繰出金がございます。そこそこで建設事業を行いますので、そこで組合で借金をするわけです。その借金に対して我々構成団体が負担金として繰り出し負担金を出します。そういうことで、一組に対する負担金のいわゆるチェックといいますか、そういうことが大事になってございます。ですから、一部事務組合での改善計画、あるいは歳出の見直しも求めてまいりたいと、このように考えます。

それから、他会計繰出金への考え方でございますが、いわゆる拡大基調にございます。年々拡大してございます。けれども、その中で、公営企業的な特別会計がございます。公営企業的な特別会計といえば、市場とか、老健施設だとか、病院さんだとか、そういったものが入ってございます。それから公共下水、農集排、これらは企業会計でございますので、そこでの歳入でもって、歳出を賄うのが当然の原理でございますが、なかなかそうもまいりません。ですから、一般財源から繰出金が生じるわけでございます。その中で、やはり特別会計では、歳入の確保、それから歳出の見直し、それぞれの特会さんで改善計画をつくっていただきまして、そして一般会計からの繰出金のルールの確立というものをこれからつくっていかねばならないと考えております。特別会計におきまして、どこが弱いのか、どこが強いのか、どこを伸ばせば特別会計が好転するのか、こういったことをいつでも特会さんにおいてはチェックしていただき、カルテをつくっていただき、一般会計と協議しながら、繰出金の抑制を図ってまいりたいと、このように思います。

それから、農集排だとか、公共下水、これからどんどん事業が展開してまいります、いわゆ

る使用料でございます。加入率の向上、加入率が低いとその使用料でもって特会さんは運営できないわけですので、一般会計から繰出し金が生じると、こういう循環になってまいりますので、やはり事業を完了したら、加入率の向上、あるいは歳入の確保、いろいろな努力項目が出てくるだろうと思います。こういったことをしてまいりますと、経常収支比率も幾分かは好転するのかなということでございます。これが1ページ目の中身的なお話でございます。

次に、8枚物でございまして、財政運営計画書の6枚目、第4表、行財政改善計画でございます。横の細かい数字が入っている表でございますが、これらを22年度までかけて改善計画をしますということで、歳入につきましては、税の徴収対策、あるいは使用料、手数料の見直し、あるいは財産の売り払いにつきましては数字が入ってございませんが、年度ごとに、これを達成しまして、今後この数字がここに入ってくるものでございます。

それから、あと歳出の削減策でございますが、人件費削減、ここには数字が入ってございます。職員の削減、あるいは議員定数の見直し、削減等によりまして、このことが22年度までいろいろと人件費の削減を見込んでおりますよと。これ上積みしながら改善していきますよという表でございます。その下に数値が入っていない歳出がございまして、組織の統廃合に数字が入ってございません。現行の事務体制をどうしたら見直しできるのかなと、こういうことも毎年度予算査定、あるいは行財政改革の中で庁内で議論しなければいけない部分でございます。数字は入ってございませんが、これから数字を入れてまいりたいと思います。

それから、次に、民間委託による事務事業削減策でございます。ここにも数字が入ってございませんが、指定管理者制度の導入、あるいは私が今持っている施設の公設民営化などなどの推進もここで図っていきながら数字を入れて改善計画を達成したいと。それから施設の維持管理費の見直しでございますが、類似施設の統合、あるいは廃止、あるいは休止など、建物をどのように今後管理していったらいいのかなということも議論しまして、ここで数字を入れて改善の効果額を示していきたいと思っております。

それから、補助金等の整理、合理化の項目でございますが、いわゆる合併によりまして3町村でそれぞれ単独補助金を交付してまいりました団体さんがあるわけですが、まだ合併していない団体もありますし、それぞれの旧町村での考え方で補助を受けている団体もございまして、そういったことで、見直しをしていきたい。この見直しということは、増額、あるいは減額、あるいは廃止、凍結、あるいは団体統合の推進などなど、いろいろな見地からこの補助金を見直してまいりたいと、このように考えております。そのほかには、内部経費の徹底的な見直し、私どもの職員の事務経費は徹底してもう絞り込んでいくことは当然でございますので、そういったことで

歳出を削減しながら、浮いた一般財源を繰り上げ償還などなどへ充当してまいりまして、一般的な行政サービスの部門につきましては、削減できませんので、こういったことの考え方で改善計画を進めて、いろいろな数値の好転を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、次に、公債費負担適正化計画の表でございますが、これも8ページ物で、別冊になってございます。第一表のところでは、これまでの1、実質公債費比率を押し上げている要因を分析しております。このことも後でお読みになっていただきたいと思います。

2番目の今後の地方債発行等にかかる云々とありますが、努力目標でございますけれども、二つほど掲げておりまして、言っていることは、町債の発行を最小限に抑えるんだということでございます。それから、合併特例債、当町においては107億9,000万円ほどの発行限度額がございますが、借金でございますから、メニュー、建設事業を厳選して、発行額を抑えていきたいと、このように考えています。

それから、次に、繰上償還を前提としての減債基金の積み立てで軽減を図るんだということで、四つほどメニューがございますが、前年度は繰上償還、繰上償還を実施しました。2,357万6,000円でございます。19年度、今年度は繰上償還の繰上償還を1億1,487万5,000円ほどを繰上償還したいと考えてございます。来年度は9,837万1,000円、21年度は5,070万円ほどの繰上償還を実施してまいりたい。内部経費の節減を図りながらここに充当してまいりたいという考え方でございます。

3番目のところでは、これまでの公債費比率、将来の公債費比率がどうなるんだろうということのコメントでございますので、この辺は後でお読みになっていただきたいと思います。

2ページ目、総括でございまして、今まで借金したものの将来の償還、二つ目の表は、これから年度期間中、27年度までの計画期間中でございますが、その中でどうなるのかなという推計、これを二つ合わせたものが一番下のところの表でございまして、いろいろな施策をとった結果、24年度ではまだ18.1%で、18%を超えてございます。ようよう平成25年度で16.6%という目標数値をクリアできるという計画表でございます。この中で、いろいろ細かい数字がいっぱい入っているんですけども、最初から5枚目の数値を見ていただきたいんですが、これが第3表、ということで、町長の答弁にありました普通会計以外ののところは公債費充当一般財源、そしてが公営企業に対する繰出金、特会への繰出金、が一部事務組合への負担金の公債費分です。が公債費に準ずる債務負担、これらが分子に入っております。とが普通交付税に算入される額でございまして、が標準財政規模ということで、この数字でもってこの比率を計算するわけですけども、標準財政規模が大体67億円から66億円、私どもの普通会計では大体100億円ぐらいの予算ですので、100億円から66億円を引きますと、33億7,000万円ほど、これがいわゆる補

助金だとか、起債だとかで、100億円になるわけですけども、私どもの身の丈の財政規模は67億円が相当な額でございます。そういったことを念頭にこの計画書を遂行してまいりたいと、このように考えますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 剣吉地区の雇用促進住宅の入居状況についてご質問がございました。お答えします。

現在、名川雇用促進住宅についての管理及び入居受付等は、ハローワーク八戸、八戸公共職業安定所で行っております。入居状況については、入居定数60戸に対して、入居戸数が22戸、これは4月現在でございます。入居率としましては37%という数値になっております。ちなみに、家賃月額が3万5,600円と共益費として2,750円で、合計3万8,350円であるということです。

なお、この名川雇用促進住宅は、平成19年度末で廃止となるということで、そのため、本年4月からは入居受付はしていないということでありました。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 長根議員のご質問の中で、町の公営住宅の所得制限についてということのご質問がございましたけれども、議員ご承知のこととは思いますが、町の公営住宅につきましては、国の公営住宅法に基づきまして住宅に困窮している低所得者ということで、これは月額の収入が20万円以下の方が該当しているわけなんですけれども、これにかわりまして、国の方では、特定優良住宅の供給の促進に関する法律がございます。この特定優良住宅の供給という住宅は、特定公共賃貸住宅と言いまして、特公賃と言いますけれども、これは今言いました年間総所得のうちの月額が20万円以上の中堅所得者層を見込んだ住宅の整備でございます。これをするためには、地方公共団体、町がその条例を定めて、建設するわけですけども、現在、南部町には向山団地に6戸ございます。家賃が約4万円から5万5,000円ということで、今やっております。今現在は6戸とも満戸な状態で空家はございませんけれども、なかなか入る方が今言ったみたいに、周りのアパート等の住宅の家賃の均衡を図りますので、需要が、申し込みが余り多い状況ではないのが実状です。そういうことで、さっき町長の答弁の中に、18年度に策定しま

した南部町住生活基本計画の中で、広場台団地の整備ということですが、これは約66戸を今後整備するという予定の中に入っています。この中には、特定公共賃貸住宅を設定するということの考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 長根和夫君。

○11番（長根和夫君） いっぱい再質問があったんですけども、時間がありません。

合併特例債地域振興基金の借り入れ利息と預け入れ利息をお知らせください。

それから、いろいろな財政改革を推し進めているようでありますけれども、町長は特別職の給与、報酬等の一部カットをお考えになっていませんか。

それから、広域圏域での企業誘致運動でございますが、町長がさっきも申し上げましたが、本町は地域条件等も非常に恵まれている地域になると思いますが、広域圏内には、いろいろな立地条件の町村もあるわけです。それぞれが役割を分担しながらすみ分けが必要になってくると思います。そういうことで、問題意識を共有しながら、広域的な推進を進めていかなければならないだろうと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

それから、パソナの農業研修生を何年か受け入れをしてきました。この間の新聞で、1人の方が町に戻ってきて、農業に取り組むという青年がいたということでありまして、その他の研修を受けた方々のその後の方向と伺いますか、そういうものを追跡したことがあるのか、あったらお知らせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午後0時21分）

○議長（工藤久夫君） 会議を再開いたします。

（午後0時21分）

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 細部の部分については、担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

まず、関連する部分の給料カットの部分でございますが、合併当初も同じような質問もございました。カットするという部分が一番答弁しやすい答弁になるわけですが、私は前にも言いましたように、まず、その分の仕事をしっかりしなければならないなということを基本でいきたい。そのように思っております。その中で、時期に応じてはしっかり考えなければなりませんし、これは、特別職のみならず、職員、また議員の皆さんも一緒になって考えていく時期もあるのかなと。我々はまず今、節減できる部分を節減を図りながら、しっかりとその分働いているなど、こういうことを取り組むのも大事ではないのかなと、こう思っております。

あと、広域的な誘致ですが、やはりまずどのようにすれば、南部町の住民の方々が雇用する機会がふえてくるのかと、このことをまず考えていけば、地元で雇用できるのが一番いいわけでございますけれども、理想論だけでもいけない。しからば、広域的に活動をして、広域の中で特にお隣さん、25万都市の八戸市があるわけでございますから、そういう地域に誘致を図り、そしてまた、一緒に図ることによって、三八地域の中の雇用、そういう部分もお願いしながら確保してまいりたいと、こういうことが第一だと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 合併振興基金の逆ざやの話でございましたが、借入利子は現行、今のところ上昇基調にあります。大体おおむね1.9%ぐらいの利息かなと。公定歩合によって違ってまいりますので、借入れの月によってまた変動しますけれども、今年度は1.9%ぐらい。それから、これは定期に入れた場合で運用しているんですけれども、定期の今利息はどれくらいでしょうか、0.4くらいでしょうか。長根議員がおっしゃる逆ざやと、こういうふうな話になりますけれども、これにつきましては、交付税の算入がございまして、75%元利の算入が交付税として救われるということでございます。充当率はご存知のとおり95%で、5%は一般財源を入れまして毎年度1億6,430万円ほど積み立てて、10カ年積み立てと。

この考え方ですが、今国の方で議論されているのが5年償還で私ども縁故債を借り入れているわけですが、その償還が終った部分については、取り崩してまちづくりのために使っていくですよというような指針も今見えてまいりましたので、この辺のことも勘案しながら、有効活用を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（工藤久夫君） 会計管理者。

○会計管理者（坂本與志美君） 先ほどの合併振興基金の預入利子ということですが、
0.3%ほどでございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） パソナの研修生でございますけれども、今年で3年目となります。
そして、第1回目、平成17年度においでになった方1名がピーマンの方の栽培、蹴揚農園におい
て研修を行っております。そして、パソナの研修生につきまして、その後の方向でございます
けれども、今現在のところは確認はしてございません。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後0時25分）

.....
○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後1時29分）

欠席 坂本正紀君

小笠原義弘君

.....
○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、内村貞子君の質問を許します。内村貞子君。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 前に通告してありました2点についてお伺いいたします。

まず、馬淵川流域の護岸工事についてであります。

降雨は阻止することはできません。大量の降雨があれば、水田、畑、家屋、その他洪水による

被害が甚大であります。何十年来、何百年来、洪水による被害が繰り返されてきております。大量の降雨があっても洪水の被害に遭わないように、護岸工事、その他の構想はあるのでしょうか。

次に、洪水による被害を全く心配しなくても済むのは何年先でありましょうか。

以上、お伺いいたします。

次に、街灯及び防犯灯についてお伺いいたします。

南部町の街灯及び防犯灯の数は何灯あるのでしょうか。

2番目に、日中点灯しているのは何灯でしょうか。

次に、日中の点灯はむだであると思うし、温暖化防止策にもつながってくると思いますが、日中の消灯はできるのでしょうか。

次に、日中消灯するとすれば、どのような手段があるのでしょうか。

以上、お伺いいたします。簡単明瞭にして終わります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、馬淵川流域の護岸工事についてでございます。

当町を縦断している馬淵川とその流域の治水対策につきましては、平成18年第6回定例会におきましても答弁をいたしておりますが、これまで、国、県当局のご配慮をいただきながら、馬淵川広域基幹河川改修事業として、苫米地工区、福田工区、剣吉川工区、大向工区の4工区を順次工事をしてきております。苫米地、福田工区は終了しており、剣吉川工区は平成18年度に管理用道路を整備して終了、大向工区につきましても、古牧橋から青い森鉄道の鉄橋までの間の堤防整備も終了してございます。大向工区の堤防が完成いたしますと、田ノ尻地区、下夕構地区、船場平地区の馬淵川からの外水被害は解消されることとなりますけれども、内水による被害が若干出ることも予想されるのではないかと考えております。

また、猿辺川の八幡地区、門前地区の河川改修工事につきましては、県単独河川改修事業と県道南部田子線の道路改良事業において18年度から工事を行っております。19年度は県道側と八幡橋の橋台工事を行い、順次整備をする予定と伺っております。

なお、議員もご承知と思いますが、昨年の災害を受けて、11月1日に、国土交通省青森河川国道事務所、そして青森県県土整備部、八戸市、三戸町、南部町で馬淵川の総合的な治水対策協議

会を設置し、国の方に働きかけをしているところでございます。

協議会では、近年の出水被害を受けて、いまだ治水安全対策が十分に確保されていないことから、国、県並びに関係市町の役割分担のもと、先ほど申し上げましたが、対策について検討し、再度災害防止の観点からおおむね5年程度で実施する防災、減災対策を検討することとなり、ハード対策として当町では、相内地区の馬淵川沿いの住宅地に輪中堤を整備し、外水被害を防止する工事を行うほか、ソフト対策として洪水情報共有システム整備を行うほか、洪水ハザードマップの作成を行い、住民に配布することとなっております。ある期間を設けながら、その期間でまずその期間の部分を整備し、そして当然、これからもう何年もかかるわけでございまして、しっかり目標を掲げながら、そこに進んでいこうということで、今取り組みをしてございます。

そして、ご質問の中の洪水の被害に遭わないような護岸工事、また、何年たてば遭わないようになるのかということでございますけれども、中、長期的な治水対策として、今年度国が見直しを行います馬淵川水系河川整備計画の策定の中に、堤防の計画を盛り込むこととなりますが、大規模な河川改修工事になりますと、どうしても、下流の八戸市の堤防工事がいまだ終了していないことから、相当の期間を要するのではないかなと、こう思います。我々も合併する前から旧3町村水害の地域であったわけでございまして、それぞれの実態において要望してきておりました。国、県の答弁は、やはり下流から整備してこないと解決しないという回答をいただくわけですが、であれば、早く下流から整備をしてほしいと。でなければ、我々の地域はいつになっても、いつも下流下流と言って、我々の地域には来ないと。であるのであれば、早目に下流から整備をして、早目に上流の方に来るようにしていただきたいという要望は今も行っておりますので、ご理解を賜りたいと、こう思います。

次に、街灯、防犯灯等についてでございますけれども、現在南部町には街路灯1,131灯、防犯灯1,893灯が設置されております。これら3,000を超える街灯を町職員が常時パトロールし、監視するということも事実上不可能でございまして、街灯の破損等を町民の皆さんが発見した場合には、各地区の行政委員の皆さんを通じながら役場に連絡をいただいて、そして街路灯であれば建設課、防犯灯であれば総務課で随時対応をしております。

また、ご質問の中の日中点灯したままになっている街灯につきましてでございますが、修繕は可能でございます。街灯には自動点滅機という器具がついておりまして、そのセンサーが明るさを感知し、自動的に点灯、消灯するようになっております。この自動点滅機が何らかによって壊れたり、作動しなくなったときに、点灯したままの状態と、こういう状況が出ていることもあります。これからも随時ご連絡をいただきながら、我々もこちらについては対応していきたいと、

こう思っておりますし、また、今後も行政委員の皆さんのみならず、広報等も通じながら、そういう箇所があった場合という呼びかけをし、対応をとってまいりたいと、こう思っております。

ちなみに、自動点滅機の交換、工事費等を含めながら1基大体3,000円から5,000円ぐらいかかるようでございますけれども、そういう消えたり、また日中ついていることのないようにするためには、自動点滅機のまず交換になるということで、ご連絡をいただければ随時対応してまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 洪水情報の共有システム整備というのは、どういうことなのでしょうかお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 洪水情報共有システムですけれども、これは国土交通省の河川国道事務所が整備するCCTVといいまして、河川の洪水になって水位が上がってくるわけですが、それをテレビで見たり、それから河川の水位等を町の方に配信できるという装置でございます。今年度6月の補正予算にそのお金、100万円ですけれども、負担金としてお願いするということで予算化しております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 南部町の街灯及び防犯灯の年間の電力料金はどのくらいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、お答え申し上げます。

街路灯、防犯灯合わせまして年間1,300万円ほどになります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 14番内村貞子君。

○14番（内村貞子君） 光センサーによる自動点滅機が作動していれば曇天の場合は日中点灯しているということですが、晴天の日中の点灯は自動点滅機の故障ということが理解できましたので、なるべくその故障があったときには、早く直していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

12番工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

公共下水道建設についてであります。

公共下水道の早期建設は町民の願いであります。公共下水道は国や地方公共団体を問わず、全国各地で健康で快適な生活を営むためのナショナルミニマムとして実施されており、町民の期待も大きいのであります。清らかで、暮らしやすいまちづくりには、欠くことはできません。我が国は、人口密度が高く、文化国家、先進国として世界の中でも早期に下水道建設時代を迎え、現在では、下水道普及率70%、下水処理場は全国1,500カ所を超えております。しかし、このような施設も環境を破壊してはなりません。そのための環境破壊防止が重要なポイントであります。下水は休むことなく処理センターに流入してくる。下水の特性を把握し、適切な処理をしなければなりません。適切な管理維持をするためには、馬淵川の水よりも、清潔な水として公共用水域に流すために適切な設備をしていかなければならない。なぜなら、過去に水質汚濁によって人類が影響を受けた例として、水俣病やイタイイタイ病に代表される公害病があるために、どのように事業を行い、どのような体制でいかなければならないかであります。

そこで、まずは、次のことをお伺いいたします。

一つ目として、下水道事業は順次計画的に整備されていくと思いますが、事業が適合しない地域、また、整備年次がおくれる地域も含め、どのようにしていくのか。全町的整備と進捗状況をお聞かせいただきたい。

二つ目として、供用開始はいつか。

三つ目として、広報活動等を通して、水環境の保全や処理浄化槽の施設促進について町民の理解を得ながら、事業を円滑に推進していくための、加入や促進するための、人口に膾炙するためのPR活動はどうなっているのか。

四つ目として、受益者負担をどのように考えておられるのか。

五つ目として、施工予定の地元民に対して、不安や薬品等による症災害、また、地下埋設物に損害を与えないような確認や騒音、振動害、また、交通安全対策等はできているのか。

公共下水道による町長の清らかな町の思い、安心と心豊かなまちづくりを町長はどのように考えておられるのか。

次に、公民館建設についてであります。

我が国の公民館は、地域にしっかりと根を張って、人々の生き方と暮らしを支えてきました。公民館は地域に生きるあらゆる人々の場であり、住民参加と自治性を持って社会教育施設として、国が推進する地方分権の基盤づくりに貢献している施設であります。大きな再編の岐路に立たされているのも事実であります。このようなときだからこそ、公民館を守り、発展させることを考えなければならないのであります。これまでの公民館活動の歴史と蓄積を確かめ、その未来を豊かにしていくために、地域での公民館活動を展開していくことが必要であります。さらに、今後、高齢化社会が進み、情報や窓口の拠点施設として、地区に必ず一つなければならない重要な施設として活躍する日も間近なのではないでしょうか。つまり、公民館は自治と協働のまちづくりになくてはならないものであり、地域住民の主体的力量形成のキーワードであると考えています。

そこで、町長にお伺いいたします。

再度再度お伺いいたしておりますが、現在姿こそあれ、使用活動できない南部地区公民館の再建の素案はできているのか。

また、公民館の必要性をどのように考えておられるのか。さらなる町長のご答弁をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、公共下水道の整備について、その中で何点が挙げられておりますが、この公共下水道につきましては、合併前、旧南部町時代に計画を立て、そして一部17年度から着手をしていたわけございまして、今、合併してその計画を新南部町になりましても事業を進めているところでございます。

事業の全体計画としましては、平成17年度から平成32年までの16年間で251ヘクタールを整備する予定になってございます。総事業費として、71億円、処理施設と管路施設 1 万9,000メートルを実施する計画になっております。現在、認可を受けた区域を 1 期工事概算事業費25億円に対し、19年度見込み事業費ベースで 5 億円、20%の進捗状況となっております。

また、供用開始でございますけれども、平成23年 4 月、認可地域の一部について供用開始を予定してございます。

ここで南部地域の住民の方々とも私も就任して、いろいろお話等も聞いてございます。当然、南部地域だけにおいても6,000人近い方がおりますから、皆さんが一致した考えではないでしょうが、公共下水道を当然整備してほしいという方と、やらなくてもいいという、直接私も言われて、ちょっとびっくりしたんですが、これはみんながみんなそうというわけではないでしょうし、私も理解をいただくために、そういう方々には、17年度からそういう計画のもとで進めてきているのを今取り組もうとしていますよと。

ただ、全体の中が、全地域が南部地域公共下水道区域になっていまして、ここは私は担当課の方にも検討する必要はあるんじゃないのかと。地区によっては合併浄化槽で整備していく方が安くあがるのではないかと。これは家庭の方々からすれば公共下水道でやろうが、集落排水だろうが、合併処理にしようが、水洗化については同じなわけですので、そういう中で、コストを低くしながら整備していく方法、これを考えなければならないということで、今までも何回かもう議論してございます。建設費だけで見ると一つのやり方の方がいいと。ただ、長い目でみると、公共下水道の方がいいと。いろいろこうあります。そういう部分を精査しながら、今、1 期工事の部分、ここは都市計画区域、地域でもございますので、当然予定で行きたいと思っておりますし、今後、一部の地域においては見直しをかけていくことはあり得ると思っております。そのときは当然議員の皆様にも事前にご相談をしながら、どういうふうにして整備していけばいいのかということとはきっちりと相談しながら取り組みたいと、こう思っております。何せ、16年間という計画の長いスパンでございまして、総事業費においても70億円以上のという規模でございまして、しっかりと計画を立てながら取り組んでいきたいと思っております。

PR活動につきましても、公共下水道、集落排水、同じでございますが、結局加入してもらえないと、後でその維持管理費が一般単独費用を計上しなければならないと。これが整備を進めていく上で一番の課題でございます。加入してもらえれば、その加入金、負担金等で維持管理をしていけるわけでございますが、なかなか下水道を整備していきますと、その加入が思い通りにいかないという部分がありますので、一人でも多くの住民の方々に環境整備の一環、またはさわやかな生活、そういう部分においてご理解をいただいて、ふやしていかなければならないと、こう思っております。

受益者等につきましては、加入金のほかに接続の修繕工事が当然本管にあるわけでございますが、担当課の方から聞いている金額では大体40万円から70万円ぐらいがかかると。また、別途使用料を納付することになるという予定でございます。

それから、工事の安全、町民の安全でございますが、これについては、もう全くもちろんでございますして、請負工事の方々にも当然、万全を払ってもらって工事をしてもらわなければなりませんし、広報、回覧、さまざまな部分を通じながら、そしてこれは八戸市で水道、ガスの方の工事のときに、水道管漏れというのがありましたが、そういうことも起こらないようにしっかりと工事請負の方々にもどういう管が入っていると、こういう部分も周知、当然現在もしているわけでございますけれども、そういう部分にもしっかりと監視体制をとりながら、安全の確保を図ってまいりたいと思っております。

次に、南部地区公民館の建設でございますが、これ、合併しまして、工藤議員さんからは、3回目のご質問をいただいておりますして、事業を行うときに、大体県なり、そういう関係機関の方と話を進めていって、要望を出しながらいって、実現ができるというのは公民館に限らず、大体早くて3年、4年、そのぐらいが道路についてもそうです、公民館に限らず。そういう期間で県と交渉し、国と交渉し、そして、次年度、または翌年度、そのときに町の計画書をあげていって、許可、認可されて、事業に行けると。こういう大体年数がすべてかかるものでございます。単独でできればもちろんそれは県、国に関係なしでこれはできるんですが、そういう状況の財政下でもありませんし、やはり、どうしてもそういうやれる事業が何なのかと、これをやはりみつけないといけない。

それは、去年から探しているところでございまして、実は、先般、国土交通省東北整備局調整監が私のところにいらしゃいました。ここでは、住環境整備の中で、いわゆる町営住宅等も計画のとおり進めていただきたい。ここはそういう事業を所管している課でございますから、当然そういうありがたいお話をしてもらえさるわけですが、そこの中で補助金の半分は町財政、い

わゆる借金をして、町債をもってやっていくものですから、やればやるほどその分補助金も来るけれども、町の借金もふえていくという現象を起こすわけでございます。しかし、その中で町営住宅の計画どおりの要望もいたしました。そしてまた、「地域の皆さんからそういう公民館の要望もいただいて、議会でも質問をいただいていますと。何とか、事業がないものか」ということで要望をさせていただきました。その所管の中では公民館の建設というのは今は正直ございません。ですから、「何か使用方法を考えながら私どもも実現に向けていきたい」というお話をさせていただきました。調整監からは「県の方と調整をとりながら」ということで、今後県の方と今これから少しずつ交渉しながら、どの事業がそれに該当させてもらえるものなのかどうか。そしてはっきり言われたのが、写真も見せました。調整監が来るということで、アスベストの状況、そしてまた老朽化している状況も見せまして「ただ、この同じ規模でやる事業はありませんよ」と。「もし、そういう実現にこぎつけたときに、今の規模は私も考えていないですと。本当の地域の方々がまず利用できる。そしてまた、そこは住環境という中で、一つは、いわゆるさまざまな方々の利用に、町民に限らず、町外の方々の交流、いわゆる農業体験をした人たちがそこでも大広間の中でも泊まれるんだ」と。何かそういう理由づけをしていかなければならないというふうなものも聞きましたし、これから少し検討して、どういうふうにすれば事業に載せてもらえるのかどうかということをやっていききたいと、こう思っておりますので、ただ、現段階においては、まだ事業の採択等というところまではいきませんけれども、県、国の方にはそういう説明、要望をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 私の方から整備計画についてであります。平成15年度に旧南部町において、二又地区ほか一部を除く251ヘクタールを平成32年度までに整備する計画を策定しました。平成16年度には、都市計画法に基づく下水道区域114ヘクタールを都市計画決定しております。1期認可として、平成17年度に大字大向、沖田面、それから玉掛地区の一部50ヘクタールで都市計画法事業認可及び下水道法の事業認可を受けております。平成23年度までの7年間で50ヘクタールを整備いたしますが、その後、第2期の認可としまして、第1期認可の残りの地区、最後の第3期でございますけれども、最後の馬場、それから古町、小向正寿寺、赤石、諏訪ノ平、相内の地区と順に、平成32年度までに事業を進めてまいります。1認可の期間というのは5年から7年ほどとなっております。

それから、受益者負担についてでございますけれども、受益者負担制度を確立する時期というのは、公共下水道事業の場合、供用開始約1年前というのが通例となっております。負担金の負担額については、旧名川町で実施した農業集落排水事業と近隣の市町村を参考にしながら決定していきたいと考えております。

あと、かかる費用として、先ほど町長が申しました使用料、それから検定料の1,000円というのがございますけれども、これについても細部にわたって検討してまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 午前中の財政問題を話した後に、こういうお金のかかる話をしにくいので、ちょっと後に引っ込んでいますけれども、でも、それはそれ、これはこれという強い意識を持って発表しているわけですが。

処理センターの部分になりますが、工法といいますか、手法といいますか、例えば処理機能が活発なというか、1系列のOD法という方法があるようですけれども、そういうOD法を使用するのか、それとも別途なのか、これは非常にOD法、今大分効率がいいし、汚濁も順調に処理されるというので、盛んに使用されているようですけれども、何につけても、財政が絡んでくると思いますけれども、先ほどそちらの壇上でお話をさせていただきましたその中で、川の水域の清潔な、金魚もコイも泳げるといような、そういうふうなすばらしい水になるようですので、できれば、それに近い環境保全ということを考えて、いい工法といいますか、方法の機械を入れていただければいいのではないかと、このように考えております。

それから、公民館ですけれども、先ほど町長が公民館という名称はもう今からは使用できない。現在ある部分はいいいんでしょうけれども、これから申請する場合、どうやらそういうことだということもよくわかりました。それに関してもぜひ申請しやすい状況で、ただし、その公民館に匹敵する、そういう活動ができるような施設を確認しながら、建設をしてもらいたいと思いますし、また、公民館は今までの社会教育とか、そういう趣味とか、それからさまざまそういうたぐいのものだけということではなくて、これからは保健福祉課長さんもいらっしゃいますけれども、3年に1回保険料の見直しということで、あと2年後にはまたそれがということになると、保険料もアップする。

ですから、できるだけ健常者に近い高齢者ということになると、そういうふうな意味での公民

館の使用というか、活用というか、そういうふうなもので、例えば、保健師さんでも「今元気な方はどなたですか」「ぐあい悪い方はどなたですか」って、「手を挙げてください」って、言ってもだれも挙げないと思います。ですから、公民館を活用することによって、町民の内容が少しはわかるということが拡大されていくのではないかということの重要性と、できるだけそういうふうな保健、福祉、医療の包括ケアの先ほども言いましたが、今までは支援センターがあって、包括ではなかったんですけれども、それが包括支援センターになりかわったかなという、そういうふうなセンターの介護支援センターにかわった包括支援センターが、そういう公民館を窓口にしてやるという、しかもそれが密着介護ということの状況ですので、今までは中学校に一つ、そういうふうな施設が必要だというのが、今度は小学校に一つということで、地区の町民の落ちこぼれのない町の把握状態をキャッチするには公民館活動の中で窓口と、それから町民の健康度を見るという、そういうふうな状況に変わっていくような状況下にあるわけで、ですから、公民館という名前は別としても、ぜひそういう施設は必ず着工してほしいと、このように思っています。

いろいろお金もかかりますし、それをキャッチする方法も大変難航するかと思いますけれども、1日でも早く、もう包括センターも始まっていますし、そういう高齢社会ですので、ぜひだれにでも使用できるそういう施設をぜひ確保してほしいと、こう思っていますので、よろしくお願いをいたします。町長さんからもう一言、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、公民館の方でございますが、保健、医療、福祉等も見据えてということ、そういう活動も含めて公民館というのは利用もされていると思っております。

ただ、一つは、南部地区にはすぐ近くにぼたんの里がありまして、そういう部分のきっちりとした有効活用、恐らくそれらの施設と公民館の利用者は当然違ってきているとは思いますが、医療、福祉等から見ると、そちらの方との連携もとりながら、それ以外の方々の利用者ということだと認識をしておりますので、前の答弁のときにも言いましたが、まず、撤去費で5,000万円、6,000万円という予測でございますので、先般、みえた調整監には「撤去費を国土交通省の管轄の整備局でそこまで見てもらえないか」という話はさせていただいております。まだ、はっきりとした採択という状況ではないんですけれども、そういう中でできるだけ要望にこたえるためにも、我々も町債を少なくし、持ち出しを少なくした中で、どの規模でやっていけるのかどうかというのを今まず県の方と担当課の方と話ができるようになったなと思っておりますので、我々も

きっちりと地域の必要性も考えながら要望してまいりたいと。何分、先ほど長根議員からの質問の中でも町債、公債、そういう部分、その計画的なクリアもしていかなければならない。一つの事業をやるときに、早くて3年、4年、そのときに採択のめどが立つ。そのときに、町の財政が持ち出しをできるのかという、それがマッチするかということも必要なわけです。採択の可能が出てきても、町がそこに予算を計上できないとなると、また1年ということになりますので、そういう部分も含めながら、財政課の方と行財政改革プラン、ここをしっかりと見て、その中でいつに持っていけるのかと、こういう部分を検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 私の方から、先ほど下水道の終末処理場の処理方式についてお問い合わせがありました。ご指摘のように、現在一番頻繁に使われているのがOD法といって、オキシデーションディッチ方式と申します。これは、酸素を必要なバクテリアを使って処理、分解する方式なんですけれども、今回私どもが使用しようと思っているのが、嫌気、好気の処理方式といいまして、先ほど言いました酸素を必要なバクテリアともう一つは酸素が必要でないバクテリア、二つを使って処理する方式を考えております。この処理方式のいいところというのは、敷地面積が少なく済むということと、それから、発生汚泥がほとんど出ないということがあります。それから、処理量に応じまして少しずつ処理施設をつくっていけるというメリットがございますので、この処理方式で今検討しているところでございます。

それから、環境保全についてご指摘ありました。保留水の水質については万全の体制をとって管理していきたいと思っておりますけれども、水質悪化となった場合の緊急事態の体制というものの整備でございます。これは、供用開始までに関係機関と協議しまして、その体制づくりをしていく所存でございます。それで、今、馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会という協議会がございます。こちら今まで担当部局、例えば衛生部局だけで組織しておったんですけれども、ことしから下水道部局も構成メンバーとして入ることになっています。その辺も加味しながら指導を受けながら、連絡をとりながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） いずれにしても、いい方法で万全を期していただきたいと思います。

それからもう一つ、これ希望なんですけれども、工事した後の復旧工事、路面のことなんですけれども、復旧した後の路面が既存のアスファルトと、それから穴を掘った後のその復旧の工事の境といいですか、その部分が非常に段差があって、あのくらい段差があれば、高速道路あたりはもう補修工事するというくらいの段差があって、見ておりますと、車がそこを蛇行運転をしながら避けるんです。ですから、前のレベルの高さまで、あるいはそれ以上に滑らかに復旧した後の傷跡をきちんとしてほしいなと、このように思っています。よその市町村のを見ていても、やはりその段差がかみそりの刃か何かみたいに、研ぎ跡みたいな、そんな鋭い段差がついているもので、車が往来するのには非常に危険だなと思って見ておりましたので、その段差がないように、ぜひこれからの工事のやり方、これは希望なんですけれども、無理かも知れませんが、もしできたらお願いしたいなと、このように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） ご指摘のとおり、現在の舗装というのはちょっと段差がついた形で荒いような形になってございます。これは、現在、仮復旧したものでございまして、これから本復旧に入ります。というのは、上水道の工事の一部入ります。それから、宅内柵の工事はまだ残っておりますので、そちらが終ってから、1回に舗装をかけるというような手はずになっておりますので、7月いっぱいまでかかるかと思いますが、もう少しご辛抱を願いたいと思います。個々に段差で振動がひどいというところには対応しておりますので、その辺、また住民からご指摘ありましたら、教えていただきたいと思っております。

○12番（工藤幸子君） はい、了解、大変どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

.....

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月12日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時21分）

第 8 回南部町議会定例会

議事日程（第 3 号）

平成19年 6 月12日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

20番 立 花 寛 子

- 1．平和をめぐる問題について
- 2．生活環境整備の促進について
- 3．産業廃棄物中間処理施設について
- 4．保育行政について

25番 川守田 稔

- 1．高齢者の転倒防止の施策について
- 2．地域コミュニティ維持の施策について
- 3．関東在住の当町出身者との交流について
- 4．中学生海外派遣事業について
- 5．休耕地の再生、有効利用について
- 6．費用対効果の概念について

30番 河 端 幸 蔵

- 1．旧公共建造物について
- 2．道路の整備計画について

36番 伊 達 一 夫

- 1．町内会館等の維持について
- 2．農業振興策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（38名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高橋 隆博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖田 豊治 君
5番	川井 健雄 君	6番	西塚 英夫 君
7番	中村 善一 君	8番	佐々木 勝見 君
9番	庭田 豊茂 君	10番	夏坂 清蔵 君
11番	長根 和夫 君	12番	工藤 幸子 君
13番	四戸 清 君	14番	内村 貞子 君
15番	工藤 和夫 君	17番	佐々木 幹夫 君
18番	馬場 又彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立花 寛子 君	22番	大久保 俊和 君
24番	滝田 米作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金嘉 君	27番	工藤 久夫 君
28番	坂本 正紀 君	30番	河端 幸蔵 君
31番	相田 耕作 君	32番	山口 博个 君
33番	沼畑 繁 君	34番	小笠原 義弘 君
35番	佐々木 元作 君	36番	伊達 一夫 君
37番	金沢 和夫 君	39番	東 寿一 君
40番	宮野 正 君	41番	西塚 芳弥 君
42番	野田 清八 君	43番	佐々木 由治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副町長	赤石 武城 君
副町長	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
企画課長	奥瀬 敬 君	財政課長	堀内 富士夫 君
税務課長	坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	佐々木 博美 君

環境衛生課長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	庭 田 卓 夫 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は38人でございます。定足数に達しておりますので、これより第8回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで一般質問の制限時間を再度確認いたします。

一般質問は、質問、答弁合わせて60分以内と申し合わせております。よって、再質問は残り時間に応じた質問内容とし、答弁が制限時間を越えないように質問されるようご協力をお願いいたします。そのためにも、質問並びに答弁は、簡潔、明瞭をお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

20番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

6月定例議会に当たり、一般質問を行います。

平和をめぐる問題についてであります。

南部町国民保護計画ができました。国民保護と聞いて何を想像なさるでしょうか。何か国民に危害を及ぼすことが始まるとてもいうような気持ちにさせられます。南部町国民保護計画策定の根拠法等の説明によりますと、町の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において、町が国民の保護のための措置を的確かつ、迅速に実施するためのいわば行動計画であると指摘しております。武力攻撃事態等とは何か。まさしく、平和が脅かされることではないでしょうか。

どんな事態になろうとも、戦争を引き起こすことのないように、政府の動向を見きわめる姿勢が必要ではないでしょうか。昨年末から、教育基本法と防衛庁設置法、自衛隊法など、改正されました。前者は国を愛する態度を子供たちに植えつけることを法制化したもの、後者は防衛庁を防衛省に昇格させ、また、自衛隊の海外活動を本来任務とするなど、国内外における日本の軍事力の存在感を一気に高めようとするものであります。そして、今、国民投票法の国会可決成立、その目的は、憲法9条を改憲し、日本を戦争できる国にすることは明らかです。政府の一連の流れを見てきますと、平和が破壊され、戦争に引き込まれるのではないかと不安を覚えるわけですが、町長自身はどのようにお考えになり、町民はどう受け取っておられると考えておりますか質問いたします。

生活環境整備の促進についての質問です。

南部伝承館周辺についてであります。道路が舗装されていない宅地化されている地域の側溝の整備を急いでほしいのであります。地域の方から、幾ら観光地の道路の整備をしても、実際に住んでいる地元の住民が生活しにくければ意味がありません。とにかく遠方から来る人来る人が「ひどい」と言っています。「道路が悪くて、雨や雪の日は行きたくないと言われます」と。南部伝承館は、観光施設の重要な場所であり、また、さまざまな行事の集合地ともなっています。その周辺に住んでいる住民が道路に穴があいて、歩行しにくかったり、側溝の不備のため、流れが悪く、物が詰まりやすい。そのため、悪臭で困っております。同様のことが名川地区上中町第7分団周辺の側溝に当てはまります。「名川秋祭りなどの行事で人が集まるとき、悪臭などが漂い、不衛生である」と言っています。側溝などの整備を急いでいただきたい。

産業廃棄物中間処理施設について。

施設建設反対の住民要望はどれだけ実現されているのか。

2点目、広報なんぶに記載する必要があると考えますが、どうでしょうかという質問です。

アセス青森をめぐる問題の経過をお伺いするものであります。現在、どの地点まで問題が解決しているかをお聞きするものであります。それとともに、自然の景観と果樹の里を生かし、グリーン・ツーリズムや達者村の発展を推進していく上で、当該施設は町にとってふさわしくない施設と考えますので、住民の関心を促す上でも、アセス青森に関する情報は広報なんぶにシリーズ化すべきではないでしょうか。そのことにより、施設建設反対の住民の皆さんを励まし、行政の姿勢を示すことになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

保育行政について。

保育園の行事を土・日曜日に設定する考えはないかについてであります。

各地区の保育園の行事の曜日設定には、ばらつきがあり、現在、土・日曜日に行事を行っている保育園はあると思います。この問題の趣旨は、父親が保育や子育てに参加しやすい状況や保育園の行事内容であるか、日程になっているかという点にあります。南部町少子化対策検討委員会報告書これからの少子化対策に向けてによりますと、働き方への支援という項目に子供を産み、育てることは、親にとっては働くための生きがいになりますし、子供にとっては、親が家庭でのそれぞれの役割をしっかりと担い、地域活動に積極的に参加し、さまざまな場所でいきいきと活動できる姿を見ることは、子供が将来自立した子供となるべき手本になってゆくものと考えます。このことから、子育て中の親が性別を問わず、仕事と家庭の両立ができる支援が必要となり、また、アンケート結果では、育児や家事などで夫や家族の協力を求める意見があります。と書かれております。数少ない保育園の行事の中で、夫婦で参加できるなら、参加したいという行事に入園式、卒園式、親子レクリエーションが挙げられます。受け入れ態勢の問題はあるとは思いますが、子育て中の労働条件は厳しく、平日の有給休暇取得は望めないのが実態です。改善できないでしょうか。

チェリー保育園のホール段差解消についてであります。

現場を確認していただきますとわかりますが、ホールと廊下の間に段差があり、「廊下をはっている乳児が頭から落ちる」と言っています。この段差を解消するなら、廊下とつながり、広い空間が生まれ、使い勝手がよくなると思いますので、改善できないでしょうか。

認定こども園とは、どういう施設でしょうか。具体的な計画はあるのかお聞きいたします。

南部町少子化対策検討委員会報告書これからの少子化対策に向けての中の、保育サービスの充実という項目の提言、幼稚園と保育園のよいところを生かした認定こども園の設置を早期に実施するとあります。いかなる条件を持った施設なのでしょう。

また、具体的な計画があるのかどうかお聞きいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の国民保護法や国民投票法の制定は住民にどのような影響を与えるかというご質問でございますけれども、国民保護法や憲法9条を改憲することを中心とする改憲手続法を制定した政府の動向は住民にどのような影響を与えるかというご質問だと思いますが、日本国憲法

96条で改正については国会の各議員、衆参議員の総議員の3分の2以上の賛成で発議され、国民投票によって過半数の賛成を必要と定められております。これはもう新聞等でご存知だと思いますが、国民保護法につきましては、我々この地域から見ますと、通常の災害、日常身近に事態が起こる火災等と違いまして、まず、武力攻撃、ミサイル攻撃、テロ、ゲリラ等々に対応するという範囲の制定でございまして、国民保護計画を先般全員協議会でご説明申し上げたときもお話をしましたが、正直市町村単位でどこまでじゃあ対応できるのかという部分については、対応し切れない部分というのが、ある大規模の攻撃であると思っております。ただ、ここで、やはり国、県、そしてまた市町村がしっかりと連携をとりながら、対応していく。まさに備えあれば憂いなしと。一つはその考えでもあるだろうと、こう思っております。そのことがまた住民の安全な生活につながっていくというこの確保をしていくための制定であると、こう考えておりますので、この場合、特にミサイル攻撃などとなりますと、じゃあ公民館に避難とか、そういうだけで解決できるのかという問題もありますが、まずは、早い情報をキャッチして、その情報をしっかりと早く情報を発信していくと、こういうことが大事になってくると思います。住民の皆さんも災害等と違って、攻撃的な部分にはまず、想像を超えていることに対する対応になってまいりますので、国なりの発信、そういうものを早くキャッチをして、早く対応するということが一番の住民の安全確保につながっていくものと考えております。

次の南部伝承館周辺と上中町地区第7分団周辺の側溝整備でございますが、最初に、南部伝承館周辺の側溝整備についてであります。今現在、側溝は整備されておりますが、一部ふたがかかっていないところもあります。周辺の道路でございますが、公衆用道路で町道に認定されていないこともあり、以前から何回か町道認定のための住民説明会を開催した経緯がございます。ただし、地権者の同意が得られないことから、事業に着手できない状況であったと、こういうこともしっかりと議員にはご認識をお願い申し上げたいと思います。今後また、地元の皆様とも協議をしてまいりたいと思っております。

次に、上中町の側溝整備でございますが、この側溝整備につきましては、地元の皆様、また行政委員からも側溝の入れかえについて相談を受けております。今、県道と合流することから、三八地域県民局等の道路管理課と協議をしてございます。

次に、産業廃棄物中間処理施設についてでございますけれども、これも何回も質問を受けて、何回も答弁をしておりますが、町からの反対意見書を県に提出し、地元住民の反対署名も提出をいたしてございます。議員の皆さんからもそういう同じ思いでのお考えを聞いておりますし、県はこれを踏まえた上で、専門家の意見を聞き、アセス青森に対しても聞き取りを行っている状況

であると同っております。私も議員から「直接お会いしたらいいんじゃないか」という意見も聞きました。２回ほど直接お会いしまして、住民の意見を尊重していきたいということと同じことを伝えております。町としては、これらの状況を踏まえて、県と連絡をとりながら、動向を見守ってまいりたいと思っております。

また、広報の周知でございますが、前回は質問を受けました。１月号にも掲載をしてございます。また、地方紙においても掲載をされております。その後、これといったアセス側からの動きというのがございませんし、また、新たな動きが出るような場合においては、必要に応じて掲載をしてまいりたいと、このように思っております。

それから、保育行政についてでございますが、行事を土・日に設定する考えはないかということでございますが、各保育園の主な行事としまして、入園式、卒園式、遊戯会、運動会、夕涼み会、また、親子バス遠足等が実施されております。行事を土・日に設定する考えはということでございますが、入園式、親子バス遠足は平日に、それ以外の行事は土・日に開催をしております。なお、入園式、卒園式においては園で、それ以外の行事については、父母の会の役員会で決定をしておりますが、平日の開催につきましても、役員会の意見を尊重しながら柔軟に対応してまいりたいと、このように思っております。

それと、行事でございますが、お父さん、お母さんたちがたくさん参加できるようにということでございますが、私もいろいろな子供たちの会にも出ておりますが、我々の時代と違って、お父さん、お母さん、夫婦で参加している方々非常に多いと感じております。我々のときは母親も来るか来ないかと、そういう時代でしたけれども、今のお父さん、お母さんたちは入学式にしても、卒園式、遊戯会、運動会にしても本当に夫婦で参加している方が多いというふうに感じておりますので、そこは先ほど申しました役員会の中での決定ということもございまして、そういう部分で決定していくことも必要であると、こう思っております。

次に、チェリー保育園のホールの段差解消についてでございますが、段差は約16センチと聞いております。廊下よりホール側が低くなっておりまして、子供たちが行き来するとき、時々危ない場面もあると聞いておりますが、今ホールは床暖房となっていることから、全部床をあげることに伴い、外側のサッシ戸が埋もれるという、そういう状況も発生をしてまいります。いろいろな部分を踏まえまして、段差解消に向けて検討してまいりたいと、こう思っております。

認定こども園についてでございますが、これも前にも質問をいただいております。ぜひ、立花議員、私も一生懸命質問に対して答えております。前にも同じことを答弁をしております。お聞ききになって、また再質問をお願いしたいと思います。

幼稚園と保育園については、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、地域に別々に設置されておりますと、子供の成長に必要な規模の集団が確保されにくいことなどの課題が指摘されており、この課題をなくする目的からこども認定園制度が平成18年10月からスタートしております。認定こども園は保護者が働いているいないにかかわらず、受け入れて、教育、保育を一体に実施するものでございます。タイプとしましては、幼保連携、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四つに分けられますが、いずれの場合においても同じ施設において保育するものでございます。同じ施設でということになりますと、施設を新設するか、あるいは幼稚園、保育園のどちらかを増築しなければならない問題も発生してきます。幼稚園と保育園が一体化した認定施設につきましては、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても施設整備費を助成する措置が講じられますが、公立、いわゆる自治体で行う場合はその支援が財政上ないという問題も生じてまいります。また、今後保育園等々については、他町村でも最近移行されておりますが、今後においては民間移行、そういう部分というのも実施するしないということではなく、さまざまな見方から検討していかなければならない時期にもなっているのではないかなと感じております。こども認定園については、現在計画はございません。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、1番の平和をめぐる問題であります。特に国民保護法についてありますが、政府がこのような法案を出してこなければ、地方自治体が困難を背負うことはなかったわけありますので、大変国の動向が地方を困難にしているという一つの例になるのではないのでしょうか。その国民保護法の趣旨を酌んでいただきたいというのが、今回の質問の趣旨であります。特に、国民保護法が発動されないように、政府を監視していく、これは大事だと思います。

また、憲法9条は変えるべきではないという数字は高いわけあります。憲法9条は守っていくこと、それはすなわち平和を守ることではないのでしょうか。政府のこれからの動向をしっかりと見きわめていく町長の姿勢が問われていると思います。

次は、2番目の生活環境整備についてであります。同意されない地権者はどういう条件でそうになっているのか、もう少し詳しくお聞きしたいわけあります。ぜひ、住民の皆さんの希望を酌んでいただけるように働きかけていきたいものだと思っておりますが、どういうネックがある

のか、お聞かせいただきたいと思います。

産廃問題についてであります。この問題をなぜ取り上げたかと言いますと、随分最初はこの産廃施設建設問題に対して、行政、議会挙げて、地域から署名までいただいて頑張ってきたのに、なぜか態度が少し弱くなってきているのではないかと。町長の姿勢がどうもこの問題を解決していく気持ちが薄れているのではないかと。このようなことが住民の中からありまして、「いや、そういうことはないですよ。行政と議会、地域一体になって頑張っているのに」というようなことがありまして、ぜひ、町長にやはり今のお気持ちも確かめなければならないということから、この問題を取り上げたわけでありまして。やはり、この産廃施設建設問題は、最後の最後まで、白紙撤回、これを勝ち取るまで頑張らなければ、住民はもとより、行政も大変な負担を負うわけでありまして、この点を町長にもう一度どのようなことで取り組まれておられるのかお聞きしたいと思います。

また、地域の方が普段使われている道路が封鎖されるとか、この土地は町のものではないなどという話も飛び交っているようでありますが、どういうことだったのでしょうか。地域の方は農作業に大変支障を来たされ、こういうことから、町長の態度がどうなったのかというふうな疑いも持たれた。そういうことがありましたので、この問題をまた再度取り上げたわけでありまして、このことと、問題にしておりますアセス青森との関係はあるのでしょうか。どうなっているのか、はっきりしたことをこの場でお聞きしたいと思います。どういことがあっても、町長は産業廃棄物処理施設の変更に関する意見書でもはっきりと述べられておりますように、「町村合併して間もない当町にあっては、産廃処分場の建設に対して、慎重にも慎重を期し、対処いたしたく産廃処分場の建設に対し、反対するものであります」と、述べられておりますとおり、何らのお気持ちの変更がないのかどうかお聞きしたいと思います。この点で詳しく経過報告を求めるものであります。

認定こども園についてであります。これは、認定こども園という新しい制度が出てきたわけでありまして、これに対する考え、態度について私の方からも述べさせていただきます。

認定こども園は、小泉内閣の財政負担削減、市場原理の導入という目的から検討され、既存の幼稚園、保育所、認可外施設の機能を組み合わせたために、さまざまな問題を含んだ制度だと考えております。幼稚園、保育所の国基準を下回る認定基準を許容し、直接契約制度の導入で保育を必要としている子供たちへの公的責任が明確にされておらず、公的保育所制度を崩すことになりかねないとして、法案には日本共産党は反対したわけでありまして。雇用不安、子育ての経済的負担の増大、子育ての社会環境の悪化のもと、少子化が進み、子供の数は減りましたが、2001年

から保育所数、入所児童数は全体では増加に転じております。入所希望が増え続けているため、待機児童は減っておらず、認定こども園が待機児童解消の施策であるとの期待も確かにあるようです。小泉内閣の５年間で進められてきたのは、待機児童解消を理由にした規制緩和であり、公立保育所の民営化です。公立保育所の運営費は2005年度から一般財源化され、自治体の保育予算削減、保育料引き上げとなって、深刻な影響を広げております。そして、認定こども園制度を足がかりに、保育を儲けの対象にするという財界の要求にこたえる流れをさらに推し進めようとしております。

規制改革民間開放推進会議は、具体的施策として、

- 1、保育施設サービスの拡充に向けた民間企業の参入促進等。
- 2、認定こども園の活用促進。
- 3、認可保育所における利用者との直接契約の導入等。
- 4、利用者に対する直接補助方式への転換などを掲げております。

こうした方向は、安心して子供を育てたいという住民の願いに背くことではないでしょうか。今必要なのは、保育、子育て予算をふやし、保育料の引き下げとか、保育所の増設ではないでしょうか。

そこで、質問であります。先ほども答弁がありましたが、私は特に、保育所への指定管理者制度導入計画があるわけでありましたが、これと先ほどの認定こども園のことを話されたんですが、ゆくゆくは認定こども園に移行していくお気持ちがあるのかどうか、この指定管理者制度導入と認定こども園との関係があるのかないのか、どういうお気持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、最初の国民保護法でございますが、先ほども言いました、備えあれば憂いなしという形になってほしいなと。当然、制度的にはつくられましたが、発令されないということをこれは同じく望みたいと、こう思っております。

伝承館の地権者等の部分については、また担当課長の方から答弁させたいと思います。

産廃中間処理施設でございますが、これは平成７年ですか。数字が間違っていたら申しわけございません。県が許可を一度してございます。今回アセスさんから来ているのは、新たな許可ではなく、それに伴う変更申請があげられております。ここにつきましては、従来から町としても

反対の声であるということを県の方に言ってまいりましたし、先ほども申し上げました。２回ほどアセスの方と私も会いました。アセスの構想ということもお聞きしましたが、私の方からは「従来と変わらず地域住民、そういう方々の意見というのを尊重していかなければならない。そういう立場であります。これには前と同じでございます」ということを会ったときに、２回伝えております。

ただ、今私の考えが揺らいでいるとか、別に地域住民の方々も、とにかく一つの雇用という考え方を考えたときに、雇用は必要であるという見方もありますでしょうし、じゃあやはりそれだけではないという見方もあるでしょうし、私も地域の方々、両方の方々からも意見をお伺いしております。二通りも出ております。そういう中で、これはでも慎重に対応していかなければならないということで、私としては以前と変わっていないということをアセス側には伝えておりますし、また、道路とアセスさんとは、これはまた会社も違いますし、直接的な関係はないと思っておりますが、その事業をやっていく中で、別々の会社が別々の事業計画があるように聞いておりますので、そういう部分の関係ということだけでございまして、直接はアセスと道路という部分の直接的な関係ではないと思っております。

それから、認定こども園でございますけれども、それぞれの市町村、その中には自治体のスリム化もあるでしょうし、今民間でできるものは民間にということも考えていかなければならないということで、他町村においても、相当民間へ移譲された幼稚園、保育園等があるわけでございますけれども、そういう部分において、現在、南部町においては二つの幼稚園、それから三つの保育園、一つが民間の幼稚園と。地区ごとにあるわけでございます。そういう中で、児童数の今後の推移、そういうものも見ながら、いわゆる幼保というものも可能なかどうか、そしてまた、その幼保をやっていく場合に、現在の建物で間に合うのかどうか、これも既に調査はしております。地区についてそういう部分でちょっと検討する必要があるということを指示しました。指示して、結果は一つになる面積がない。そうすると、また、新たな増築をそこにしていかなければならない。こういう課題等も来ておりまして、ただ、今後またそれぞれの部分で幼幼がいいのか保保がいいのか、幼保がいいのか、民間がいいのか、いろいろパターンがあるわけございまして、そういう部分をまず検討していく時期にはなっているなど。その中で、認定こども園としてやっていった方がいいのか、認定こども園とならなくても、幼保と保保と、そういうことでもできるのかどうか、これはこれからまた、現在も調査検討中でございますし、今後もまた、そういう検討をしていかなければならないと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 立花議員の南部伝承館周辺の道路のことについてでございますが、まず、この道路は旧まべち農協の剣吉支店の後から新開地に抜ける道路のこの路線と、それから旧御飯屋がありますけれども、その御飯屋から今言った道路に抜ける二つの道路を今計画しているんですけれども、その中で、地権者の方が御飯屋からまべち農協旧支店の方に抜ける向かうところの地権者の５名ほどあるんですけれども、その中の１名の方が、ちょうど角のところなんですけれども、この方、直接的に今宅地であるんですけれども、家が建っていないくて、農地といいますか、原野にしているんですけれども、この方が反対していると。反対理由は、直接的に自分にその道路を必要としないということもございまして反対しております。

それから新開地に抜ける道路につきましては、登記の権利関係の複雑さがございまして、なかなか進まないというような状態しております。

側溝の整備については、そういうことで旧名川町時代に整備しておりますけれども、ふたがかかっていないということもありまして、大変危険だなというのは我々も認識はしておるんですけれども、何とか道路の整備と一緒にそれを一体的に整備したいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） きょうの問題の一番大きいところはやはり産廃問題であります。町長の先ほどの答弁から、また新たにアセス青森とは別に産廃問題でも持ち上がっているのか。また、その二つの組織というか、施設がかかわりあっているのかどうか、もう少し詳しく話をさせていただかなければ、住民の皆さんはいろいろなことから、アセス青森の件でも、もう行政が手を引いたのではないかなというように話まで飛び交ってきていまして、両方歩み寄って解決していかなければなりませんので、町長の気持ちが十分に伝わっていなければ、そういう反対運動をされている皆さん方にも、誤解を解いてほしいわけであります。ですので、こういうことがあって、こうなっているんだとか、住民の皆さんが誤解されないように、もう少し、詳しく、はっきりした態度は示せないのでしょうか。もう少し詳しいことが聞かれるかと思っておりましたが、いかがでしょうか。

ともあれ、私は住民の皆さんと一緒に町長が最後まで頑張るんだという意見、気持ちがあれば、

私も一緒になってアセス青森との件はこちらからも働きかけていく気持ちは十分に持っておりますので、町長のもう一度の気持ちを聞かせていただきたいと思います。

ところで、いみじくも、町長がその産廃問題では、雇用も拡大できる。そういう要素もあるとか、やはり産廃を受け入れる地域もなければとか、そういうふうな善意のことではありますけれども、声が聞こえているということは、大変な問題だと思います。

そこで、町長にお伺いしたいことは、この産廃問題の解決はどのようにあるべきかということであります。前にも町長お話されたかもしれませんが、もう一度聞くものであります。これは1町村だけで解決できるものではないと考えます。それで、産廃問題の解決は、産廃処理は排出者である企業の責任だということを貫くことではないでしょうか。これは、生産から廃棄まで一貫して責任を負い、処理困難な量や質の廃棄物を出さないことが企業の利益確保にとっても不可欠であるという仕組み、まさに、拡大生産者責任の実現が求められているのではないのでしょうか。早急に拡大生産者責任制度を法制化するように政府に働きかけるべきでないかと考えますが、いかがでしょうか。提案でございますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

再々質問で、順序が飛び交って申しわけありませんが、最後、町長も保育園のことなどで、夫婦でいろいろな行事に参加される方が多くなって、目を見張っておられるようでありますが、私もその点は同様であります。現在、男女共同参画社会基本法なるものが十分にとは言いませんけれども、ある程度浸透している時代になってきているのではないかということが言えるのではないのでしょうか。委員会がまとめた南部町少子化対策検討委員会報告書にも、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進ということが十分に盛り込まれておりますので、これがある程度実現されるようになれば、男性の方も仕事も子育てもということが少しずつできていくのではないのでしょうか。

そこで、先ほどの保育所の行事の問題では、役員会で決められているとかということでありますが、保育園の方から役員会に親子レクのことではありますが、親子レク、入園式が平日であればまた、日曜日という希望もあるんですが、特に親子レクに対しては日曜日にしてはどうかと働きかけていただくことはできないのでしょうか。この点のお答えをいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、産廃の件でございますが、これは私は当初から話したときに、「中間処理施設、このもの自体にはやっぱり必要性というものは感じましたよ」と、こういうふうに

一番最初にもお話しをしております。ただ、やはり本来余りよくない考えで、その賛成、各論反対という部分というのは私自身本来主義が合わない部分がありますが、いろいろな達者村事業等々をやっていく上で、「今なぜ南部町に」と、こういうことを一番最初にもお話をいたしました。そういう考えで、現在もおりますし、先般2回お会いしたときに、アセスの方々、そして道路の地権者の会社も一緒に来ました。話を聞いていきますと、それぞれ会社違います。そういう中で、違う事業、一つは処理施設と、もう一方は農業ハウスをやりたいと。その融資を受ける先が中央の方の同じ銀行であると。こういうことで、一緒に来たと思います。そこで、私の方は「従来住民の方々もそういう考えでございますし、議会としてもそういう考えでありますので、私の方から賛同するというようなことは私は考えてもいないし、できません」と。「あくまでも住民の考えを尊重していく」ということを2回伝えてございます。

先ほども雇用の確保を言いましたが、まず、そういう雇用の確保につながっていくのではないかと、こういう意見も住民からは私のところにあったということをさっき話したことでありまして、これもとり方によっては、そちらの考えも決して間違いではない部分です。雇用という部分、また農業施設、ハウスを大型で建てるときに、南部町の農業というものともまたマッチしている部分はまずあるわけです。そこはそういう考えでいいなという部分と同時に、逆に施設については、農業の町と考えたときに、雇用は欲しい。でも、そこで雇用でいいのかという部分という問題もありますし、そういう部分もいろいろな考え方も聞きながらおりますけれども、私は従来と変わっていないということも両会社の方に伝えております。

ただ、一つ、許可権者が私じゃないところ、ここがひっかかるところでもございます。あくまでも県の許可認可であるということで、先ほども申し上げました。県の方にもまず言っているわけです。その県の動向をしっかりと見ながら、それに沿ってまた我々もしっかりと検討していかなければならないと、このように思っております。

それから、保育園事業等でございますが、親子レク日曜日にできないかと、こういう部分については、担当課の方から、こういう意見が議会議員さんからもあったということは伝えておきたいと思いますが、恐らく、すんなりやっぱり日曜日でいいという方もあるでしょうし、日曜日に働いている方もあります。そういういろいろな意見は出てくると。そういう中で、役員会等でも判断をしていただきながら、すべて何事においてもそうですけれども、全部が100%で決定すれば一番よろしいんですが、そういうことも現実的には難しいと思いますが、そういう意見が出ていくという部分については、教育委員会、また担当課の方からも伝えておきたいと思います。その中で決定していただければと、このように思っております。

また、要望としてという1点もございました。そのことについても要望として受けとめて、我々もいろいろな角度から勉強してまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

欠席 相田耕作君

沼畑繁君

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を続けます。

25番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（25番 川守田稔君 登壇）

○25番（川守田稔君） おはようございます。

与えられた時間内精いっぱい努めますので、よろしくお願いします。

私は今回、次の6点について通告しておりました。順を追って質問したいと思います。

まず最初に、高齢者の転倒によるいわゆる骨折寝たきり防止の観点から、例えばバーデハウスの施設有効利用を考える観点から、医療費抑制の観点から、町の政策としてアスレチックメニューを導入して、転倒寝たきりに対する防止措置を政策として導入することは非常に有意義なことと考えまして所見をお伺いしたいと思います。

また、平成18年の介護保険法改正に伴って、要介護状態への防止対策の地域支援事業というのが実際に義務づけられたという経緯があります。その辺を重ね合わせて所見を伺いたいと思っています。

まず、転倒による骨折ですとか、その次の段階としての寝たきり、そのような状態、そのような事例というのは、どのような頻度であるのか、数値をお持ちでしたら示していただきたいと思っております。

また、こういった類似のアスレチックメニューとして既にバーデ施設の中で行われているので

あれば、その内容を説明していただきたいと思います。

2点目に、高齢化によって、地域コミュニティの崩壊ですとか、農林資源等の維持が困難になっている、いわゆる限界集落と言われるような地域は我が南部町においてどのような状況にあるのか把握しているところをお伺いしたいと思います。

また、その対策としてどのようなことを考えておるのかお伺いしたいと思います。

3点目として、関東在住の当町出身者との交流、いわゆる関東南部会、関東名川会、ふるさと福地会という三つの団体が今現在存在していると思いますが、それらの活動状況はどういう状況であるのか、また、合併当初一本化という構想があったように思いますが、その辺の進捗状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

また、町としての今後のかかわり方の方向性について伺いたいと考えております。

4番目、中学生の海外派遣事業についてですが、これに関しては質問を取り下げたいと思います。理由としては、さまざまな資料をいただいて、お話を伺った経緯の中で、基本的なものの考え方の基準のところ、私と町当局と違うのだということが非常によくわかります。ですから、話せばわかるとかそういう次元ではないように思いますので、今回は取り下げて、今後の事業の展開を見守りたいと考えます。

それから、5番目として、休耕地を利用した例えば飼料作物ですとか、そういったものの栽培導入の可能性をこれから考えることは非常に有意義だと考えます。農業政策ですとか、環境問題に照らし合わせると、なおさらのことと思います。ですが、採算性とか、実現性ということを見ると、非常に焦点を絞った考え方が私自身いまだにできません。町当局の考え方を示していただきたいと思います。減反政策のあり方が今後変わってくるかも知れないという可能性を考えての質問であります。よろしくお願いいたします。

最後に、町の政策ですとか、事業に対する費用対効果という概念的なことなんですが、どのような考えをお持ちであるのか、町長初め、関係課長の皆さんからお伺いしたいと考えております。

よろしくご答弁いただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、大きく分けて5点、細部で11点だと思います。

高齢者の転倒防止の施策についての中での、転倒寝たきり防止のためのバーデ施設の有効活用ということでございますが、今年度から65歳以上の方々を対象に、バーデハウスふくちの無料利用券を町内全域に拡大をして利用をさせていただいているところでございます。内容を確認しましたら、全館利用と入浴のみに分かれておりまして、4月から実施したわけでございますが、4月の実績として全館利用券利用者が686名、1日平均23名と。入浴のみの部分が826名、1日平均28名となっております。入浴のみの利用者が若干多い状況になってございます。バーデハウスの本来の目的である健康増進のための施設であることを町としてPRし、運動機能を向上させ、転倒防止、ひいては自身の健康増進につながるようにしてまいりたいと考えております。このことは、施設の有効利用とともに、医療費の抑制、介護給付の抑制にもつながっていくものと思っております。

転倒骨折予防事業といたしましては、町内全域を対象に、地区巡回型として、3在宅介護支援センターに委託し、軽体操、ストレッチや筋力アップのための運動を取り入れて実施をしております。また、海洋センターにおきましても、転倒骨折予防事業を18年度において海洋センター1カ所で開催しておりますが、今年度においては、3地区において期間を定めて順次実施してまいりたいと思っております。アスレチックメニューの導入でございますけれども、運動量がどの程度のものなのか、また、高齢者にはどの程度のものが適当なのかと、こういうことも研究していかなければなりませんし、健康増進公社ともまた連携をとりながら、調査してまいりたいと、このように考えております。

また、川守田議員には、先般、公社の理事に議会推薦として就任をしていただきまして、そういう中でまたいろいろご意見をいただきながら連携をとってまいりたいと、こう思っております。

高齢者の転倒による骨折寝たきりへの移行でございますけれども、町の高齢者、60歳以上の方々、4月末現在で6,095名となっております。このうち介護保険認定者で、寝たきりは、いわゆる介護度4、5の方々と、300名となっております。寝たきりになればほとんどの方が介護保険認定請求をするわけでございまして、医師が作成する意見書により把握したところ、300名のうちの4名の方が転倒による骨折が主原因で寝たきりになったと考えられるという報告を受けております。

次に、バーデハウスにおいて関連する事業等でございますけれども、これは健康増進課、担当それぞれあるわけでございますが、主に答弁をしたいと思います。

平成19年度健康増進課におけるバーデハウス関連事業としましては、水中運動教室事業の委

託、そして、自主グループの活動のヘルシー塾がございます。最初の水中運動教室でございますが、生活習慣の改善及びメタボリックシンドローム対策として、40歳から64歳の方々にメタボリックシンドローム該当者及び候補者を対象にバーデハウスに委託し、健康運動指導士、水中運動実践指導者、管理栄養士、専門講師のプログラムによる水中運動を中心とした運動指導と保健指導を行うことにより、壮年期からの健康維持、増進を図るため、バーデハウスにおける水中運動教室事業に町民参加を促して、町民一人一人が健康に対する運動の必要性を認識していただく機会になるものと考えて、実施をしております。

2点目のヘルシー塾でございますが、この塾は、水中運動教室を体験した方々を中心として自主的にグループで活動している塾でございます。バーデハウスで行う水中運動、筋力トレーニング、体力測定のほかに、町の保健師も講話などを行って、運動を継続するように支援をして取り組んでいるところでございます。

また、商工観光課の方の関連としましては、現在、新たに健康増進公社では、町福祉課とタイアップで介護予防事業として元気高齢者と介護保険要介護認定者との中間に位置する特定高齢者を対象とした運動機能が低下してきている方々に専門技術を有する従事者が指導に当たり、体力の諸要素を包括的に向上させるプログラムによって、日常生活の基本的な活動に必要な抗重力筋を中心に生活機能向上を図り、介護予防や転倒骨折予防に貢献できるよう、10月からの実施に向けた事業計画等を今取り組みをしているところでございます。

次に、地域コミュニティ維持の施策についての中で、3点ご質問をいただいておりますが、まず、限界集落という概念をご説明申し上げたいと思いますが、過疎化などで、集落の人口の50%以上、半分以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭など、社会的共同生活の維持が困難になる集落と理解しております。平成17年、国勢調査結果によりますと、当町の大字ごとの地域の集計となりますけれども、南部町には27の大字があります。その中で、限界集落と言われる大字の地域は一つもございません。割合が一番高い大字の地域で34.7%となっておりますので、現状においては地域コミュニティが維持されているものと思っております。

一方、農林業資源の維持につきましては、後継者のいない農林家、農業、林業の家もありますし、また高齢化が進んできており、放棄地もふえてきているというのも現状であります。そしてまた、限界集落の予備軍と言われる先ほどは65歳以上の半分ということでございましたが、55歳以上の割合が50%以上、半分以上を越える大字は現在1地域、そしてまた、45%以上となっている大字は13地域ございます。限界集落とならないためには、やはり若い世代の方々の人口をふやしていくという一番特効薬となるわけでございます。その部分で町としてもいろいろな取り組みを

しているわけでございますけれども、今後も若年人口の増加施策というものを取り組んでいかなければならない、これは当町に限らず、地方自治体、大変苦しんでいる状況であるわけでございます。まして、隣の八戸市さんも、前回の国勢調査では、あの八戸市さんがふえていないと。決して減ってもいない、横ばいでしたが、ふえていないと。そういう状況なわけでございます。今は、それぞれの生まれてくる子供たちの少ない人数をそれぞれの自治体が我が町我が町ということで引っ張り合いをしながら、利便的に整っているところには、八戸市近隣でもふえているところもありますし、我が町は非常に交通的には便利さがあるわけなんですけれども、やはり調べてみますと、大型ショッピングセンター、そういうところがあったところがふえているというのは、青森県内においてしっかりとあらわれているわけでございますが、いろいろな部分で、町としても少子化対策、そういうものを実行しながら、この問題についても解決できるように、そしてまた高齢化が進んでいくということも事実でございますので、そういう中で地域コミュニティがしっかり活動できる、そういう状況をしっかりとチェックしながら、そしてまた支援すべきところは支援をしながら取り組まなければならないと、こう思っております。

次に、関東在住の出身者の方々のいわゆるふるさと会でございますけれども、この状況について説明を申し上げたいと思います。

関東在住の当町出身者により構成されておりますふるさと会でございますが、関東南部会、関東名川会、ふるさと福地会がございます。3ふるさと会とも、会員相互の親睦を郷土の繁栄に尽くすことを目的としており、会員数でございますが、関東南部会会員数582名というふうにお聞きしております。これは平成2年に設立をされておまして、関東名川会でございますが、現在の会員数67名、これは非常に少なく感じる数字だと思いますが、私も職員時代、関東名川会を設立したときの職員でございまして、その当時は700数十名の会員数でございました。ただ、数字的には700何名おりましたが、出席する方々という方々が限られてきている。それと、会費を納める方々が限られた方々になってきたということで、数年前から会費を納めていただいた方のみの会員数が67というふうに理解をしてございます。平成4年に設立をしております。それから、ふるさと福地会でございますが、会員数50名となって、平成15年に設立をされております。恐らくふるさと福地会の方の会員数、これも実数の人数であるなど、このように思っております。

活動としましては、交流会の開催、また、町における諸行事への参加や関東地域で開催されるふるさと物産展、イベントへの参加、PR活動など、当町の産業や文化などの発展のための協力、ご支援、ご援助をいただいているところでございます。

会の運営につきまして、比較的新しいふるさと福地会でございますけれども、ここにおいては

当町企画課が事務を行って、会の運営をしておりますが、関東南部会、名川会については、会員の方々自主的な会の運営が行われております。本年2月の名川会、そして5月には福地会の総会がありました。私もお案内をいただいて、出席をしてみたいと、ただ、南部会につきましては、ここ3年ほど開催をされておらないというのが現状でございます。去年も出席をしてきました。そのときに、できればふるさとのも一つの南部町になりましたし、ふるさと会の皆さんも一つの会になっていただければ、大変ありがたいというあいさつをしてきました。その後、会の会長さんや副会長さんたちが一度役員会を開いて、お話し合いをしておりますが、それぞれまだ会長さんたちの考え方にも相違があるようでございまして、2回目のときには、会長さんが来られなかったという地区もあったようでございます。先般も福地会に行ったときに、お願いをし、名川会の会長、副会長も来ておりました。その中で「今後会の方も役員会を開いて、一本化できるようにしていきたい」と、こう言っておりましたので、町として応援できる部分、そういう部分はしっかりしていきたいと思っておりますし、1地区の会長さんもぜひテーブルについていただいて、検討していただければありがたいなと、このように思っております。

次に、休耕地等の有効利用でございますけれども、休耕地の再生と有効利用についてでありますけれども、2005年農業センサスによりますと、南部町の全農地面積は約4,100ヘクタールでございます。そのうち、240ヘクタールほどの遊休農地がありまして、これは全体の約6%を占めてございます。遊休農地の主な発生原因として、耕作条件の悪い山間部や急傾斜地に多く、所有者の高齢化による労働力不足と非効率的な生産性によるものと考えてございます。遊休農地の利用につきましては、農用地の有効利用や農地の多面的機能の維持などの点から、利用向上を図らなければならない大事なことだと思っております。

これはたとえの話になりますけれども、飼料用牧草をまず販売目的で栽培をした場合でございますが、牧草の刈り取りや収集管理などの機械が必要になり、生産経費が高額になるわけでございます。機械を所有している場合の所得を試算した結果、およそ1ヘクタール当たり11万円と試算されます。休耕地は山間部で、面積も小規模な場合が多いわけございまして、大型機械の導入や耕作条件などを考慮しますと、販売目的では採算が合わないだろうという試算になってまいります。ただ、価格が今高騰しております配合飼料を自給用として生産し、活用した場合においては、酪農生産の低コスト化などが図られていくものと思っております。今後も生産者と一体となった取り組みが必要になってくるわけでございますので、生産者の方々のご意見というものをしっかり聞きながら今後の対応というものを協議していく必要があると、こう思っております。

次に、費用対効果の概念という件でございますけれども、費用対効果につきましては、現在の

厳しい財政状況におかれている中で、政策や事業を進める場合、限られた予算の中で最大の効果が得られる手法を選択して事務を遂行するということになるわけでございます。国等においては、費用対効果について、一部数値化を実施、低い事業についてはもう廃止、または縮小しているという事業が出ております。しかし、町における政策や事業に反映させる場合に、費用につきましては、数値として求めることは可能でございますけれども、効果についての数値化が一番の問題になると思われます。地方公共団体の場合、営利のみを追求していく行政事務を実施しているものではありませんし、その行政サービスに対する住民の満足度がまた加味されるものであると考えてございます。

また、建設事業等を進める場合、将来の維持管理経費についても検討しながら事業の着手ということになってまいりますし、目の前の財政負担のみに目を向けるのではなくて、先を見た、また、予防原則に立ち、早期に対策をとることによって、長期的なコストの削減を図っていくということも行政として重要なことであると思っております。費用対効果、行政であるからこそ予算を計上してもやっていかなければならないのもありますし、かといって、何でもかんでも行政、そこに予算を費やしていくということになれば、当町に限らず、財政の安定化というのが図られていかないという場面がありますので、そういう部分で、例えば福祉について、じゃあすべて費用対効果で見るのかと、こういうわけにもいきません。町民の足を確保するために、多目的バス、これも町費で賄っております。そういう部分をじゃあ見直しして廃止でいいのかと、これはやはりそうはいかない。事業事業によって、やはり行政がしっかり取り組まなければならないものと、またしっかりと見直しをしていかなければならないものと、こういうものを考えていくべきだと、こう思っておりますので、費用対効果については、その事業事業においても、また、違う部分があると、このように感じております。

また、再質問等ございましたら、担当課の方から説明をさせていただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 答弁ありがとうございました。

再質問は、じゃあ最後の費用対効果ということから申し上げたいと思います。

今回の質問項目をこう考えるプロセスで、ふっと気がついたというのが費用対効果ということだったんです。それで、町長おっしゃるには、何でもかんでも費用対効果という範疇でものを考えられるものと考えられないものがあるんだというふうに私は今答弁を聞いたんですが、確かに

そのとおりだと思うんです。確かに数値であらわせるものとあらわすべきことではないようなことも多分あるんだと思うんですが、税金を使って町政を運営する姿勢のもとに、無責任な事業というのはするべきじゃないだろうと。しからば、どういう言い訳と言ったらあれなんです、進める理由を裏づけるかということ、やはり費用対効果としての数値であれ、現象の羅列であれ、そういった作業が必要になってくるんだと思うんです。それで、行政の仕事というのはその課その課、余り広範囲にわたって関連づけてふだんの仕事はなさっていないんだと思うんですが、例えば費用対効果を考える場合であれば、全体を例えば環境アセスメントのような評価の仕方、多岐にわたるいわゆる査定のような、本来のアセスメントの意味合いから考えると、広い意味での査定という作業が必要になってくるんだと思うんです。

そういうことを前提に考えると、例えば費用対効果を考える上で、実際それぞれの役場の中の仕事の中で、目的とするデータをどのように確保するか、どのようにデータを蓄積するかということが問題になってくるんだと思うんですね。ですが、今までの私の過去の質問でもそうだったんですが、その数値で示せということになると、非常に行政というのは不得意な部分であって、例えばちょいちょいと統計処理をすれば出るだろうと思われる数値すらも持っているのか持っていないのかわかりませんが、私には伝わってこない。そういうことです。結局何が言いたいかというと、例えばその事業を立ち上げるに当たっては、最初からそういう費用対効果ということを強く意識して、それはどういう評価の仕方をして、よしとするのか、改善の余地ありとするのかという、そういう基準を最初から持って行政に臨むことが大事だと私は考えて質問にあげた次第です。

その観点からいきますと、例えば一番最初に戻って、高齢化の転倒云々という内容なんです、これも数値化できないというたぐいの答弁だったと思うんですが、そうじゃなくて、例えば、この質問をしようと思った最初の理由が茨城県の大洋町ですか、そこでの寝たきりゼロ作戦という事例があったんです。そこは、どういうわだちを踏んだかと言いますと、そもそも何で転ぶんだということになって、転ぶ人はすり足で歩く人が多いと。じゃあ何で、すり足になるんだということで、MRIで検査しましたら、大腰筋の太さが非常に関係しているということがわかったと。しからば、大腰筋を鍛える運動をさせようじゃないかという取り組みをしたというんですね。それで、結果を出すに当たって、トレーニングに臨んだグループと臨まないグループと、それから週1回臨んだ人と、週2回臨んだ人、それぞれに分けて同じようなMRIによる大腿筋の発達といいますか、回復の状況を調査したんだそうです。そのことによって、週1回トライした人と、週2回トライした人では、明らかに統計上差が出るし、トレーニングに臨まない人とも優位差が

出るという、そういう結果を得たんだそうです。それが医療費にどのように反映したのかは、この件に関してはわからないのですけれども。

もう1件、埼玉の美里町はアクアピクスに限ったことではないんだそうですが、1年間で1人当たりの医療費が5万円減っていると。本当かうそかわかりません。どういう統計の取り方をしているかわかりません。ですが、そういう結果を出していると。1人当たりのコストが5,000円であると、1%のコストをかけることによって、その10倍の効果が得られるという、私が言いたいのは、そういったものの考え方というのを行政の中でも必要なんじゃないでしょうかということなんです。

それから、関東在住の当町出身者の件について再質問いたします。

関東南部会、関東名川会、ふるさと福地会、それぞれに例えば交流という意味で、町は旅費であれ、何かしらのさまざまなコストを負担しておるわけなんです、何が言いたいかといいますと、そういうコストをかけるのであれば、本来の団体の目的は何だったのかという親睦と、ふるさとに対する貢献的なそういう結果を引き出すようなシナリオを用意して臨むべきじゃないのかと。私から見ますと、当町出身、当町を離れておられる方はどういうことを望むかということ、やはり何かしらのこういう親睦団体としての会にどどまらず、例えばUターン、Iターンのような対象であってもいいわけです。また、誘致企業云々というその問題に照らして考えれば、そういったことの情報源ですとか、そういったもろもろの機能する情報源として支援するべきではないのかと。そして、何より私たちがこういうふうに頑張って地域づくりをしているその一番のファンの団体であってもらいたいと、私は願うんですよ。ですから、こういったことは先ほど申した費用対効果ということは、一概には数値で示せ云々ということはできないかと思います。ですけれども、こういった何かしらの結果を引き出すような、そういった観点で臨むという心がけを忘れてほしくないと、私は考えております。

休耕地の有効利用に関しては、私もどういうことがいいのかははっきりはわかりません。私自身今後の課題としたいと考えております。町当局としても、その部類なのかなという印象で答弁を伺いました。

それで、改めてお伺いしたいのは、限界集落という考え方なんです、限界集落という非常に物の考え方が抽象的な部分がまだあるようです。こういうのが限界だとか、そういうことではないんですけれども、例えば5年先、10年先を考えると、確実にそういった高齢化による地域の維持の不可能さというのは出てくると思うんですが、これからどのようにじゃあ具体的に考えればいいんだろうというところを担当課長からお伺いしたいと思います。これは、休耕地の有効利用

にも多少かかわる問題なのかなということも考えます。その辺を踏まえて、ちょっとわかりづら
いかも知れませんが、考えているところをお知らせください。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 補足の部分はこの後担当課長たちからも出ると思いますので、じゃあ私
の方から若干答弁をいたします。

費用対効果、やはりこの追跡と言えと言いが変になるかも知れませんが、きっちりそれをし
ていく、そういうのが大事だと思いますし、例えば道路等についても、いろいろな道路があって、
我々もその部分で農地が、農道の場合どのくらいあるのか、どのくらいの農家があるのかと、
こういうのもしっかり考えながら要望にこたえていかなければならないというものがあります
し、当然税金を使っていろいろな事業をさせていただくわけですので、費用対効果につ
いて、事業実施をする場合、非常に大事なものだということが川守田議員と私も同じと思ってお
ります。

転倒寝たきりでございますが、個々の事例を今お聞きしました。やはり、その後、そういう転
倒防止事業をやったその追跡が大事だなと。実際医療費がどうなったのか、その方々、そこまで
行かないと、数値がはっきり見えにくい部分があると、こう思いますが、今、海洋センターの方
でB & G財団の方での事業等は、そういう同じ方に来ていただいて、先ほど申し上げたような形
でやっぱりやって数値化を出したりしておりますので、非常にそれが医療費、介護給付費にどう
影響していくのか、抑止されていくのかと。こういう部分というのは非常に大事なことだと、こ
う思っております。

ふるさと会の方でございますが、まさしくふるさと会の方々、南部町のファンとして、当町の
支援、そういうことにおいては中央にいて、いろいろな情報というのも、我々よりも早くキャッ
チできる部分があると思いますし、そういう部分をぜひ私どももお願いをしていきたいと思いま
す。私も3地区の方々とお話をしました。どこの地区かというと、また誤解があってもいいから、
どこの地区は言いませんが、やはりまだ、できた年度によっての違い、そしてまた、現在
の会員の役員の方々の考え方、そういう違いがあるなというふうに感じております。一つの会に
おいては、そういう川守田議員がおっしゃったように、すごく積極的な活動をしていくべきだと、
また、しているところもありますし、そういう部分、まず一つの会というものをできるだけ早く
まずなっていただければ、いろいろな部分で町と一緒に連携をとりながら、取り組みできるので

はないかと、こう思っております。

以上、私の方からにして、関係課長の方から答弁させたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 済みません。わかりづらい質問をしているんでしょうね、おれね。いやあ、べらべらしゃべっていて、私自身まとまっていけないというのが私もわかりました。申しわけありません。

それで、じゃあちょっと非常に具体的なことを1点だけに絞って最後の質問にしたいと思うんですが、例えば、今どうやら日本というのはOECDの中で、経済連携協定ですか、EPA、FTA、自由貿易協定、そういったものの例えばオーストラリアとかの協定の協議の真っ最中にあるようです。例えばこういう経済連帯協定ですか、そういうのが締結になったとすると、赤旗新聞によると、国内の自給率が12%まで下がるだろうというデータがあるんだそうです。ということは多分どうやら日本の伝統的な農業のあり方というのは壊滅するだろうと、しかし、時代の流れとしてはOECDの枠の中で進んでいけば、締結は近くなることがあっても、余り遠くなることはないような気がいたします。それで、どういうふうな現象が起きるかということ、例えば輸入食品ですとか、輸入作物、そういった流通の流れということと、例えば地域の農業を守ろうという視点から見れば、地産地消ですとか、直売ですとか、高付加価値、差別化という二本立ての流通が今以上に明確になってくるんだと思うんです。その流れの中で減反政策はどうなっていくんでしょうか。私にはわかりませんが、今も実際そういう部分というのは皆さん、ここの議場におられる方も十分意識しておられるんだと思います。それがもっと極端になるという、その現状を踏まえて、町長、どういうことを考えますか、ちょっと思うところを教えてください。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 経済的な部分については、国の経済、地方の経済、いろいろあって、地方の中でできる経済向上というものを考えていくときに、きのうも農業問題もお話しましたが、農業経済発展、それがまた商工業にもつながっていくような対策をしてまいりたいと、こう思っております。地産地消、また産直、減反、今やはり今後また減反制度、いろいろな減反の作物が奨励されておりますが、ひとつ私はこう思うのに、その地域地域で作物というのが違うはず

なわけなんです。立地条件も違う、気象条件も違う、そういう中で、その地域に合ったもの、そこを生産者たちが減反の中でやっていきたいとなると、双方納得しながら取り組める部分があるんですけども、大豆等となった場合に、奨励金が少し高いとなると、みんながそこに向かわざるを得ないと。そういう国の方針もあるわけなんですけれども、私は気象、立地、こういうものを国の補助事業等においても、やっぱり地域の差がある。差をつけなければならない条件を、そう思っているんです。なぜ今言いますと、職員時代に、ある県は雨除けハウスが国の事業でオーケーが出ました。旧名川時代、同じ補助事業で申し込みをしました。そうしましたら、いわゆる減反をしたところの整地であればいいですよ。山形県は補助事業の対象になった。名川の地域は減反じゃない、点在しているということで、事業採択になりませんと。私はこんなことがあっていいのかなと。同じものをつくって、同じ農業の方々が場所が違うところでやって、同じことをやっているのに、そういう条件で採択にならなかった。そのとき、珍しく県がじゃあその分をうちからやっておきましょうということで、そのとき100棟の申し込みがあったんです。雨除けハウス、100棟国に要請しましたが、国はだめだと、県がその分の半分は何とかやっていこうということで、現在の雨除けのハウスがあそこまで伸びたわけですが、そういう部分で、我々の地域に合った、そしてまた地域3地区あります。それぞれの特徴があります。水田を主としている地区、また、六片種のまさに原産地である福地ホワイト、こういう部分、今年度当初予算でニンニクの支援も助成金を計上しました。そういう、その地域、これが私はブランドになっていくと思います。余り広くなるとブランド化というのは薄れていく。ここの地域だからということを出すことによって、ブランド化というものも出てくると思っておりますので、そういう中でいろいろ取り組みをさせていただきたいと思っております。

少し幅が広くて、答弁になっていないかも知れませんが、お許しをいただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） ほかに答弁はございませんか。3回目だな。

○25番（川守田稔君） いいです。わかりづらい質問に四苦八苦のご答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午後0時06分)

○議長(工藤久夫君) それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

欠席 小笠原義弘君

○議長(工藤久夫君) 日程第1、一般質問を続けます。

30番、河端幸蔵君の質問を許します。河端幸蔵君。

(30番 河端幸蔵 登壇)

○30番(河端幸蔵君) 私は夕べ9時のニュースを見まして、その際に安倍総理大臣の支持率が37%に下がっております。これは大変なことだなと私は考えておりました。これはやっぱり年金問題が大きな問題ではないかなと考えております。そこで、夕べ考えました。我が南部町の町長の支持率がどれくらいなものなのかと。そしたら、やっぱり町長、副町長、教育長、各課長方のミスが全然なく、推移してきているわけでございます。したがって、80%ぐらいは行くんじゃないかなと思っておりますけれども、皆さん、100%という方もありますけれども、いや、本当に南部町がすすくと進んでおるわけでございますので、町長さん、安心してください。100%だそうですよ。

それでは、私、質問ということではなく、いわゆるお願いを申し上げたいと考えておるわけでございます。また、地域のことだけでございますし、また、簡単なことを簡単に申し上げますので、大変申しわけございませんが、ご理解をいただきたいと、かように考えております。

それでは、第1点につきまして、旧公共建造物についてでございますが、皆さんもご承知のとおり、去年の4月に鳥舌内小学校と鳥谷小学校が統合されまして、名川南小学校が誕生したわけでございます。したがって、両校の校舎がそのまま残っているわけでございます。鳥舌内の小学校の場合は危険校舎でございまして、今後利用する目的はもろくないと思っておりますけれども、その取り壊しの予定があるならば、お知らせ願いたいと思います。

鳥谷の小学校の校舎の場合は、若干鳥舌内の小学校より程度がいいんですよ。それで、この前の南小学校の運動会に教育長さん、委員長さんも行っておりますけれども、鳥谷の部落の会長さんに、「いや、今のところまだ考えておりません」と申し上げておられましたけれども、町としてやっぱり何か考えていることがあったら、お知らせ願いたいと思います。

次に、すこやかセンターの建設に伴って、旧生活センターがそのまま残っております。もう3年になりますかな。この処分方法をお伺いしたいと思います。二、三の方々から「役場に売却すると言ったら、あなたは買いますか」と言ったら、「いや、値段だべな」という方もあるんですけども、やっぱり町長さん、処分、取り壊しするのか、あるいは競売をかけて売る考えがあるのか、どちらかお伺いしたいと思います。

2点目につきまして、道路の整備計画でございますが、ここにも載っておりますけれども、作和から一ノ渡線、これは旧名川町時代のことでございますけれども、平成13年6月に採択になっております。そしてまた、内ノ沢線、これが林道でございますけれども、平成13年3月に採択となっております。そして、この事業が中山間の事業の方に回っているんですよ。その理由を聞きたい。なぜ、こちらの方に回ったのか。

それと同時に、中山間の事業で、どういう計画をなされているかお伺い申し上げたいと思います。

そしてまた、最近の南部町で中山間の事業、どこどこやっているのか、お知らせ願いたいと思います。

次は、一ノ渡と水沢線ですが、これは、平成17年に採択になっておりますけれども、この道路につきましても、その進捗状況を聞きたい。

次に、日渡から青鹿長根線でございますけれども、これは私、風の便りで聞きましたけれども、どこか着工する予定だという話をお伺いしました。そこで、どの地点だかをお知らせ願いたいと思います。

以上で終わりますけれども、無理なお願いとわかりつつ、工藤町長にお願いします。この四つの路線を直ちに着工し、1日も早く完成させるということを申し上げていただきたい。そのことを心から心からお伺い申し上げまして、終わります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたい、失礼しました、河端議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

大変動揺しているのが皆様もおわかりだと思いますが、さすが大先輩議員の方々の先制パンチを先に浴びてしまいまして、いい回答をそれこそ100%出したいところでございますが、いろい

ろな部分も加味しながら、まずできるものというものもお話をさせていただきたいと思います。

まず、最初の旧公共建造物についてでございますけれども、現在、遊休地等も含めまして、南部町全体で44件ございます。その中には取得の経緯によりまして、補助対象によって用途変更をしなければ使用できないものがあったり、また、耐用年数を経過しておらず、処分対象になっていない建物などもありまして、利用に制限つきのものもございます。今後の利用計画としましては、現在策定中の総合振興計画も念頭に置き、土地利用計画として合併前の旧町村での利用計画も考慮しながら、事業や地域での有効利用できるものにつきましては、利用を促進し、利用計画のないもので売却可能な物件につきましては、入札等により売却をしていきたいと考えております。

そこで、旧鳥舌内センターにつきましてでございますが、現在、新たな集会施設として鳥舌内すこやかセンターが建設されております。そこで、具体的な部分での考えということでもございました。売却対象物物件の候補として考えております。そこで、いわゆる売却方法を検討しなければならないなど、こう思っておりますが、建物を壊してから整地にして売却する方がいいのか。逆に、売却部分を土地代から引いて、買う方が壊して土地分は安く購入する。そういう方法もあると思っております。そういう中で、どちらの方が、どちらにしても、まず、売却候補地なんです。取り壊しをして整地にして、すぐ売ればいいんですが、仮に売却できなかった場合に取り壊し部分のお金がそこでかかってしまうという部分がありますので、そういう部分が取り壊し料を差し引いた売却の方法も検討してみたいなど、こう思っております。

なお、今年度は4カ所の遊休地の売却を予定しておりますので、現在、調査、測量の最中でありまして、町民の多くの方々にもその際には、広報、新聞、チラシ等により周知を徹底して、一般競争入札により売却してまいりたいと、こう考えております。

次に、平成18年3月に廃校となりました旧鳥舌内小学校校舎につきましてでございますが、昭和30年に建設されて、50年以上経過をしてございます。木造2階建でありまして、老朽化によりまして、傷みが激しい状況でございます。建築士の方からも建物も傾きかけていると、倒壊の危険性も指摘されておりますので、今解体と撤去を検討していくところでございます。

なお、旧鳥谷小学校でございますが、昭和38年の建設で40年強が経過しておりますが、こちらは木造平屋建ございまして、老朽化も進んでいるんですが、まだ使用可能な状況にございます。鳥谷小学校ご存知の方もあらうと思いますが、私はあそこの小学校は非常に今ほとんどあいう学校はないぐらい、貴重な学校だと思っております。平屋の廊下100メートル一本廊下でございます。映画の何かで取り上げてもらってもいいような、そういう貴重な学校ですので林間学校と

か、何かそういう活用方法がないか、それをまた教育委員会なりの方にも問いかけながら、あそこは何かの形で活用していきたい。また、地域の住民の方々からもそういう活用方法、どういふ活用方法が地域の方々としてはいいのか、そういう部分もお話し合いをさせて今後いきたいと思っております。

それから、解体でございますが、きのうの南部公民館の件もございます。また、本庁舎の隣には旧福田小学校の校舎もございます。福田小学校はまだ耐用年数の関係で解体ができない。年数がもうちょっとある。元の剣吉中学校もまだ年数がたっていないわけですが、学校が統合したことにより、旧校舎がそれぞれの地区にもございます。非常に解体料というのはお金がかかることになっておりまして、解体作業を重点的に予算を確保していけば、逆に新規事業になかなか手をつけられない。我慢してもらわなければならない。新規事業を地区の方々の要望を一つずつやっていきたいとなると、どうしても解体の部分の予算におくれが出ると。こういう大変な状況下でもございますので、そこはご理解をいただきながら、いつまでもというわけにもいきませんし、そういう解体についても計画を建物をもとに建てて、そしてまた、財政の方と検討しながら、いわゆる公債費比率、きのうもありました。順調にいつきのうの数字になっていくわけでございますが、こういう解体、そういうのが今度は年度に出てくる。そうなるっていくと、当然解体というのに対して、補助事業というのがございませぬ。一般単独費で恐らくやらなければならない。それも億単位になってくる施設もある。そういう部分もありますので、財政の方ともしっかりと打ち合わせをしながら取り組みをしてみたいと、こう思っております。

次に、道路の件でございますけれども、現在、まず採択になっているのが、南部地区で2路線、実は名川地区が17路線ございます。福地地区が1路線、これほど採択になっている数の違いもあるわけございまして、これは今までの行政スタイル、陳情採択方式で行ってきた町村との違いであろうかなと。ただ、じゃあ南部地区、福地地区において道路整備がされていると、そういうふうには解釈してございませぬので、間違わないようお願い申し上げながら、ただ、名川地区が非常に17路線、その中で町道作和・一ノ渡線については平成13年6月議会において拡幅改良の採択となっております。この道路はその他の町道で、1,780メートルほどあり、周辺には農地があるということから、優先度の中で整備が遅れてきております。合併後、昨日も申し上げました町道に認定されているのが1,335路線と非常に多い路線の中で、主要路線、生活密着、そういう観点から優先事業をしながら改良、または舗装工事に着手していかなければならないと、こう思っております。

また、財政的にも厳しい中で、国の道路財源もご存じのように一般化されたわけございまし

て、そうなったときに、どの分を従来のような道路整備に国から来るのかとなると、国の査定の中でははっきりした数字が、道路の分というのは出てこないだろうと。そういう中で工事を減らされている中で、非常に全路線に手をつけていくという部分は事実上厳しい部分があるなど、こう思っております。内ノ沢線、一ノ渡・水沢線についても、同様に採択となっているわけですが、そういう中でいろいろな事業を考えていかなければならない。その中でまた一つ中山間事業という、これから始まる事業、そういうものに組み込んで、条件に当てはめられるかどうか、そういう部分を検討していきたいと思っております。

なお、日渡・青鹿長根線につきましては、来年度からすこやかセンター前から栗の木沢入り口までの舗装、側溝改良工事、これを行う予定でありますし、そのほか、青鹿長根・石和線、笹目田・長畑線については、5カ年の中で同様の工事を行うように今進めておりますので、ご理解を賜りたいと、こう思います。

細部につきましては、担当課長の方から説明をさせたいと思います。以上です。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 河端議員の一ノ渡・水沢線、平成17年12月の採択ということになっておりますけれども、これは水沢集落内の一部改良といえますか、舗装工事をやっているんですけれども、この続きをやるということで採択を受けておりますので、水沢集落につきまして、まだ地域からも要望出ていまして、説明会はしておりませんけれども、水沢集落内を今後整備するというふうにご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 中山間事業ということでご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まず、前の採択になった時点におきまして、中山間整備事業の方でやるということでお聞きしておりますけれども、作和・一ノ渡線につきましては、現在道路幅も拡幅されてございます。それから、路盤整備が既に終了している路線でございまして、舗装工事を残すのみとなっております。農村整備関係の事業でございまして、舗装工事のみの事業の場合は、集落道路は事

業の対象となっておりますけれども、農道につきましては、事業の対象とならないために、補助事業を使つての整備はできないこととなります。

それから、次に、通称内ノ沢線でございますけれども、この線につきましては、一部が町道、そして一部が里道となっている路線です。請願があつた時点で補助事業を利用するための調査を実施しております。その結果でございますけれども、町道認定の路線ではないので、林道での整備を検討した経緯がございます。林道事業での採択要件といたしましては、利用区域面積50ヘクタール以上が必要でございます。現状調査をした結果、21ヘクタールであつたことから、林道事業での整備の対応では無理だということで聞いております。この路線整備に伴う事業費でございますけれども、当時8,000万円と試算してございます。事業を行うためには補助事業を利用しなければ実施できないものと思つてございます。補助事業を実施した場合でも町の経費負担が発生することになりますので、財政的に厳しい現状の中で、町としての優先順位もございますので、現在、実施は厳しい状況であることをご理解いただきたいと思います。

それから、中山間事業はどういう計画となっているかということでございますけれども、中山間事業というのは受益面積が60ヘクタール以上で、定められた傾斜率があること、それから農業生産条件と不利益な地域等を一体的に整備する事業でございます。補助率は国が50%、県37.5%、そして町が12.5%となっております。今現在、町の方の計画といたしましては、合併いたしまして、新たな南部町としての農村整備基本計画策定に向けた検討を行っている状況でございます。

それから、町として中山間事業をやっているかということでございますけれども、平成9年から16年度にかけまして、旧名川町で南の里事業というのを実施してございます。これは旧名川町、そして、旧南郷村、階上町が共同で実施したものでございます。道路とか、農村公園、交流施設等、一体として整備した事業でございます。今現在、それ以降は中山間事業は実施してございません。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 財政課所管の旧鳥舌内生活センターのことについてちょっと説明申し上げたいと思います。

この物件は、建物が215平米、約65坪、土地につきましては、1,439.54平米、約436坪、昭和50年

の取得物件でございまして、当時の取得価格は3,440万円でした。この物件につきましては、町長の答弁にありましたとおり、売却対象物件としての候補として検討していきたい。解体して更地にして、売却するのがいいのかどうか、それから解体費を控除した予定価格でもって売却した方がいいのか、これらのことも含めて、課内で検討しながら上司等と相談してそのような方向で考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。河端幸蔵君。

○30番（河端幸蔵君） なぜこんな簡単なものを1年ちょっとでこういう質問がおかしいのではないかととらえかねない問題もあります。ただし、この管理は地域でやっているんですよ。ほとんど他の地域でもこの建物とか、こういう点は町では管理はできないと。それで、地域にほとんどお願いされていると思いますよ。その際に、うちの方は150軒が若干少なくなっておりますけれども、奉仕作業をやるんですよ。センターのほとりの草刈りとか、草取りとか、それからすこやかセンターか学校、その際に聞かれるんですよ、「この学校がどうなるか」と。「校庭はどうなるのか」と。「センターはまだこのままにしているのか」と。私は一生懸命質問されるんですよ。その答弁の仕方がないわけなんです、それで、「何を聞いても知らないよなんて、議員やめるんだ」と言うんですよ。だから、「私はまだ9月まで任期があるから、あと9月までやめません」と言えば、「早くてもやめるにいいんだ」と。これも大変なことなんです。そして、また、この路線、町長さんが当選した直後なんです。このほかにあと3本出しているんですよ、13年から14年。だから、若い町長だから仕事ができる町長だから、どんどんやってもらいましょうというのは地域の希望なんです。それで、我々はほとんどの地権者の判子をもらって歩くんですよ。「できますから、お願いして採択になった。いつ取りかかるんでしょうか」と。みんな地域がそればかり考えているんですよ。それを私はどう、前の奥谷さんだったか、山本さんだったんだか、我々が議員にならない前だったんだか、一生懸命しゃべると、「私は土方じゃない。業者にしゃべったらいかんべ」と。私言われたんですよ。そういう場合もあるんですよ。我々が何もやっていないとか。我々だって、議員だって、業者に仕事させるのに金かかるんですよ。到底できないわけなんです。

ただ、残念なことは、4本も5本もあるんだけれども、1本も、ただ青鹿長根線はさっき言ったとおりわかりましたけれども、残念なわけですよ、私は。1カ所ぐらいはやってもらってほしかった。そういうまず気持ちでございまして。ただ、町長さんも一生懸命やっぱり財政もあれだし、

壊したってお金がかかるのは私もわかっています。だから、今度は説明しなければならないんですよ、聞かれた場合は。これはできない。これはできなくなった。これはやれない。そのために私は質問しましたので、町長さんがあれだな、期間がないもの、何ぼ頑張っても。まずそういうことでございます。ありがとうございます。終り。何ぼ聞いてもやれないのはやれない。

○議長（工藤久夫君） 以上で河端幸蔵君の質問を終わります。

36番、伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

（36番 伊達一夫 登壇）

○36番（伊達一夫君） 最後になりましたが、あと20分ばかりおつき合い願います。

通告しておりました2点について質問をして、確認をしたいと思います。

というのは、去年の9月の定例会で、これ質問をいたしました。町内会館の維持管理について、ちょっと公設と民設の関係なんです、その差をなくしてほしいということでございます。その答弁は、21年度に実施をするとの答弁でございました。その後の作業はどの程度進んでいるのか、また、どうしても21年度でなければ実施できないのかどうか、やはり新町になってから1年半たちました。町民からは、合併をしてよかったという声がいまだに聞こえてきません。町長もこの件については、気にかけておったようですが、その気持ちは今も変わっていないと思います。早期実施をしていただけないのかどうか、ひとつお答え願います。

次に、農業振興策についてでございますが、この件は去年の12月定例会で、中村議員が質問をいたしましたものでございます。そして答弁後の経過、結果をひとつ確認したいので質問をいたします。今までは、その質問のしっぱなし、または答弁を聞きっぱなしであったと思っております。「検討します」とか、「考慮します」「研究します」との答弁に対して、その後確認を怠ってきたのではないのかなという気がしております。

それで、次の3点についてひとつお伺いします。

一つは、「農業新規就農支援策、町独自の支援策を考えていきたい」との答弁でしたが、その後の具体策、取り組みについてお伺いいたします。

二つ目は、「どぶろく特区は今後検討する」とのことでしたが、検討なされた結果をお知らせ願います。

三つ目は、「農業振興策としての販売促進課新設は検討させていただきます」とのことでしたので、検討結果をひとつお知らせ願います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、伊達議員のご質問に答えを申し上げたいと思います。

まず、最初に、町内会館等の維持管理について、早期に取り組みできないかという点でございますけれども、公設と民設の町内会館の維持管理の件について、21年度を目安として進めていきたいということをさきの答弁でも申し上げてまいりました。非常に町内会館によって、地区によって、いろいろな違いがございます。負担の問題、そういう部分等もしっかりと調査をして取り組まなければならないということで、昨年6月には各集会所においての維持管理について調査をいたしました。合併してまだ数カ月ということもありまして、回答にもいろいろばらつきがございました。今年度中に2回目の調査をして、合併してからの1年間の実状を把握するためにも、昨年の4月からことしの3月までの1年間の数値としてもう少し検討の資料になるよう基礎資料を作成して、町内会のご意見を聞きながら進めていきたいと、こう考えているところでございます。財政状況も当然かかわってくるわけでございまして、助成金にしていくのか、また、実費の幾らかを補助にするのか、また、あるいは町内会に負担していただかなければならない、そういう部分も中には出てくるわけでございまして、そういう部分で正直なところそう簡単にその結果は出せない。それだけ町内会ごとに違いがあるということでございます。財産区で建てたところもあれば、町内会で建てたところもあれば、公設で建てたところもあると。これを何とか同じにしていかなければならないということで、合併当初から調査をして取り組んできたわけでございます。

ただ、正直なところ、1年ちょっとで解決できるような中身でもないということもご理解をいただいて、全部をじゃあ公費で、全部を持ちましようとなれば、すぐ答えは出せるかも知れませんが、とても各施設の集会施設を見たときに、そういう町の予算があるということでもありませんので、どういう方法がいいのかというのをやっぱりそれぞれの町内会の実情をまだまだ調査をして、そして双方で協議していくということが必要だと、こう思っております。ですから、もう少し時間をいただきながら、これについてはしっかりと、最初の答弁でも申し上げているように、同じような条件にしていかなければならないという方向で今進めておりますので、そのことはぜひご理解をいただきたいと、こう思っております。決して、たらたらやっているつもり

はございません。そういう中で、聞き取りを再度しながらやっていくということでございます。

次に、農業振興策についてでございます。

農業振興につきましては、平成18年度12月の第6回定例会におきまして、ご質問をいただいておりますが、その中で農業を活性化するための施策の一つとして、新規就農支援というのを考えてまいりました。新規に就農する場合には、栽培技術や経営において初年度から大変な苦労が伴うことから、その支援策として19年度から新規学卒就農者、離職就農者、新規参入就農者へ町独自の支援を実施して、当初予算に計上してございます。事業内容につきましては、新規学卒就農者及び離職就農者については、月額3万円、新規参入就農者については、年齢に応じまして月額2万円から3万円を36カ月、いわゆる3年間、その中でしっかりと自分の農業スタイルというのを築いてほしいという思いと、1人でも2人でも新規就農者がふえてほしいと、こういう独自の支援策でございまして、取り組みを今してございます。

また、農業の就農人口が減っていく中で、農業の活性化を図っていく必要があるわけございまして、農地を耕作目的で取得、または借り入れをする場合、この下限面積、従来南部町、また合併する前の3町村も50アール以上でございました。ここを農業委員会の方々からも議論をいただきまして、20アールに引き下げを考えまして、県に要望し、ことし19年4月1日から適用を受けております。ここの考え方につきましても、当時は農地を求めたいと思ってもなかなか逆に農地を求められなかった。いわゆる篤農家、そういう方々、農地法という中で農地を守ると、そういう意味で逆に50アール以上という制限があったと思います。ただ、今、逆に農地を守っていく中で、50アールにしたときに、50アールも要らないという、そういう取得したい人たちの声も聞いてきました。そこで、この下限面積を下げることによって、農地を取得しやすくなって、遊休農地がふえないように、また、専業農業には行かないんでしょうけれども、農業参入をしやすい方法はこの方法もいいのではないかと思います。現在20アールにしてございます。課題も当然あると思います。農地として取得して、転用するというのも今後課題は残っているのかと思いますけれども、そういう部分はまた農業委員会の方で農地法によってきっちりそこはチェックが入っていくわけでございますので、私としては、この支援事業、そして下限面積、これによって1人でも2人でも農業参入者がふえてほしいということで、この取り組みを既に行っております。

次に、どぶろく特区についてのその後の取り組みということでございますが、これも昨年12月でご質問をいただいております。その後、特区構想を推進するために、酒類の製造許可のことで担当課が八戸税務署等々と打ち合わせを行っております。

まず、その際、特区のどぶろくの製造免許を受けるための要件として、申請者は特区内で農業と酒類を農家民泊や農園レストランなどの自己の営業上において飲用に供する業をあわせて営む農業者であり、かつ特定農業者によるどぶろくの製造事業の実施主体として特区計画に定められたものであること、農業を営むものと、民宿業等を営むものは同一であることなどが必要であると、個人、法人は問わないと、こういう要件もあるようでございます。

また、製造する酒類は特区法に定められているどぶろくに限ること。この辺はクリアできると思っております。

あと、どぶろくの製造は特区内に所在する自己の酒類の製造場において行うこと。ここは少し難しい部分があるかなと思っております。

4点目は、原料となる米はみずから生産したものを使用すると。ここはもうクリアができると思いますが、以上、4点が示されました。

また、登録免許税でございますが、この額は年額15万円、初めて酒類の製造免許を受ける場合には原則として期限がつけられて、国税局の行う酒類の品質審査の結果に問題がない、また、税の滞納がないなど、一定の要件を満たしている場合は1年間免許の期間が延長され、その審査は3年間行われるということを確認をしております。

これをもとに実施に向けた課題といたしまして、特区申請までにどぶろくを製造する人を特定しなければならないこと。それから製造設備を購入するのにおおよそ50万円から80万円ほど費用が必要であるようでございます。この2点があるわけで、非常にそういう場合に、その経費とどぶろくをつくった場合に、限られた中での飲用できるということで、採算的にどうなのかなということも当然手を挙げる方は考えていくと思いますし、それと、どぶろく人気が当時とどういふふうに変わってきているのかということもまた調査をしながら、手を挙げる方がいらっしゃれば、これはしっかりと支援できる部分を支援していきたいと思っておりますし、また、独自の自己資金という部分もあるかと思いますので、そういう部分はこういう条件というものがあって、申請したい方々には周知徹底を図ってまいりたいと、こう思っております。

それと同時に、合併して、特に米どころ福地地区では、ふくちこがね米ということで、そのお米を使ってごっつりというお酒を出しております。南部町となって、地元のお酒と。ここもPRしていきたいなと、こう思っておりますので、今どぶろくでいいのか、そういう中で二つどぶろくごっつりという取り組み、それよりも一つに絞ってという方がいいのかという、また新たな一つ、私も課題が出てきたなと、こう思っておりますが、いずれにしても、どぶろく特区については、そういう中で要件、そういう部分を周知を図りながら取り組みたい、個人、法人、そうい

う部分については支援してまいりたいと思っております。

次に、販売促進課新設について、その後の検討はということでございます。

農業振興策の一つとして、販売促進課の新設の提案がございました。農業は生産と販売が一体となって経営が成り立つものでございますし、活性化が図られ、振興策につながっていくものと、こう思っております。これまでは、市場販売が主な販売先となっておりますが、近年流通形態も変わりつつありますし、当町においても、観光農園、または産地直売、イベントの開催、さまざまな販売作戦も展開しているところでございます。農産物に限らず、町の特産品、または加工品など、すべてのものを宣伝していく上で、販売促進ということは非常に大事なものであると思っております。

ただ、行財政改革を進めていく上で、今南部町には十数課の課がございます。逆に課を統合していかなければならない。そういう行財政改革もしていかなければならないわけです。そのときに、新しい課をさらに新設していくということも、また、行政改革の中に反する形にもなっていくところもあります。ただ、だからと言って、その戦略をとらないということではない。または、課をつくったから、課ができたから、また、町の力の入れようが違うということになってもいけないと思います。課を新設しなくても、その担当する課の中できっちりまずその戦略をやっていくということが私は大事だと、こう思っておりますので、今、どうだと言われれば、新設の課をつくってということは非常に難しい部分があります。何年か後には、逆に課の統合というのを進めていかなければならないと、そのように感じておりますので、いろいろまたご意見を賜りながら、統合を進めていく上においても、じゃあどこどここの課の統合がいいのかと、そういう部分もありますし、その中でもやはり新設の課を設けて、課を一つにすることによって、また新たな新設の課になるということもあり得ると、こう思っておりますので、ひとつ、今後ともよろしくご指導を賜りたいと、このように思います。

○議長（工藤久夫君） 伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

ところで、会館維持なんですけど、本当に条件を同じにしたいという気持ちはわかるんですが、そのためにはまた1年ぐらい調査がかかるということでございますが、本当に調査には時間がかかるのはわかるんですが、何としても21年にやるから、そこに合わせて調査しているような気もするんですね。だから、もう少し早めてほしいのが本音でございます。

それから、新規就農者、学卒の方が月3万円で3カ年間支援するということなんですが、この申し込みは現在のところあるのかどうか。

それから、パソナから来ている方に対しての適用はどうか。

それから、どぶろく特区ですが、聞くとなかなか採算もとれないような難しいなと思っておりますが、もしも手を挙げてやりたい人があったらご支援のほどをよろしくお願いを申し上げます。

あと、販売促進課、課を創設はできないということなんですが、これもわかります。ただ、これを実施する場合には課は設けなくてもどこかにやらせるというようなことの考えはあるのかないのかお聞きします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） じゃあ私から先に答弁をして、また担当課長等からも答弁をさせたいと思います。

会館につきましては、時間がそのぐらいかかるという中で取り組みをしております、今議員がおっしゃるように、そこに21年だから21年に合わせて取り組むということではなくて、これは一日でも、一年でも早くその中で町内会の方々との取り組みが整えばそういう形で行きたいと、こう思っておりますし、担当課の方もきょう課長もおりますし、早くできる部分が発生してくれば、当然早めていくということで取り組みをさせていただきたいと思います。

新規就農、パソナについては、担当課の方から、また、どぶろく特区、そういう申請、手を挙げたいという方々にそういう条件というのを広報等でまた周知しながら、そういう中で取り組んでいきたいという部分があれば、また町としても支援をしながら進めていきたいと、こう思っております。

販売促進課の新設でございますが、先ほども申し上げました、今後課の統合というのも行っていかなければならない中で、それでも新設として考えていかなければならないのも今後も出てくると思います。その間、まずは、それぞれの関係課がございます。商工観光もありますし、農林もありますし、他の課でも当然関係してくる部署がありますので、そこが大事なのはしっかり連携をとりながら、とかく役所のマイナス点というのが、縦割りのいい部分と横並び、横の連携というのがとかくどうしても欠ける場合がありますので、そういう部分の横の連携というものをしっかりととりながら、情報収集して、一つの考えるときに、こういうこともやったらどうか、こう

いうのも一緒にじゃあできるんじゃないかと、こういうやり方ができると思いますので、そういう部分を課長たちもきょうは当然全員出席しておりますので、そういう部分、今後強化して取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えをいたします。

まず、新規就農支援事業でございますけれども、これは後継者対策と定住促進対策とに分かれてございます。後継者対策でございますけれども、これは年齢48歳未満、これの方が町内で就農した場合は月額3万円、それから定住促進対策の方につきましては、49歳以上65歳未満が町内で新規就農した場合は月額2万円ということになってございます。

それで、申し込みの方はあるかということでございますけれども、これは新規就農した場合、実態を把握いたしまして、支援をするということになってございますので、申し込みにつきましてはこれからということになります。

それから、パソナの方の適用の件でございますけれども、まず、支給条件ということがございます。農業従事日数が150日以上、さらに3年間支給しますので、3年間は農業に従事しなければならないと。それから、事業終了後、3年以上町内で農業の継続が見込まれる者という条件をつけてございます。これは単に農業をやってお金をもらって、そのままやめるということを防止するための条件としてつけているものでございますので、それらの条件を満たした場合はパソナでも該当になる場合もあると思いますけれども、現在、期間が短いということもありますので、条件として合致するかは疑問な状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 町内会館等の費用負担のことについてでありますけれども、最初、1回目に調査したときには、全部が記録されていないのが結構ありましたし、それから、全地域から出ておりませんでしたので、先ほど町長が申し上げましたように、1年間の調査をもう一度試みて、それを分析し、検討を加えて実施できる方向に努めてまいりたいと考えております。

あと、早目にということでもありますので、まず先に調査の方を早くいたしまして、その後、分

析し、また、各町内と今度は相談していかなければならないと思いますので、その会議を持ち、さらには費用の問題につきましては、公費負担、それから町内負担、それに公費負担につきましては、財政の方とも相談しながら進めていかなければならない。いろいろ越えなければならぬ部分もありますので、それを早目にしていくように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） わかりました。

町長が最後に言ったように、縦割りはうまくいっていると思うんですが、横割りの連携を密にしながら、ひとつ頑張ってもらいたいと、こうお願いして終わります。

○議長（工藤久夫君） これにて一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月13日は議案熟考のため休会とし、6月14日は、午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時57分）

第 8 回南部町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成19年 6 月14日（木）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 1 号 | 平成18年度南部町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 2 号 | 平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号） |
| 第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 3 号 | 平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 4 号 | 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号） |
| 第 5 | 報告第 5 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 5 号 | 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 報告第 6 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 6 号 | 南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 報告第 7 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 7 号 | 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 報告第 8 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第 8 号 | 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 報告第 9 号 | 平成18年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 10 | 報告第10号 | 平成18年度南部町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 11 | 報告第11号 | 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 12 | 報告第12号 | 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 13 | 報告第13号 | 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について |
| 第 14 | 報告第14号 | 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について |

- 第 15 議案第54号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第55号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 17 議案第56号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 18 議案第57号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 19 議案第58号 青森県交通災害共済組合規約の変更について
- 第 20 議案第59号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 21 陳情第2号 看護師の増員を求める陳情書
- 第 22 陳情第3号 テニスコート新設に関する陳情書
- 第 23 常任委員会報告
- 第 24 閉会中の継続調査の件
- 第 25 議員派遣の件
- 追加第1 発議第4号 看護師の増員を求める意見書案
- 追加第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（37名）

1番	河門前 正彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君
20番	立 花 寛 子 君	22番	大久保 俊 和 君

24番 滝田米作君
 26番 佐々木金嘉君
 30番 河端幸蔵君
 32番 山口博个君
 34番 小笠原義弘君
 36番 伊達一夫君
 39番 東寿一君
 41番 西塚芳弥君
 43番 佐々木由治君

25番 川守田稔君
 27番 工藤久夫君
 31番 相田耕作君
 33番 沼畑繁君
 35番 佐々木元作君
 37番 金沢和夫君
 40番 宮野正君
 42番 野田清八君

欠席議員（１名）

28番 坂本正紀君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤祐直君	副町長	赤石武城君
副町長	馬場宏君	総務課長	坂本勝二君
企画課長	奥瀬敬君	財政課長	堀内富士夫君
税務課長	坂本好孝君	住民生活課長	小野寺直和君
福祉課長	立花和則君	健康増進課長	佐々木博美君
環境衛生課長	神山不二彦君	農林課長	岩館茂好君
商工観光課長	有谷隆君	建設課長	西野耕太郎君
福地総合サービス課長	庭田卓夫君	名川総合サービス課長	田村淑延君
南部総合サービス課長	山口裕貢君	会計管理者	坂本與志美君
名川病院事務長	堀合悦夫君	老健なんぶ事務長	佐々木利文君
市場長	堀内誠悦君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君
教育委員長	赤平實君	教育長	角濱清輝君
学務課長	佐々木秀雄君	社会教育課長	工藤光行君
選挙管理委員会委員長	中村喜雄君	農業委員会会長	沼畑俊一君
農業委員会事務局長	坂本勝君	代表監査委員	松本陽一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 野 雅 司

主

幹 板 垣 悦 子

総 括 主 査 岩 間 孝 幸

開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は37人でございます。定足数に達しておりますので、これより第8回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第1号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてでありますけれども、2ページの方をお願いいたします。専決処分第1号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に5,198万2,000円を追加し、予算の総額を102億3,229万6,000円とするものです。

第2条は、地方債の補正であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

7ページをお願いいたします。7ページは、第2表地方債の補正でありますけれども、事業費等の確定によりそれぞれ補正したものであります。

それでは、11ページをお願いいたします。ここからは歳入でございますが、歳入について説明申し上げます。各款にわたって確定額及び交付見込額によりそれぞれ補正しております。主なものについて説明してまいりたいと思います。

12ページをお願いいたします。9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2

億6,484万8,000円、そして計が50億7,897万円とするものです。この補正は特別交付税の補正でありまして、この補正により18年度の特別交付税は6億9,024万8,000円となるものです。前年の特別交付税と比較してみますと、2億2,299万3,000円、47.7%の増となっております。これは合併による特殊需要額の算入が主な増額理由でございます。

次に、13ページのところで、17款2項1目財政調整基金繰入金1億5,603万6,000円の減額で、補正後の計がゼロとなります。財源の見込みが立ったことにより、財政調整基金の繰り入れを全額繰り入れ停止するものであります。このことによりまして、18年度末の財政調整基金の残高は100万円単位で申し上げますと6億4,700万円ほどになります。

15ページをお願いいたします。ここから歳出でございますが、2款1項13目から25目まで基金の補正でありますけれども、主なものは14目減債基金費のところで補正額1億1,963万7,000円として、計が1億3,197万4,000円、基金の積立金であります。このことによりまして、減債基金の18年度末残高が100万円単位で申し上げますと、7億9,800万円ほどになります。ちなみに、財調基金と減債基金18年度末現在高をトータルしてみますと、二つの基金で14億4,500万円となります。17年度末の比較を見ますと、2億3,900万円、19.8%の増となっております。以外の基金の補正はそれぞれ基金に属する利子を積み立てするものでございます。

16ページをお願いいたします。3款1項2目の住民生活費のところで28節繰出金2,183万円の減額補正でございますが、国民健康保険特別会計繰出金の減額でございます。3目の老人福祉総務費のところで28節繰出金3,638万1,000円の減額補正、老人保健特別会計繰出金の減額補正でございます。

17ページですけれども、4款2項2目環境整備事務組合費、そして3目塵芥処理事務組合費、それぞれ640万円の減額補正、そして397万9,000円の減額補正、一部事務組合の負担金が確定したことによりまして減額補正したものでございます。

以上、簡単でございますが、専決処分した補正予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

.....

報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第2、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第2号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) それでは、報告第2号についてご説明いたします。

処分理由は、平成18年度国保特別会計の国、県支出金の確定に伴い補正に急を要したため、専決処分いたしましたものでございます。

19ページをお願いいたします。専決処分第2号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について説明いたします。

第1条、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,308万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億2,949万1,000円とするものでございます。

25ページをお開きください。では、歳入の方からご説明をいたします。第3款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金の補正額は813万7,000円の減額でございます。次に、2目の高額医療費共同事業負担金85万6,000円増額で、合わせて728万1,000円の減額でございます。

次に、第3款国庫支出金の2項国庫補助金でございますが、財政調整交付金でございますが、2,218万9,000円を増額するものでございます。

次に、4款療養給付費、1項1目療養給付費交付金でございますが、2,150万9,000円を減額す

るものでございます。これは退職被保険者等療養給付費等でございます。

次のページをお願いします。次に、県支出金でございます。５款県支出金、１項１目都道府県財政調整交付金でございますが、２,８３３万１,０００円の減額でございますが、都道府県財政調整交付金及び特別調整交付金を合わせての減額でございます。

次に、第８款でございますが、繰入金、１項基金繰入金でございます。１目財政調整交付金繰入金２,１５０万４,０００円を繰り入れるものでございます。同じく繰入金、２項他会計繰入金でございますが、出産一時金、育児一時金等の繰り入れでございましたが、２,１８３万１,０００円を減額するものでございます。

次のページでございますが、９款諸収入、延滞金等の増額４４万８,０００円、同じく９款２項雑入でございますが、第三者納付金等ございまして、３８０万２,０００円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。２８ページでございます。第１款総務費、１項総務管理費でございますが、ここから次のページ２９ページの第４款介護納付金、１項介護納付金でございますが、補正額はございません。国、県支出金の額が確定したことにより財源補正したものでございます。

次のページ３０ページでございます。第５款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金でございます。１目高額医療費拠出金５０２万８,０００円、それから３目保険財政共同安定化事業拠出金１,８３２万５,０００円、合わせて２,３３５万３,０００円を減額するものでございます。

以上で、簡単ですが説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第２号は原案のとおり承認されました。

.....

報告第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第３、報告第３号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第３号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 31ページでございます。報告第３号、これは平成18年度南部町老人保健特別会計の補正でございます。支払基金交付金及び医療費給付費の確定に伴い急を要したため専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。32ページ。専決処分第３号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

第１条、既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ3,797万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億9,796万3,000円とするものでございます。

37ページをお開き願います。歳入から説明いたします。第１款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目医療費交付金でございますが、老人医療費の交付金の確定に伴いまして2,220万9,000円を減額するものでございます。

次に、第２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目医療費国庫負担金でございますが、過年度分の交付金が確定いたしまして、1,923万1,000円を増額するものでございます。

次に、第３款県支出金、１項県負担金、１目の医療費県負担金でございますが、これも過年度分の交付金の決定に伴いまして、138万1,000円を増額するものでございます。

次に、第４款繰入金、１項他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れ、3,638万1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出でございますが、１款医療費、１項医療諸費、１目医療給付費でございますが、3,726万9,000円、それから２目の医療費支給費59万6,000円、３目審査支払手数料11万3,000円、合わせ

て3,797万8,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第4、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） それでは、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてをご説明いたします。

処分理由でございます。下の方に記載してございます。これは、工事費の落札減等におきまして、町債の確定に伴い、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を補正する必要が生じ、

この補正に急を要したために、専決処分したものでございます。これは県への地方債の申請の取り扱いが変更となったことによるものでございます。

40ページにお進みください。専決処分第4号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万円を減額しまして、歳入歳出それぞれ10億7,274万4,000円とするものでございます。

2条、既定の地方債の変更は第2表によります。

41ページにお進みください。歳入でございます。6款1項町債につきまして400万円を減額し、4億6,780万円とするものでございます。

続きまして、42ページでございます。歳出でございます。2款1項施設建設費について400万円を減額し、9億2,303万1,000円とするものでございます。

次のページの43ページにお進みください。地方債の補正でございます。地方債の減額補正に伴いまして、限度額の400万円を減額し、4億6,780万円とするものでございます。

47ページをお願いいたします。47ページ歳出について、内訳をご説明申し上げます。15節工事請負費と22節補償費について、町単独分の工事落札減により、事業費が減額確定したことから、それに伴い上水道の移設が必要でなくなったために、400万円を減額し9億2,303万1,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） 地方債は金額が変われば、やっぱりこういうふうにしなければならない。

それともう一つは、3月29日で年度が終って、例えばこの場合は工事が終わっていないということになりますと、この減額の議会承認と、こういうことになっているからやっていると、こういう意味ですか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 地方債の取り扱いの変更でございまして、今年度より地方債の限度額の変更をするわけでございますけれども、地方債許可申請時、それが平成19年3月16日以降となったために、3月議会に限度額補正及びそれに伴う予算の専決処分をしたものでございます。議会に間に合わなかったということでございます。

○議長（工藤久夫君） 32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） これは工事関係だと思っただけけれども、例えば予定価格で入札をして、予定価格を下回る。その400万円というのはその金額ですか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 400万円とは、内訳、先ほども申しましたけれども、おっしゃるとおり工事の落札減等による単独費が要らなくなったために補正するものでございます。

○議長（工藤久夫君） 32番、山口博个君。

○32番（山口博个君） そうしますと、入札のときに予定価格より安ければ余分に余ったお金を使えと、こういう理屈になると思うんだけれども、あわせて、例えば補助事業で工事をする。そのときに、国、県の補助をいただいた分と町からの分で事業をすると思うんですけれども、補助事業で、国、県からの補助をいただいてやる仕事が例えば入札があって5,000万円の予算のところ4,000万円で決まると。そうすると4,000万円のうちで、国、県からの補助の分と町の持ち出しの分と按分をして、そして国、県からいただくお金は返納するんですか。これを尋ねたい。そういうことを巷間言っている人がいる。私も勉強不足でわからないものだから、みんなそれで「国からいただいたのは返している。だから、入札の予定価格を下回らない方がいいんだ」と、そういうふうに言っている人もいます。私はちょっと理解に苦しんでいるんですけれども、その辺のところをはっきりとお尋ねをしたい。やっぱり予定価格を下回った場合に、町としても住民にとってはその方がいいと。業者にとっては余りよくないと。こういう結果になると思うけれども、やっぱり考えてみると、工事というのは町のものではない。私は住民のものだと思っているんですよ。そうすると、住民のためにどっちがなるのかということを考えると、やっぱり住

民のためになることをやるのが町であるし、議会であるだろうと、こう思うんですよ。ここの区別を知りたいんですよ。お願いします。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 今のご質問の事業関係の方でございますけれども、落札減になったときに、おっしゃるとおりに、返納するか返納しないかということでございますけれども、事業が継続している場合には、それは有効活用して、事業の促進、つまり延長を伸ばしたりして、そちらの経費に向けます。ところが、例外的に最終年度であった場合に、全体計画がもうそれで終わったというような場合には使うところがございませんので、その場合は返納することになります。今の案件については、単独分ですので、単独分は使わなくてもいいということでございまして、町の負担を減らすために今減額するものでございます。

私の方からは以上です。

○32番（山口博个君） 了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

報告第5号から報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りします。

この際、日程5、報告第5号から日程第7、報告第7号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） それでは、ご説明申し上げます。

まず、最初に報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に交付され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関連する条項を改正する必要性が生じ、その改正に急を要したため、地方自治法の規定により専決処分したものを報告し、承認を求めるものでございます。

50ページをお開きください。専決第5号、南部町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。主なところをご説明していきます。

まず最初に、第14条でございますが、ここは町民税の納税義務者等にかかわる条文を掲載してございますが、今回新たに法人課税信託の引き受けによる個人への法人税課税ができる内容が新たに加わったものでございます。それから、第104条中の「3,604円」を「3,298円」に改めるもの、これはたばこ税の税率を1,000当たり「3,064円」から「3,298円」に改めるものでございます。それから、附則第19条に次の1項を加えるとございますが、これは住宅のバリアフリー改修

に伴い、固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定を設けたこと。平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間にバリアフリーの改修を行われた住宅で、翌年度分の税額を3分の1減額するものでございます。

それから、附則の第22条でございますが、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例が設けられたことでございます。従来は、鉄軌道の評価につきましては、当該鉄道用地に沿接する土地の価格の3分の1に相当する価格をもって評価額を求めることになってございます。それから、あと停車場建設等の土地に百貨店等いろいろな店が入ったものについては、鉄道用地から除外し、宅地として評価するという事で、従来までやってきましたけれども、こういうふうに鉄道用地の利用状況の多様化ということで、平成21年度の評価がえの前に一応19年度、20年度における鉄道用地の価格の特例の条文を設けたということでございます。

それから、第40条中「平成20年度」を「平成21年度」に改めるとございますが、これは上場株式を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税特例税率6%を1.8%で課税する特例を1年間延長したものでございます。

それから、その下の附則第43条第7項中でございますが、「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改めるとございます。これは特定中小企業が発行した特別株式に係る譲渡所得等の課税特例を2年間延長したものでございます。

それから、附則の45条の3でございますが、次の52ページをお開きください。これは、日本とフランスの租税条約の改正に伴いまして、日本居住者が条約相手国の社会保障制度にかかわる保険料等を支払った場合、その保険料の一定の金額を限度としてその年の総所得金額等から控除ができる特例措置が創設されたものでございます。

附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するということでございます。

それから、引き続き報告第6号のご説明を申し上げます。

報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町過疎地域における固定資産の特別措置に関する条例の一部を改正する条例は、関西文化学芸研究都市建設促進法第11条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成19年3月31日に交付され、その中で過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関連条項を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため、地方自治法の規定により専決処分したものを報告、承認を求めるものでございます。

55ページをお開きください。専決処分第6号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置

に関する条例の一部を改正する条例でございますが、２条中「平成19年３月31日」を「平成21年３月31日」ということでありますが、これは特別措置法の適用を受ける製造の事業、それからソフトウェア、コンピュータ関係でございますが、それからあと旅館業等の用に供する設備であって、取得価格が2,700万円を超えるものを新設、または増設したものに対して、家屋及び償却資産並びに土地に対する固定資産税の課税減免をする期間が延長されたものでございます。そのほか、租税特別措置法等の改正に伴いまして、引用条項等の整理をしたものでございます。

附則として平成19年４月１日から施工するものでございます。

それから、次に、報告第７号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が平成19年３月31日に交付され、平成19年４月１日から施行されることに伴い、関連条項を改正する必要が生じ、この改正に急を要したため、地方自治法の規定により専決処分したものを報告し、承認を求めるものでございます。

58ページをお開きください。専決処分第７号、南部町町税条例の一部を改正する条例でございますが、第８条の関係でございますが、ここは固定資産税の減免について規定してある条項でございますが、もう既に生活保護受給者とか、そういう者の減免をするという条項等が設けられてありますが、今回新たに４項として特別の事由がある者ということを加えたものでございます。これは、災害等を受けた場合、特別災害等の適用がなされなかった場合の救済措置として減免措置をするということで、今回新たに設けたものでございます。

それから、附則第19条第４項中でございますが、報告第５号でもご説明いたしましたが、住宅のバリアフリー改修に伴いまして、固定資産税等の減額規定の適用を受けようとする者がすべく申告期限を改修工事完了日から３カ月以内としたものを条項に加えたものでございます。

それから、附則第45条の２第３項中でございますが、これはイギリス、インドとの租税条約適用に基づいて適用配当に係る個人町民税の特例税率３％の適用期間を「平成20年３月31日」を「平成21年３月31日」までの１年間延長したものでございます。

附則として、この条例は平成19年４月１日から施行すると。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、報告第5号についての質問であります。今説明を受けましたけれども、この中で上場株式等の配当譲渡益課税に対する優遇措置の延長があがっていたと思いますが、当町住民にはどのくらい関係しているとお考えでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 当町にはこの条文についてはそんなに数字的には上がってこないということでとらえてございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 次に、この報告は地方税法の改正ということでありますので、この場でちょっと質問させていただきますが、広報なんぶちょう6月号に書かれてありましたが、住民税の増額の件で、「私たちの暮らしに役立つみたい」というような記事の説明が書いてありました。この広報なんぶちょう6月号の記事の説明ですが、住民税の増額の件で、「私たちの暮らしに役立つみたい」という説明がしてありました。税源移譲とか、定率減税のかかわりから、町税の増額につながり、町民生活向上の予算の増額が見込まれるものなのかどうか、この点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） ただいまのご質問でございますが、6月号の広報に、前にもお話ししたと思いますが、国からの3兆円の税源移譲にともないまして、所得税が安くなって、住民税が高くなる。基本的には納める額は反対が安くなって、反対が高くなっていますので同じですよということでご説明をしてきたと思います。それで、今回税源移譲がされましたので、うちの方では6月に町県民税の切符を発行いたしました。それらのことを高くなりますよというようなPR等も兼ねまして、今回6月号の広報に掲載いたしました。それで、この税源移譲については、従来は所得税で国が集めたものを今までは補助金とか、交付税とかということで、各自治体に流してきていたわけなんです。それが、今回の税源移譲によりまして、所得税が少なくなると、町民税が高くなると。地方で使うお金は地方で集めて自由に使ってくださいという三位一

体改革の趣旨のもとで、こういう制度が出て、今回こういう税源移譲がされたわけなんです、ちなみに今回の税源移譲に伴いまして、町の町民税については、前年度3億8,000万円ぐらいの調定額でありましたけれども、今年度の調定額が5億3,783万3,000円ぐらいということで、大体1億5,700万円ぐらい増税になっている。これが各自治体で集めて、いろいろな事業に使ってくださいという趣旨のものと三位一体改革の税源移譲ということで、今まで国から流してきたものを自分たちが使うものは自分たちで集めて、自由に使ってくださいという趣旨のものだととらえてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の説明だと、住民が苦勞した分町民の生活が豊かになるような感じを受けますけれども、私の調べたところでは、そう単純なことではないように思います。幾らかでも町の施策がよくなるようにという気持ちを持って、町民の皆さん方が増税をのんでいただければいいのですが、そういう方々ばかりではないと思いますが、定率減税分だけは確かに住民の負担になるのではないのでしょうか。この点での軽減策、もう少し町民税を引き下げてもらいたいということに対しての施策はあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 先ほども税源移譲に伴いまして、所得税が安く、町民税が高くなって、負担する額は変わらないということで説明申し上げましたけれども、ただ、今ご質問なされております定率減税が廃止になっていますので、その個々の収入によって、この定率減税分が増税になるという方も出てきてございます。実際、今回試算してみますと、定率減税分で増額になる金額が2,388万1,000円ぐらいが増税になります。それぞれの個々の収入によって、それぞれの課税される金額が変わってくるということで、税源移譲については金額は変わりませんけれども、定率減税が廃止になっていますので、個人の収入によってその分が増税になるということになっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてに対する討論を行います。

大企業や大資産家には大盤振る舞いをする一方で、住民にはさらに犠牲を強いる税制になっています。6月から住民税の定率減税廃止と税源移譲による住民税率の引き上げが同時に実施され、住民税が大幅にふえました。税源移譲だけなら、1年を通すと増減が相殺される仕組みですが、定率減税廃止分だけは確実に増税になります。小泉前首相は、少なくとも言葉の上では企業にも国民にも負担してもらおうというような言い方をしておりました。ところが、安倍首相は、より露骨なやり方で大企業や大資産家を応援する姿勢を示しています。国民には2007年の増税分だけでも1兆7,000億円になる定率減税の廃止を押しつける一方で、減価償却制度の見直しや、証券優遇税制の延長は合わせて2兆円近い規模の減税です。これでは、国民から絞り取った増税分を丸々大企業や大資産家にばら撒くことになります。これにはマスコミなどからも批判の声があがっております。

広報なんぶちょう6月号に、住民税が変わりますという記事が載っております。「税負担はふえるの減るの」という問いに、「税源移譲によって住民税がふえても所得税が減るため納税者の負担は変わりません」とあります。定率減税廃止で増税になるというきちんとした説明はありません。税源移譲のおかげで、増税がわかりにくくなることをいいことに、住民に増税隠しをするのは許せません。昨年6月には、高齢者の住民税が10倍前後にもなる増税が大問題になりましたが、ことしも来年も雪だるまのように、負担がふえていくことになります。この住民税増税が国保税や介護保険料の負担増、保育料の負担段階の変更などに連動することには、全く触れておりません。許しがたいことであります。

収入が変わらない。あるいは減り気味なのに、非課税から課税になり、食費を切り詰めて税金を払っていると言っています。無理をして税金を払っていると、それだけ税金を払えるなら、次の負担増が次々に襲いかかっております。雪だるま式負担増への対応是正に真剣に取り組むこ

とが強く求められております。町独自の基準をつくり、町民税の減免を認めるべきです。自治体にとっても税源移譲された住民税の税収には地域差が大きく、住民税収の少ない地方では、財源が不足することになります。定率減税の廃止が自治体の実質増収にはならず、住民の負担がふえる分、増収になるのは国という関係です。国は、財政危機を訴えていますが、さまざまなむだ遣いを行い、大企業や大資産家には減税しているではありませんか。大型公共事業や軍事費などの浪費をやめ、大企業や大資産家に応分の負担を求めるように税制を改めるならば、財政見通しは大きく変化するのではないのでしょうか。自治体として地方交付税確保のため、国に発言すべきは発言し、住民の税金負担増に対する軽減策はしっかりとっていただくことを要求し、反対討論いたします。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。

報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席ください。

起立多数であります。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第 6 号及び報告第 7 号は原案のとおり承認されました。

報告第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第 8、報告第 8 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第 8 号、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 報告第 8 号についてご説明申し上げます。

行政職の給与につきましては、8 級制から 6 級制に移行したことによりまして、平成19年 4 月 1 日付で職名の見直しを行っております。このことにより、南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものです。

61ページをお願いします。南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります、特殊勤務手当の支給を受ける職員の職名を改めるものであります。

第14条につきましては、保育所職員に関することです。

15条につきましては、幼稚園職員に関することです。

16条につきましては、児童館の職員に関する事で、保育業務に従事し、この手当の支給を受けている職員の職名をそれぞれ改めるものであります。

附則として、この条例は平成19年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号は原案のとおり承認されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

(午前10時56分)

.....
○議長(工藤久夫君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時11分)

.....
報告第9号から報告第13号の上程、説明、質疑

○議長(工藤久夫君) お諮りいたします。

この際、日程第9、報告第9号から日程第13、報告第13号までを一括議題といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第9号、平成18年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、報告第
13号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についてまでの報告5件を
一括議題といたします。

本件について順次説明を求めます。財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) 報告第9号でございます。平成18年度南部町一般会計繰越明許費

繰越計算書について説明いたします。

63ページをお願いいたします。事業名と翌年度繰越額を読み上げます。一番最初から、税総合システム整備事業8,285万8,000円、戸籍電算化整備事業9,668万8,000円、後期高齢者医療制度設立事業2,750万円、町道整備事業5,161万4,000円、農林水産業施設災害復旧事業3,025万8,000円、公共土木施設災害復旧事業1億7,238万8,000円、計6事業で、繰越額は4億6,130万6,000円であります。以上は、平成18年度南部町一般会計補正予算第7号により措置した繰越明許費について、今年5月31日までに調整した繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、報告第10号、64ページでございます。平成18年度南部町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

報告理由でございますが、平成18年度南部町介護保険特別会計予算の介護保険システム改修事業費の繰り越しについて繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお開きください。事業名でございますが、介護保険システム改修事業でございます。国庫補助金が内定したのが3月でございまして、国で示す仕様書が19年度今年度となるため、その事業費として392万1,000円を繰り越して事業を行うものでございます。財源の内訳といたしましては、国庫支出金が89万円、一般財源が303万1,000円となっております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次の説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 続きまして、66ページになります。報告第11号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてをご説明いたします。

報告理由でございます。平成18年度南部町公共下水道事業特別会計予算の公共下水道事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものです。これは3月議会の補正予算第4号により措置した繰越明許費について本年5月31日までに調整したものでございます。

次のページをお願いいたします。南部地区の公共下水道事業費2億円のうち、翌年度繰越額と

真ん中辺に書いてございますけれども、1億3,895万2,000円を19年度へ繰り越したものでございます。内訳としまして委託料6,804万円と工事請負費7,071万2,000円となっております。委託料は南部地区の終末処理場の設計委託で、工事請負費については、南部地区の下水道工事について繰り越したものでございます。繰り越し理由として、処理場の処理について調査、情報収集するためと、落札減の活用により、事業促進を図ったため及び県等関係機関との協議に日数を要したために、繰り越したものでございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。報告第12号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてをご説明いたします。報告理由でございます。平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算の農業集落排水事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものでございます。3月議会の補正予算第4号により措置した繰越明許費について、本年5月31日までに調整したものでございます。

次のページをお願いいたします。これは上名久井地区と福田地区農業集落排水事業費合計額7億7,094万1,000円のうち、真ん中辺に翌年度繰越額とございますけれども、1億1,102万円を19年度へ繰り越したものでございます。内訳としまして、工事請負費が9,600万円、委託費が1,187万9,000円、事務費が314万1,000円となっております。繰り越し理由でございますけれども、国の施策によりまして、補助金が交付金に移行したことにより、国からの交付決定がおくれたために繰り越したものでございます。

引き続き次のページ、70ページをお願いいたします。報告第13号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についてをご説明いたします。報告理由でございます。平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計予算の福田地区農業集落排水事業の事業費の繰り越しについて、継続費繰越計算書をもって報告するものでございます。これは3月議会の補正予算第4号において措置した継続費について、本年5月31日までに調整したものでございます。

次のページをお願いいたします。18年度の福田地区の農業集落排水事業費1億4,000万円のうち、工事請負費8,400万円を19年度に繰り越したものでございます。繰越理由としまして、国の施策により、補助金が交付金に変更となり、国からの交付決定がおくれたために、工事請負額の前払い金を支払って、残額を繰り越したものでございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 18年度一般会計繰り越しについてでございますけれども、その中の公共土木施設災害復旧事業ですが、苫米地橋、つり橋ですけれども、橋梁災害復旧工事が3月末に入札をされ、工期が4月2日から9月28日までとなっておりますけれども、今はまだ依然として現場には手がかかっていない。災害を受けたままの格好でいます。住民も「なぜ手をかけないの」「どういうふうになるの」という声がよく聞こえてきます。工期はもちろん9月まであります。それなりの事情もあるかとは思いますが、その辺をご説明をいただきたい。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 工期はそのとおりでございますけれども、今現在護岸の方の県との調整、それから、つり橋ですので、コンサルの方に今お願いをして、設計をやっていましてけれども、そういう関係で、ちょっと調整の方にまだ時間がかかっているということを聞いておりますので、まず、業者の方に指示して、できるだけ早くそれを進めるように指導したいと思います。以上です。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 今何かコンサルの方でいろいろ、設計まだ検討しているということなんですか。その設計はきちんと終って発注をしているんでしょう。その辺もう一度。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） ロープワイヤーがあるんですけども、そのワイヤーの張りかえしを行わなければならないというのをコンサルの方に設計ではもう出ているんですけども、やり方といいですか、それを一緒にまず今やっていただいているというような形で業者がお願いをしているということです。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） いろいろ事情があるとは思いますが、7月にはジャックドまつりで花火があがります。多分あがると思いますが、あのままの格好が花火に映し出されるのでは、ちょっと寂しい感じもしますので、早急に解決を図っていただきたい。お願いをしておきます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 63ページ、65ページですね。電算システムのことについて伺いたいと思います。大半が国、県の支出金として賄われているようなんですが、一部は一般財源からもということになっているんですが、この電算システムの年度予算書であれ、補正であれ、この項目は頻繁にお目にかかると思っているんですが、これはこういったシステムでこういった段階を踏んでその事業の金額が決まり、どういう手順を踏んで、どういう業者に委託されているのかということを、この3件について、税総合システム、戸籍電算化、それから介護保険システム改修事業ですか、この3点についてとりあえず伺いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 税総合システム整備事業でございますが、合併事務調整時に合併前3町村のうちの既存システムを使用するというので、合併時の調整事務で調整をしているわけでございます。そして、現在は、税システムについては南部地区で使用しているシステムを稼働してございます。合併後、各税目の賦課計算、それから収納消し込み等の際、事務調整時合併前に把握することのできなかった項目等がいっぱい出てきたということで、それらの使いやすいように、改修をしなければならないというようなことで、税システムの整備事業を行うということで今作業を進めております。

業者については、合併前、各旧町村に入っていた業者の方々にお願いをして、提案書を出していただいて、点数をつけて決めたいということで、現在進めております。

あと、当初予算に盛った金額については、見積額でこういう改修を行う場合にはどれくらいかかるのかなということで、見積額を出していただいた金額で一応予算要求をいたし、予算を措置していただいているということでございます。

うちの方も今繰り越ししましたが、4月、5月固定資産税の切符、それから、軽自動車

等の切符等の作業等が入りまして、さらにまた、改修する項目等の見直し等ということで時間がかかって、各業者に提案書を出していただく手続中ということで、今の進行がそういう現状になってございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、介護保険システム改修のことについてご説明申し上げます。

改修の内容は、後期高齢者制度、これから制度がスタートするわけですが、後期高齢者の国保税を年金の方から特別徴収等をするための税務のシステムとの連動ができるようにするというのと、それから、高額還付が国保、介護、それぞれ別だったものを一緒にするという内容の改修でございます。金額につきましては、国の補助が89万円、これは定額となっておりまして、残りの303万1,000円を一般会計の方で一般財源から出すということになってございます。

それから、業者の方でございますが、現在介護保険システムにかかわっている業者等も入れまして、先ほど税務課長が言っていましたけれども、それらの業者を含めて点数等によつての決定をこれからしていきたいと、そういう考えであります。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、戸籍住民基本台帳費の戸籍電算化整備事業についてご説明いたします。

これは現在あります戸籍を縦書きで、しかも手書きでございますが、これを横書きの統一したものにするという事業でございます。3町村それぞれ戸籍簿の大きさ等がまちまちでございました。それで、各分庁舎へのやり取りはファックス等を使ってやっておりますが、この事業が終わりますと、その場でプリンターから出てくるというふうな戸籍謄本の事務がそういうふうになると。また、横書きになると、戸籍がですね。という事業でございます。どういう業者がやるのかということですが、大手の実績のある電算化はかなり進んでまいりまして、全国では大体半分近くは終っているというところですが、県内はまだちょっと遅いんですが、そういう実績の

ある業者を選びまして、そこから提案書等によるプロポーザル方式でもって選んでございます。もう事業は既に始まりますが、大体１月ごろになりますと、新しい戸籍が発行できる段階になるかなと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） それでは、さらに伺いたいんですが、例えば戸籍、これら今はお伺いした今三つのシステムに限って伺いますが、これらはほかの町村ですとか、例えば県のシステムと国のシステムとの連携を図るようなシステムなんでしょうか、それとも町内の中だけで完結するようなシステムなんでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 戸籍の電算化については町内だけでございます。重要な情報でございますので、ほかには一切出さないと。中でのみということでございます。しかも、住民生活課のみというところの管理でございます。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 介護保険のシステムについては、これも町内だけでございます。全市町村改修を行うということで聞いております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 税システムについても町内だけということで、あとそれぞれの総合サービス課との窓口の接続等はできているということでございます。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） そうすれば、町内のみでのシステムということになれば、しからば、見積もりの根拠というのはどういった項目をどういう部分で見積もって、こういう金額になっているのかというのはちょっと疑問になってくるんですね。なぜかと言いますと、どこの市町村でもやっている事業なんでしょうから、基本的な基本ソフトは同じだと思うんですよね。例えば数字を扱うのであればエクセルをもとにするか、アクセスをもとにするかという、今そのぐらいの二つぐらいのあれはあるそうなんですけど、例えば、私の方の会社の社内のシステムをつくっていただいて、びっくりしたんですけれども、それも何百万円と払った経緯があるんです。その後になってその内容をよくよくつくった業者さん以外の方から伺ったら、そういうものだよということをびっくりした経緯があるんですけれども。

どうということかという、大体基本的な機能を大まかなプログラムはなされてあって、その上で、例えば南部町さんに関しては南部町さんなりのちょいちょいと事情に合った調整を図るぐらいの、そういったことをやるんじゃないのかなと私はそういう多分そうなんだろうと。ゼロからつくり上げたシステムではないと思っているんです。そういったことに、こういう1億近い金額だったり、何千万という、そういう半端じゃない金額が毎年のように計上されていると。大半は国の方針なんでしょうから、しょうがないと言えばしょうがないんでしょうが、一部は一般財源からも負担してあるということを見れば、非常に不可解、何ともよくわからない部分で進んでいる国の事業であるような、地域の事業であるような気がしてなりません。ですから、そういう積算の内容をお答えいただきたいなと。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 戸籍電算化システムにつきましては、業務の内容でございますが、まず第1に、機械が入る。これは本庁、分庁舎、支所とつなぐわけですね。その費用。それから、今ございます古い戸籍を一たん読み取ります、写真で。この作業がまた膨大にかかるわけですが、それを今度は1枚1枚、誤字脱字、そういうのを精査していきまして、整ったところでやるわけですが、確かに議員おっしゃるとおり、電算物ですから、パッケージ等できあがっているのもございます。ですから、一たんできてしまったものは安いだろうというご意見もあるだろうと思いますけれども、ただ、その企業の方はそれで研究開発費等を使っているわけですので、どこまでが投資の部分で、どこからが利潤の部分なのかというところの境目はちょっと

はかりかねるところがございます。ただ、最初にやったところはやはり企業が投資しているんだなというところをご理解いただけるかとは思いますが……。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 税の総合システムの積算でございますが、まず一つは、基本税のシステムということで賦課、収納、それから宛名管理、それから納税貯蓄組合管理、口座振替管理、それから証明発行管理等を含めております。

それからあと一つは、滞納管理システムということで、合併前の各地区の滞納管理を含めて一本になっていないということで、その滞納監理システムを含めた積算の金額ということになってございます。

以上です。

○25番（川守田稔君） それはどういうことですか、そういったものまで業者の方が管理することなんですか。

○議長（工藤久夫君） 川守田君、挙手の上で発言してください。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 先ほど申したことを繰り返します。それは、滞納ですとか、そういったこと、そのデータまでもが業者が管理して、その管理の経費ということなののでしょうか。私の聞き間違いでしたら、ご説明ください。よろしくお願いします。

○税務課長（坂本好孝君） あくまでもこのシステムを導入して、管理運営については私たちの方でやると。あと、税金のことですので、いろいろな今回みたいな税改正とか、そういうものが出てきますので、その都度改修も必要になってくるということだと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 介護保険につきましては、仕様書の方が19年度において国で内容を示すということになってございますので、金額的な部分はその仕様書に従ってのソフトを組み立てて、会社の方からの職員の派遣が来ますので、その分の人件費等が含まれております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 何となくわかったようなわからないようなことなんです、事情はわかりました。ですけれども、何といいいますか、言い値で出してどうするんだみたいな、私は思いがありまして、もう少し例えば、小野寺課長の方から先ほどシステム開発のこと云々ということが出ていますが、いろいろな小さなシステムというのはいろいろな業者の方が開発なさって、いっぱい存在していると思うんですが、そういったのは大体開発費に今の時点では2,000万円くらいかかるんだそうです。そうすると、そのシステムはどれくらいで売られるかということ、300万円くらいで売るんですね。そうすると、六、七件も契約があればペイできるという、何かそういった次元のことでこれは進んでいるんだそうです。それが基準になるかどうか分からないのですけれども、何ともいろいろな基準があって、存在している電算システムなのかなという疑問があって、こういう質問をしました。答弁ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第9号から報告第13号を終わります。

報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（工藤久夫君） 日程第14、報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 報告第14号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてご説明申し上げます。

この資料につきましては、別冊となっておりますので、（財）南部町健康増進公社の経営状況についてという別冊をごらんください。第15期事業報告書という1ページになっております。

2ページをお開きください。平成18年度事業報告からご説明申し上げます。1番としまして、温泉保養館バーデハウスふくちの管理経営状況についてと。（1）に公益事業、水中運動指導事業及び健康指導事業とございます。各種水中教室等ではありますが、開催件数は33件、開催回数は982回、受講者は2万2,120名となっております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページの中段になります。（2）公益事業講師派遣事業と。これは栄養指導、運動指導等の講師の派遣事業でございます。派遣件数は6件、派遣回数は18回、受講者数は172人と。それから、（3）番、前記以外の公益事業でございます。6月25日には第8回ふくち里山あるき、参加者は401名と。（4）番としましては、文化事業、芸能ショー等を開催いたしております。（5）その他の事業としまして、バーデハウスふくちの感謝祭等を開催いたしておりました。

次に、4ページをお開きください。上段（6）に、町高齢者の温泉利用事業の利用状況ということで、利用者数は1万6,041名となっております。それから下段（10）番利用者の状況としまして利用者総数になりますが23万8,019名。（11）は収入の状況で、収入総額が1億1,776万4,821円、支出の額が1億2,848万6,082円、差し引きマイナス1,072万1,261円となっております。

次に、5ページになります。5ページには2番ふくち野外プールの管理運営状況ということで、ふくち野外プールは営業期間は7月16日から8月27日まで43日間営業しております。（4）番になりますが、利用者の状況としまして利用者数は3,943名。（6）利用料の収入につきましては4万7,750円。（6）の管理委託料の受入金としましては390万3,000円ということになっております。

3番は、ふくちアイスアリーナの管理運営状況になっております。営業期間は夏季と冬季に分かれておりまして、夏季は5月19日から8月27日、テニス、ローラースケート場として93日間開園しております。冬季間は4月1日から4月9日、これは年度をまたぐためにこういう掲載になっておりますが、10月から3月31日と、両方合わせて178日間の開園となっております。

次に、6ページをお開きください。6ページの（3）には、利用者数の数値を載せております。

2万9,423名の利用者数となっております。(5)番は、その利用料の収入が1,357万8,410円となっております。このほか(6)番には、管理委託料の受入金としまして4,108万7,000円となっております。

次に、7ページをお開きください。7ページには宿泊施設であります交流ターミナルアヴァンセふくちの管理運営状況となっております。利用者数、これは宿泊者数ということで6,010名が宿泊利用しております。(4)番、下段になりますが、収入の状況は2,857万3,580円、支出は3,374万4,811円、差し引きマイナス517万1,231円となっております。

次に、8ページになりますが、9ページからの決算報告書を一覧にしておりますので、この表をもってご説明したいと思います。9ページからは決算報告書ということで添付しておりました。

8ページからご説明します。平成18年度の部門収入状況でございます。初めに、公益事業の歳入をバーデハウスから行います。バーデハウスの管理委託料は290万2,000円、基本財産運用益は1,999円、教室等の収入は1,267万365円、補助金収入は30万円、合計は1,587万4,364円となっております。

歳出でございます。人件費に2,194万1,826円、事業経費としまして278万8,215円、経費の合計が2,473万41円、総合計が2,473万41円、収支の差し引きマイナス885万5,677円となっております。

次に、公益のアイスアリーナでございます。管理委託料としまして4,108万7,000円の収入、これが歳入の合計でございます。次に、歳出になりますが、人件費相当としまして1,800万5,419円、事業経費としまして1,971万2,235円、経費の合計が3,771万7,654円、収支の差し引きでございます。336万9,346円の黒と。

野外プールにつきましては、管理委託料が390万3,000円。歳出になります。人件費相当が141万2,414円、事業経費が243万1,999円、合計384万4,413円、差し引き5万8,587円の黒と。合計しますと、公益事業の管理委託料の合計が4,789万2,000円、基本財産運用益が1,999円、教室等の収入が1,267万365円、補助金が30万円で、歳入合計6,086万4,364円、歳出の合計は人件費に4,135万9,659円と。事業経費としましては2,493万2,449円、経費の合計が6,629万2,108円と。差し引きましてマイナスの542万7,744円となっております。

次に、右側になりますが、収益事業の説明に入らせていただきます。バーデハウスの事業収入が1億63万4,244円、管理委託料が123万9,000円、貯金利息等が1万7,213円と。歳入合計が1億189万457円と。歳出は人件費に2,607万669円と。事業経費は7,679万6,493円。経費の合計としましては、1,286万7,162円、棚卸し88万6,574円、雑損失としましては2,305円と、これはレジの過不足ということでありました。歳出の合計が1億3,756万41円、収支の差し引きが186万5,584円

ということになっております。

次に、アヴァンセふくちです。事業収益が2,857万3,580円、歳出は人件費が1,637万3,122円、事業経費が1,717万5,774円、経費の合計が3,354万8,896円、棚卸し19万5,915円と。歳出の合計が3,374万4,811円と、差し引きマイナス517万1,231円ということになっております。収益の合計になりますけれども、事業収入の合計額が1億2,920万7,824円、管理委託料が123万9,000円、貯金利息が1万7,213円、歳入の合計が1億3,046万4,037円と。歳出の合計が人件費に4,244万3,791円、事業経費としまして9,397万2,267円、経費の合計1億3,641万6,058円、棚卸し108万2,489円、雑損失が2,305円、歳出の合計が1億3,750万852円、差し引きマイナス703万6,815円となっております。収益公益合わせて、本年度の18年度決算は1,246万4,559円の赤字を計上しております。

以上で決算報告等を終らせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） これは直接バーデの方には、議事の分には関係ない。関連で農林課からちょっとお聞きしたいんですけれども、たしか、去年の9月の議会でしたかな、ジャックドセンターの外部の改築と、こういって陳情書が採択されておったと、こう思うんですけれども、その後の状況はどうなっているか、これ関連としてお聞きしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） ジャックドセンターの件につきまして、お答えを申し上げます。

ジャックドセンターの件につきましては、陳情書が出されておりまして、その後、ジャックドセンターの管理運営をされているふくちフレッシュ会とご相談をして、そしてそちらの方の要望をお聞きいたしました。とりあえず、その要望に沿った形で、設計をしていかなければならないということで19年度に設計の委託料を計上してございます。今現在はそちらの方の設計委託料を計上しておりますので、これからジャックドセンターの方と協議いたしまして進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） 大変そういうふうな形で動いているということをお聞きしました。できるだけ早く完成するように、農林課の努力をお願いしたいと、こう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） これは町長に伺いたいと思います。

町長はこの南部町健康増進公社の先日新しい理事に再任されたわけなんです、この指定管理者制度の中で、指定管理者として、健康増進公社が指定されているわけなんです、バーデ施設の経営の最終的な責任というのはどういう、例えば町も関係あるんでしょうし、公社も関係あるんでしょうが、だれがどのような最終的な責任を負っているのかという認識を伺いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 先般、前理事が5月31日で2年の任期満了を迎えまして、理事は今までには議会推薦の議員様と、あとは旧福地地区の役場の課長職だけの理事でございました。任期満了に伴いまして新たに学識経験者、南部町全地域からお願いをし、また、議会推薦の議員の方々含めまして先般6月4日に新しい理事会を開いて、川守田議員さんも議会推薦の方で理事をお願いしたわけでございます。責任者という立場からいくと公社の理事長ということになるであろうと、こう思っております。そういう中で、その理事長の上には理事会というのも組織的にあるわけでございまして、そういう部分で理事の責任、その中では理事長という部分になるのではないかと、私は思っております。

そこで、決算等についても説明がありましたが、非常にわかりづらい部分が、私も昨年就任して、公社の方も理事長になったわけでございますが、例えば8ページの歳入の4,100万円をアリーナに委託料として出している。ここの状況を見ると、歳出では3,700万円で、300万円のプラスと。公社から見るとこういう形になるわけですが、その前のページに行きますと、じゃあそのア

リーナの事業収入は幾らなのかというと1,300万円なわけです。そうすると、公社の中では300万円営業利益が出ていますが、理事長という立場とまた町長という立場もありまして、私は本来余りよくないんじゃないかなと、こう思っているんですが、町長が町の財政を考えたときに、やはり切り詰めなければならないと。理事長という立場でいくと、やっぱり公社の運営のために町にお願いをしなければならないという、両刀なわけですが、そういう部分をまずどこを改善していけばいいかというのをきっちり出すためには、事業収入が幾ら、その不足分は委託料で町からどの分出ているというのがこの表で見られるように19年度からはしてくれと。そういう改善を図りながら。

あと、責任はどうかという部分から、ちょっと外れますが、せっかっくの機会ですから、新しい専務理事につきましては、今一般公募をする予定で進めております。そういういろいろな方々から積極的に公募していただいて、今後の改善、そういうのも図りながら取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますし、法的には恐らく理事長、そしてまた理事長のこの前組織図を見ましたが、その上には当然理事会というものと、こういうふうに思っております。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 私も理事にさせていただいて、先日初めての理事会というのに参加させてもらって、終ってからしみじみ考えたのは、本当は先ほど町長もおっしゃいましたが、町長が理事長になるべきではなかったんじゃないかなという思いがしたんです。それはどういうことかということ、町長がイコール理事であるということは、応分に財政的なことを町として面倒見ることは当たり前なんだろうという思いで成り立っているような気がするんです。ですが、指定管理者としての立場になっているわけですから、それなりの経営の責任なりは持っていただくべきだと私は考えるんですね。その上で、年々といいますか、「去年は利用者数が減って、宿泊客が減って、大変苦しい状況でございます」という説明でした。ですが、その後に「何か改善策があるのでしょうか」と言ったら、「何もありません」という言葉でした。びっくりしました。そういう姿勢でいいものかいと。そういう団体であって、形式上なのか、実施的にそういう理事長という存在が経営に影響を及ぼせるものか私はわかりませんが、例えば専務理事を公募してというプロセスを踏むということは、経営改善を視野に入れているはずだと私は解釈するんですよ。そうなんであれば、やはりこれだけ赤字になりました。はいはいという、町からの予算措置をするとかいう、そういう基本的な姿勢ではなくて、ある程度一線を引いて、ある程度の経営の責任

は持っていただくという厳しい姿勢で臨むべきでないのかなという印象を持ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 改善策がないということではなく、職員も話したと思いますが、私は先ほども言いました。町長という立場と公社の理事長というのは余り好ましくないと思っております。どなたか手を挙げて、そういう公募というの、実は今回も考えたいなとは思っていました。ただ、時間的な部分とまたそうなった場合に、公社としての大変なもの出てくるだろうということで、今回理事長という就任になったわけですが、先ほども私も言いました。町長という立場と町の財政を考えなければならない。公社となるとやはり公社運営をきちんとしていくために町にもお願いをしなければならないという両方を1人の人間がやっているわけですので、今後、私自身もそういう部分においては逆に公社と理事長、そういう部分をしっかりと別な方なりになって、そしてお互いの立場から議論し、改善するということがいいのではないのかなと思っておりますが、今すぐまたというわけにはいかないと思いますが、そういう部分は十分検討する余地があると、こう思っております。

○25番（川守田稔君） ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第14号を終わります。
ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後0時04分）

○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時30分）

欠席 川井健雄君

河端幸蔵君

議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第15、議案第54号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 73ページでございます。議案第54号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。これは、国民健康保険税の適正税率を平成20年度にかけて平準化を図りつつ段階的に改正するもので、平成19年度の国民健康保険税について、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、第3条第1項中とございますのは、これは「100分の6.5」を「100分の8」と、これは一般医療費の所得割の率でございます。

それから、5条中とございますのは、均等割でございます。

それから、次の5条の2中と、これは平等割と、それから6条中とございますのは、資産割をこのように改めるというものでございます。

次に、7条からは介護の部分でございますが、7条中とございますのは、資産割でございます。7条の2とございますのは、均等割、それから7条の3とございますのは平等割ということでございます。

次に、13条第1項中とございますのは、これは均等割の軽減のことでございまして、ここは7割軽減を指してございます。それから、「1万8,060円」が「1万8,480円」に、それから「1万8,480円」を「1万9,740円」というところは、同じく7割軽減の平等割でございます。それから、その次に、「1人について4,200円」を「8,400円」にと。これは介護7割の均等割、それから次の「1世帯について4,200円」を「5,040円」に、これは7割の介護の平等割ということでございます。

次に、5割軽減でございますが、「1万2,900円」を「1万3,200円」、これは5割軽減の部分でございます、均等割のですね。それから、「1万3,200円」を「1万4,100円」に、これは5割

軽減平等割、それから１人当たり「３,０００円」を「６,０００円」にと、これは５割軽減の均等割でございます。それから次に、「１世帯について３,０００円」を「３,６００円」、これは５割軽減平等割でございまして、「５,１６０円」を「５,２８０円」と、これは同じく介護均等割の２割軽減でございます。それから、「５,２８０円」を「５,６４０円」に、同じく２割軽減の平等割と。そして「１人について１,２００円」を「２,４００円」に、これは均等割の２割軽減、そして「１世帯について１,２００円」を「１,４４０円」に、これは同じく２割軽減平等割のことでございます。

以上で終わりました、附則の２項ですね、この改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は平成１９年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成１８年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。２０番、立花寛子君。

○２０番（立花寛子君） まず質問の１回目ではありますが、どうしてこのような上げ幅になったのか説明していただきたい。定率減税の廃止による影響と３町村合併に伴っての統一を図るための作業が一緒になったためなのかどうか、数字だけの説明では全く前後わかりませんので、詳しく説明していただきたい。

質問の２点目、項目の中には２倍、６,０００円から１万２,０００円に改めるなどという上げ幅になっておりますが、これはどうしてこのような上げ幅になったのか、根拠を示していただきたい。

３点目、こういう状況では、国保証を持てない世帯をふやすばかりではないでしょうか。その対策はどのようにお考えでしょうか。１回目の質問です。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） お答えします。

どうしてこのような上げ幅になったのかと。定率減税は直接は関係はございませんが、昨年の１８年度の６月議会において、旧３町村の税率がまちまちであったということで、それを均一課税にするということで、昨年度は各地区とも同じ税率に直しました。そのときに、低い方で合わせてございます。それを３年間で段階的に上げていこうということは昨年の議会においても説明し

てございますが、今年度につきましては、これの中間に当たります2年目でございます、来年もまた改正になるということでございますので、そこをご理解をいただきたいと、そう思います。

それから、6,000円が1万2,000円と、倍になっているところがあるというところでございますが、これは介護の部分でございます、介護の均等割がそのように上がったと。介護につきましては、やはりこのように上げないと、そのままやっていけないというような状況でございますので、確かに倍にはなりますが、6,000円の増額というふうにしてございます。

次に、このような状態だと、保健医療サービスを受けられる人が少なくなるんじゃないかということでございますが、今までどおり短期の保険証と資格証明書の発行は従前どおり行っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） このような上げ幅だと収入がふえていない、先ほども地方税法のところでも話しましたが、そんなに住民の皆さんの生活水準が上がっていないのに、これだけの数字が上がるならば、どれだけの年間の国保税を払わなければならないのか、全く想像するだに恐ろしいような状況になると考えておりますけれども、その中で、自治体として何らの手立てが尽くされていない、気持ちがあればいろいろなところでの自治体の例のように、減免できる、そういう窓口を設けているのに、何回も説明しても、改善を求めても、いまだに改善されていない。これは少し行政としても気持ちとして問題があるのではないかと、福祉の心がないというふうに訴えているんですが、そういう気持ちで私は見ておりますが、もう少し改善できる点はないのでしょうか。

先ほどの説明では、納税者の支払い能力に任せているというような受けとめ方をせざるを得ません。住民税が上がり、国保税が引き上げられる。行政では何らの手立てもとられない。そうすれば、国保証を手放さざるを得ない世帯は確実にふえていくはずで、そういうことになると、病気が重くなる人も出てくるのではないのでしょうか。どうするおつもりでしょうか。行政が手立てを尽くすことはできるわけですので、施策を講じていただきたい。「行政は赤字を背負ってもやらなければならない項目がある」と、町長もおっしゃっておりますが、この点、何らの手立てを尽くさないおつもりでしょうか。

そして、先ほどの2割減免の説明がありましたが、これは国保税の減免制度には国が適用基準を決めて、補助金を出している法定減額制度があって、先ほどの2割減免という説明でしたが、そうしますと、2割減額が認められている世帯、この2割減額を申し込もうとする世帯にはどのような説明なり、手立てが必要なのか、条件はあるのかどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） このような上げ幅で大変じゃないかということでございますが、町が一切手を特別会計に出していないというわけではございません。ただただ税収だけで賄っているわけでもございませんが、繰り入れ等もございます、町からのです。被保険者につきましては、軽減措置を図っているわけでございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減と。そういうふうなものもございます。それから、あと、2割軽減のどのような決め方になっているのかと、詳しいことでございますけれども、7割軽減及び5割軽減にかかわらなかった人のところでございますが、これは本人申請でございまして、詳しい内容につきましては、前年度の所得から7割軽減、5割軽減にもならなかったという世帯については、被保険者家族1人につき35万円でしたか、その分をまた差し引き控除した額、これに当てはまれば申請をしていただければ2割軽減になるということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この2割減額については、申請しなければ認められないということでしたが、その申請できるという制度自体知らない方が多いのではないのでしょうか。これをもう少し申請したいという方には申請できる窓口を整備していただきたいと思います。もう少し、町としても2割減額ができるということを宣伝していただきたいということです。何回も国保の問題では、予算、決算、こういう条例のときに話しているんですが、全く自治体の住民に対する重みを減らすという体質が認められないということを強く訴えていかなければなりません。先ほどの一般会計から出しているとかという話でしたが、それは事務的な経費であって、住民の皆さんの税金、国保税を減らすというようなことには1円も使われていないと私は調べております。ぜひ、

これを機会に町独自の制度をつくっていただきたい。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 先ほど2割軽減のことですが、何も町が宣伝をしていないというわけではございません。その該当になる方には通知を差し上げてございます。その通知で申請をしてくださいよとしているわけでございますので、そこをご承知願いたいと、そう思います。

あと、じゃあ町が何も出していないんだということではございません。支払基金の国から来る分にまた町の分を足して出しているわけですので、一切その事務的経費ばかりではないということもご理解を願いたいと、そう思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第54号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに対する討論を行います。

現在、国保税は住民の負担能力をはるかに超える重い水準に達しております。支払い能力に見合ったものに抜本的に改めていかなければなりません。それとともに、今できることは町独自でもできる個別認定による減免申請を認めることです。必要と認められた世帯には、滞納があっても、国保証を渡すべきです。なお、2007年は公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置の2年目となり、公的年金等特別控除額が13万円から7万円に、老年者特別控除は32万円から16万円と縮小されます。このため、2006年に続き、前年と収入が同じでも所得割額がふえ、国保税が引き上げられることとなります。町独自の住民の生活と健康を守る施策を講ずるよう

強く要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第16号、議案第55号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは、議案第55号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由であります。租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じたため、条例の改正を行うものであります。

76ページをお願いいたします。南部町手数料条例の一部を改正する条例、南部町手数料条例の一部を次のように改正する。別表34の項中「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」に改める。この南部町手数料条例の条項ですけれども、手数料条例の中の租税特別措置法の第31条の2ですけれども、措置法の優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例のために、住宅の新築等が優良な住宅に供給できるよう寄与するものであることについての認

定の申請に対する審査に係る手数料条例の条項であります。

以上、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第17号、議案第56号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第56号について説明を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、青森県市町村総合事務組合に平成19年4月1日から、青森県後期高齢者医療広域連合を加入させ、そのことによりまして、組織団体数が増加することと、青森県市町村総合事務組合同約の一部を変更するものであります。

次のページをお願いします。組合同約の一部変更であります。改正の主なことは別表1であ

りますが、構成する団体、それから別表第2、第8号では、共同処理する事務は公務災害及び通勤による災害に対する補償にかかる事務のところにそれぞれ青森県後期高齢者広域連合を加えるものであります。その他は、字句の一部を改めるものです。

附則、この規約は青森県知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用するものです。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第18号、議案第57号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第57号について説明申し上げます。

地方自治法の規定により、平成19年3月31日をもって、青森県市町村職員退職手当組合から青森県市町村税滞納整理組合及び青森県自治会館管理組合を脱退させることにより、組織する団体数が減少することと、青森県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更するものであります。

次のページをお開き願います。組合同約の一部変更であります。地方自治法の一部改正に伴いまして、規約の変更をするものです。第9条は組合長、副組合長の次に会計管理者を置くことと、その会計管理者の選任について、組合長が職員のうちから命ずるとするものであります。そのほか、職員のことにつきましては、吏員やその他の職員を職員とするものであります。

別表につきましては、組織する団体についてであり、加入している団体の名称変更であります。青森県消防補償等組合を青森県市町村総合事務組合に改めることと、脱退する組合二つであります。これを削るものであります。

附則、この規約は青森県知事の許可のあった日から施行し、変更後の青森県市町村職員退職手当組合同約別表第1の規定は、平成19年4月1日から適用するというものであります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第19号、議案第58号、青森県交通災害共済組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第58号についてご説明を申し上げます。

次の82ページをお願いします。青森県交通災害共済組合理約の一部変更であります。地方自治法の一部改正に伴いまして、執行機関の組織及び選任方法を改めるものであります。「助役、収入役」を「副管理者、会計管理者」に改めるほか、任期につきましては副管理者は4年とするものであります。また、会計管理者の選任につきましては、管理者が職員のうちから命ずるとするものであります。

附則、この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第20、議案第59号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 議案第59号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、規定の予算の総額に2億5,667万4,000円を追加し、予算の総額を98億6,667万4,000円とするものです。

91ページまでお進み願いたいと思います。91ページは歳入のところですが、13款2項3目のところでの1節公営住宅整備事業補助金1,275万8,000円の追加補正は公営住宅整備事業補助金の前倒し配分によるものの追加補正でございます。

次に、14款2項1目の1節総務費補助金6,850万円、これは市町村合併支援特別交付金でございます。充当事業は小学校教育用の備品整備に3,850万円、それから道路台帳統合業務に3,000万円を充当することとしております。

それから、最後のところですが、17款2項1目1節財政調整基金繰入金5,786万円、これは補正財源調整のため、予算繰り入れをするものでございます。

次に、次の92ページでございますが、2項減債基金繰入金、1目減債基金繰入金1億1,487万5,000円、これは公債費負担適正計画に計上した改善計画としての縁故債の繰上償還に充当するため基金から繰り入れするものでございます。

93ページでございます。93ページ以降は歳出でございます。歳出において各款において給料、それから職員手当等及び共済費の人件費が補正となっております。これは本年4月の人事異動によりまして、それぞれ調整を加えるための補正でございます。

それでは、100ページまでお進み願いたいと思います。4款1項5目母子保健費のところでの13節委託料185万4,000円の追加でございますが、これは妊婦乳児健診の関係で妊婦健診を2回行っていたものを5回までふやすと。それから子宮がん検診も実施するため185万4,000円を追加するものでございます。

次に、101ページでございます。ここは農林水産業費の5目の果樹振興費のところでは15節工事

請負費183万5,000円、消防設備工事となっておりますが、りんご貯蔵センターの消防設備工事をするための予算補正でございます。その下の19節負担金補助及び交付金176万円の追加補正でございますが、説明欄にあるとおり、りんご経営安定対策事業の負担金でございます。

次に、102ページのところで9目の達者村モデル事業費の19節負担金補助及び交付金200万円、補助金でございますが、達者村PR推進事業助成金でございます。

次に、103ページに入りますが、土木総務費のところで18節の備品購入費100万円とございますが、業務用備品でありますけれども、これは洪水情報共有システム用の備品を100万円の補正で購入するものでございます。

次に、同じく8款2項1目道路橋梁維持費の13節委託料4,515万円の補正でございますが、説明欄中道路台帳統合業務4,500万円でございます。これは先ほど申しましたように、県の市町村合併支援特別交付金を3,000万円充当してこの業務を行うものでございます。あとにつきましては、工事請負費のところ840万円ございますが、これは道路維持工事費の補正でございます。

次に、104ページでございますが、8款5項2目住宅建設費の15節工事請負費1,275万8,000円の追加補正でございますが、団地内防火水槽整備工事と説明がございます。2カ所ございまして第2苦米地駅前団地に1基、それから滝田団地に1基、防火水槽を整備するものでございます。この財源として国の交付金、財源内訳のところ1,275万8,000円、10分の10の補助で防火水槽を整備するというものでございます。

次に、105ページに入ります。10款2項1目の学校管理費の13節委託料680万円の追加補正でございますが、説明欄中、土壌浄化業務委託料とございます。これは名川南小学校の土壌浄化業務の委託料の補正でございます。次に、18節の備品購入費3,850万円、これは学校教育用設備備品でございますが、これは名川地区の3小学校のコンピュータを購入するものでございます。この財源として3,850万円同額でございますが、市町村合併支援特別交付金を充当して、この備品を購入するための補正でございます。

次に、106ページでございますが、10款6項2目の保健体育費の15節の工事請負費1,147万3,000円の追加補正でございます。電光掲示板改修工事となっております。これは、バーデのアイスアリーナで、アイスホッケー用の電光掲示板を1,147万3,000円で改修工事するものでございます。

最後になりますが、107ページでございますけれども、12款1項1目元金の補正額1億1,229万円の償還金利子及び割引料の補正でございますけれども、縁故債を繰上償還するための補正でございますが、相手方は青森銀行さんとの協議の上、補正しているものでございます。あとの利子につきましては、19年度分の利子の償還分を補正してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 101ページ、102ページにわたって非常に前向きな何々振興費というのがずらっと並んでいますけれども、その中で102ページの7款商工費というところの観光費、商標登録手数料と、こうあるんですけれども、これは金額のこととはまた別に、これは手数料とあるんですけれども、ということは、どういう動きなのか、何かうれしいような登録ですので、何かうれしい答えが返ってくるのかなと思って、ちょっと手を挙げてみました。この内容はどういう内容のものなのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 工藤議員のご質問にお答えします。

観光費、12目役務費の商標登録手数料は、ウメのワインのU m e ・ポーの商標登録の更新という形の手数料になります。よろしいでしょうか。

○12番（工藤幸子君） すっかり聞こえないんですけれども。

○商工観光課長（有谷隆君） ウメでつくったウメのワインU m e ・ポーという商品がございます。このU m e ・ポーの商標登録の更新ということの手数料になっております。よろしいでしょうか。

○12番（工藤幸子君） そうですか、わかりました。ありがとうございます。そうすると、これが発売既にされているとか、そういうことですか、それとも今からということですか。どうなんでしょうか。

○商工観光課長（有谷隆君） 平成6年から既に販売しておりまして、10年経過しましたので、更新という形になりますので、よろしいでしょうか。

○12番（工藤幸子君） 済みません。大変失礼しました。うっかり世の中生きているものですから、大変失礼しました。ありがとうございました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） Tシャツに関しての補助金が200万円ついていましたね、何ページでしたっけ。その具体的な内訳を教えてください。

それから、土壌浄化に関する委託料の内容をお知らせください。

それと、学校給食センター建設の準備が進んでいるはずなんですが、その進捗状況をお知らせいただければ、ありがたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 8款土木費の2項道路橋梁費の第1項道路橋梁維持費の委託料4,500万円の道路台帳の統合業務ですけれども、今まで道路台帳は3地区、南部、福地、名川とそれぞれシステムが違っていましたので、それを新たに一本化すると。済みません。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 102ページになります。19節負担金補助及び交付金の達者村PR推進事業助成金でございますけれども、内訳ということでございましたので、達者村の振興を図る目的で達者村に理解を深めていただき、町民一体感を持って達者村をPRし、広めていくために、Tシャツを買っていただいた方に対しまして、購入費の一部を助成するものでございます。Tシャツでございますけれども、まず今考えておりますのは、Tシャツの種類、横文字が3色と、それから縦文字が2色を予定してございます。計5色でございます。これは、町内で活動している団体が助成の対象となってございます。実施する場合は、達者村Tシャツ納品会というのを組織いたします。そちらの方で事務局と納品の受付を行います。

補助の額でございますけれども、今考えておりますのは、1枚当たり500円ということでございます。数量は4,000枚を予定してございますので、200万円の補正をしてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 105ページの13節委託料、土壌浄化対策業務委託料680万円の内容をご説明いたします。

この業務委託料につきましては、18年度に実施の予定でありましたが、その調査に係る土壌汚染の状況を八戸工業大学地盤環境工学の教授に調査の方法と指導をお願いしたところ、解決方法を想定した上で、効果的なボーリング調査を実施するためには、現在実施しております地下浄化プラントでの分析結果の再検討が必要なため、18年度の予定を変更し、19年度実施のために今回の補正に計上したものであります。この再検討の内容につきましては、ボーリングの本数、そのボーリングの場所を決定、協議し、再決定して、汚染の拡散状況や土壌に残留している灯油の濃度を調査し、効果的な対策を検討するために実施するものであります。

それから、給食センター建設委員会の進捗状況につきましては、18年3月に、第1回目の建設検討委員会を発足いたしました。それで、2回目の建設検討委員会を5月に行っております。これからの予定は、6月、今月の21日に他県の施設見学、水沢の給食センター、これはオール電化の給食センターですけれども、それと岩手県の一戸町、これは蒸気のボイラー式でドライ施設のHACCP方式を取り入れた給食センターですけれども、それと三戸の給食センターを視察する予定であります。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君

○25番（川守田稔君） Tシャツの方はわかりました。

土壌浄化の件なんです、土壌浄化、再度、以前にもあるゼネコンの方がいらして、大層な予算を費やして、井戸を掘ってみたり、いろいろやっていたようなんですが、結局その方々たちが出した結果というのはどうだったんですか、そうすると。役に立たないということなんです、処理の方法の再決定を改めてということは。興味があったものですから、私は担当の方に話を伺ったことがありますけれども、1年以上も前になりますか。そうしましたら、何とも職員の方自体が当然のことかなって思うんですが、非常に委託している人たちがどういう目的でこのボー

リングの、例えば深さであれ、位置であれ、どういう意味があるのかという、そういう作業自体の意味を理解しないで事が進んでいたような印象がありました。それでいて、また再度こういうこれは最終的な処理の工程ではなくて、改めてまた調査という工程ですよ。そういった何か非常に二重、三重になるのか、むだ遣いというか、本来であれば1回の調査で例えば汚染の区域ですとか、地下に浸透している灯油の量というのは推測の量なんでしょうけれども、ある程度算出できるはずなんですね。そういったのが何で以前の調査でわからないのか、その結果を出そうとしなかったのか、何でそういう結果に対して今まで金を払ってきたのかというところが私は非常に疑問なところがあります。ですから、そここのところの所見があればご説明ください。

それから、給食センターに関しては、どういう管理の仕方、どういう建設の仕方をするかわからないのですけれども、例えば今のご時勢にのっとれば、ただ、給食を供給するだけの施設にとどまらず、例えばひとり暮らしの老人世帯への宅配の給食サービスというのがありますね。例えば、そういったのを抱き合わせして、運営するような方式があってもいいような気がします。素朴な発想としてです。ですが、そういったことになる、例えば文部省と厚生省の省の重複があつたりとかと、そういう法律的な壁ができるような気もするんですが、今の時点でそういった改めてそういう検討のし直しのようなことができるのであれば、そういうふうに進んでもらえれば、私としてはいいことかなという感じがあるんですけれども、その辺のご所見を伺いたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 赤石副町長。

○副町長（赤石武城君） それでは、名川南小学校のことについてご説明申し上げます。

問題が発生してからことしで5年たつわけですが、当初から現在の調査方法で始めたわけですが、大抵3年から4年ぐらいの調査を見ようというふうなことで、1年、2年、3年、それぞれ結果が出ております。その結果につきましては、もう1年目からもう数的には水はある程度浄化して、川へ流してもいいというふうなことが2年目のあたりからはっきりしまして、3年目というふうなこと。しかし、機械があのような機械なものですから、その機械の管理維持、それから調査分析というふうなことで、金額的には予算に盛られてありますそれなりの金額で来ておりましたが、おとしから若干この調査についても、前の話のとおり、だんだんその間で数量が減ってきているので、見直しする方法がないかというふうな検討をしました。

その一つは、今話しましたボーリングでもって土壌を全部調べてみると。それは中心になって

おります部分から約20本ぐらいのボーリングではどうだろうかというふうなことから、いや、10本ぐらいでもいいというふうないろいろ検討はしてきたんですが、もう1年様子を見て、実際具体的な方法に入りましょうといったのが2年前です。去年予算をつけていただいて、ボーリングしようとしたんですが、ただ、今まで頼んでおります調査管理の方では、金額がさっぱり前と変わらないものですから、「ちょっと考えてみってくれと、このような金額でどうなの」というふうな話を交渉したんですが、今分析してもらったり、3年も4年もたてば、いわゆる浄化して、いろいろな機械もあちこち手直ししているので、若干そういうふうな金額もかかるというふうなことでしたが、昨年それをはっきり見切りをつけて調査するというふうなことをお願いして、現在の姿になっています。

現在はやはり数値が下がってはきていますが、方向としてはこのまま同じ金額でずっと続けていくと、いつまでたっても同じ調査の姿ですので、もっと改良して、校舎の回りを全部部分的にとめてしまうか、それから、山側の方の全部水の排水をほかの方にやってしまうか、いろいろこれからボーリングで検討するということです。今回のボーリングで今管理している体制とのかかわりもはっきりさせ、結果を出して処理するというふうなことにしましたので、来年からはまた方法が変わっていくと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 学務課長。

○学務課長（佐々木秀雄君） 給食センターのことですけれども、給食センターの建設のコンセプトにのっとって、今現在はオール電化か、蒸気のボイラーかということはまだ結論が出ておりません。その最初の結論を出すために、それを選択するために今の施設見学を予定しております。要するに、給食センター建設に当たっては、うちの定めたコンセプトがありますけれども、それにのっとって、どちらを選ぶかというのがこれから話し合われていくものと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 土壌浄化の件です。

何か、ぶっちゃけた話、ゼネコンさんにいいようにされているんじゃないのかなという印象が

あったんですよ。何かそういうよこしまな憶測でものを言うのも何かと思うんですが、何かそういう印象が非常にあったものですから、もっとお金は有効に使ったらいかがでしょうかという、そういうことでした。

ただ、よろしくないなと思うのが、専門的な知識というのを担当する職員が理解できていないんだらうということが非常に問題、構造的なことなんでしょうけれども、全般的なことなんでしょうけれども、役場の中。こういった場合にはそういう専門的な知識を理解できるほどの職員がどれだけいるのかなという疑問があったということを申し上げておきたいと思います。

それから、給食センターの方は、まだそういう段階なのであれば、よろしくいろいろご検討願いたいと思うんですが、例えば、文部省と厚生省をまたぐのであれば、P F I 的な発想も非常に有効なんじゃないのかなという観点で質問いたしました。そういうことでした。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第21号、陳情第2号、看護師の増員を求める陳情書を議題といたします。

本件は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。山口博个君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員長（山口博个君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る6月8日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、看護師の増員を求める陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果はお手元に配付しております陳情審査報告書のとおり、安全で安心できる医療、看護の実現のためには看護師配置基準を抜本的に見直して、看護師の増員を図ることが必要であるため、全会一致採択となりましたので、ご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件の陳情に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

.....

陳情第3号の委員長の報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第22、陳情第3号、テニスコート新設に関する陳情書を議題といたします。

本件は教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。山口博个君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員長（山口博个君） 教育民生常任委員会の陳情審査結果を報告いたします。

去る6月8日、本会議において本委員会に付託されました陳情第3号、テニスコート新設に関する陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。審査結果は、現在使用できない照明付きのテニスコートは旧名久井第二中学校時代の油漏れ処理が完了すれば、使用可能となるため、今後油漏れ処理の進捗状況を経過観察する必要がある、地域のテニスへの関心が高いことは十分理解できるが、全会一致で継続審査となりましたので、報告をいたします。

あわせて、ただいまも、川守田議員からも質問がございますけれども、教育民生常任委員会でもこの件につきましては、大変憂慮しております。一刻も早く解決したい。ただ単に油漏れという問題で、その解決ができないというだけで、長引かせるということには問題があるということもございますので、どうぞひとつ当局においては早い解決をお願いします。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件の陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第３号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

日程の追加

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

ただいま陳情第２号の採択と陳情第３号の継続審査の決定により、山口博个君ほか９名から発議第４号、看護師の増員を求める意見書案と教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、それぞれ追加日程第１及び第２として、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第４号及び閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第１及び第２として議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後２時35分）

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午後２時37分）

発議第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 追加日程第１、発議第４号、看護師の増員を求める意見書案を議題いたします。

本案提出者の説明を求めます。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 発議第4号、看護師の増員を求める意見書案について、提案理由の説明をいたします。

この意見書は、看護師の増員を求める陳情書が本定例会で採択されましたので、関係大臣に送付するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

高齢化社会を迎える中で、医療・社会保障の充実は、国民と医療労働者にとって切実な願いであります。

しかし、入院日数の短縮や医療内容の高度化などによって、医療現場はかつてなく過酷な労働実態となっており、看護師不足が深刻化しています。

医療事故をなくし、安心・安全で行き届いた医療・看護をするためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

今、看護師は仕事に追われ、そして疲れ果てています。「私はこうした看護がしたい」との夢や希望を持って働くことすら困難な状況です。「十分な看護が提供できている」と答えた看護師は1割にも届かず、4分の3が仕事をやめたいと思っているほどです。

改善のためには、欠員の速やかな補充とともに、看護師を数多くふやすことが必要であり、同時に看護師配置基準の抜本的な見直し、夜勤日数の上限規制などの法整備、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められています。

看護師不足の危機的状況を打開し、安全で安心できる医療・看護の実現に向けた対策を講じられるよう、下記事項について国に要望いたします。

1、看護師配置基準を抜本的に見直し、看護師の増員を求める。

平成19年6月14日

提出者 南部町議会議員 山口博个、賛成者 南部町議会議員 伊達一夫、宮野 正、佐々木元作、小笠原義弘、相田耕作、工藤和夫、工藤幸子、長根和夫、夏坂清蔵。

以上で意見書案の説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

.....

閉会中の継続審査の件

○議長(工藤久夫君) 追加日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、教育民生常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

常任委員会報告

○議長(工藤久夫君) 日程第23、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

.....

閉会中の継続調査の件

○議長（工藤久夫君） 日程第24、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....

議員派遣の件

○議長（工藤久夫君） 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付のとおり、派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 平成19年第8回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月8日から14日までの7日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には、何かとご多忙の折ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、今議会に提出いたしました全議案とも慎重審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

ご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって、事務事業の推進に努めてまいる所存であります。

さて、先月25日に開幕したばたんまつりは、4月、5月の寒さにより開花がおくれましたが、会期を6月10日まで延長し、休日には好天に恵まれたこともあり、期間中1万3,000人の行楽客でにぎわいを見せました。

また、サクランボにつきましては、6月上旬に実施した作柄調査によりますと、平年に比べ主力品種の佐藤錦は平年並、南部錦、香夏錦などは平年作以上で推移しているとの報告を受けておりますが、一部にハイボシ病の発生も見受けられ、これからの収穫期に向け、病虫害対策などの栽培管理の徹底について関係機関と連携をとりながら、呼びかけてまいりたいと考えております。

地域間格差が広がる様相の中、人口においても平成18年度の異動報告によりますと、前年に比べ、人口増となったのは、東京圏域、愛知圏域など、9都県のみであり、他の39都道府県は軒並み減となっており、人口の都市集中化が再び始まったとされております。青森県においても当町を含め、前年に比べほとんどの市町村が減少しているという結果になっております。このような中、定住人口の増加は、直ちには難しいとしても、南部町の歴史、文化、自然などの資源を生かした観光、グリーン・ツーリズム事業などをさらに展開し、県内外からの交流人口をふやし、南部町の活性化に鋭意取り組んでまいりますので、議員各位、参与の皆様におかれましては、これまで以上のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（工藤久夫君）　ここで一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

昨年１月１日に合併しましたこの新南部町も私ども議員の任期は残すところあと３カ月と半分になりました。議員の任期は一たん９月末で切れるわけですが、南部町の町政は一瞬の停滞も許されません。今定例会でいろいろ意見が出ましたが、理事者の皆さんはそれを真摯に受けとめ、町勢発展のために、日夜努力されることを期待して、今定例会の終了に当たりましてのごあいさつといたしたいと思います。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

これで、第８回南部町議会定例会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後２時４９分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工 藤 久 夫

署 名 議 員 工 藤 和 夫

署 名 議 員 佐 々 木 幹 夫